平成２９年第３回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成２９年　９月　５日　開会

平成２９年　９月１５日　閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成２９年東吾妻町議会第３回定例会会議録目次

第　１　号　（９月５日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……2
○出席議員……2
○欠席議員……2
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名……2
○職務のため出席した者……3
○議長挨拶……4
○町長挨拶……5
○開会及び開議の宣告……6
○議事日程の報告……6
○会議録署名議員の指名……6
○会期の決定……6
○諸般の報告……7
○諮問第１号、諮問第２号の上程、説明、採決……7
○報告第１号の上程、説明、質疑……9
○報告第２号の上程、説明、質疑……10
○認定第１号の上程、説明、監査委員報告、議案調査……10
○決算書の訂正……50
○認定第２号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託……50
○認定第３号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託……56
○認定第４号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託……59
○認定第５号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託……63
○認定第６号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託……65
○認定第７号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託……70
○認定第８号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託……73
○延会について……77
○延会の宣告……77

第　２　号　（９月６日）

○議事日程……79
○本日の会議に付した事件……79
○出席議員……80
○欠席議員……80
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名……80
○職務のため出席した者……80
○開議の宣告……81
○議事日程の報告……81
○議案第７号の上程、説明、議案調査……81
○議案第８号の上程、説明、議案調査……82
○議案第９号の上程、説明、議案調査……84
○議案第１０号の上程、説明、議案調査……85
○議案第１１号の上程、説明、議案調査……86
○議案第１２号の上程、説明、議案調査……87
○議案第１３号の上程、説明、議案調査……89
○議案第１４号の上程、説明、議案調査……89
○議案第１５号の上程、説明、議案調査……91
○議案第１号の上程、説明、議案調査……92
○議案第２号の上程、説明、議案調査……99
○議案第３号の上程、説明、議案調査…… 100
○議案の訂正…… 102
○議案第４号の上程、説明、議案調査…… 102
○議案第５号の上程、説明、議案調査…… 104
○議案第６号の上程、説明、議案調査…… 105
○議案第１６号の上程、説明、議案調査…… 106
○陳情書の処理について…… 107
○散会の宣告…… 108

第　３　号　（９月１４日）

○議事日程…… 109
○本日の会議に付した事件…… 110
○出席議員…… 110
○欠席議員…… 110
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名…… 110
○職務のため出席した者…… 111
○開議の宣告…… 112
○議事日程の報告…… 112
○発言の訂正…… 112
○認定第１号の質疑、自由討議、討論、採決…… 113
○認定第２号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決…… 116
○認定第３号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決…… 118
○認定第４号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決…… 119
○認定第５号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決…… 121
○認定第６号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決…… 122
○認定第７号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決…… 123
○認定第８号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決…… 125
○議案第７号の質疑、自由討議、討論、採決…… 126
○議案第８号の質疑、自由討議、討論、採決…… 127
○議案第９号の質疑、自由討議、討論、採決…… 128
○議案第１０号の質疑、自由討議、討論、採決…… 128
○議案第１１号の質疑、自由討議、討論、採決…… 129
○議案第１２号の質疑、自由討議、討論、採決…… 130
○議案第１３号の質疑、自由討議、討論、採決…… 130
○議案第１４号の質疑、自由討議、討論、採決…… 131
○議案第１５号の質疑、自由討議、討論、採決…… 133
○議案第１号の質疑、自由討議、討論、採決…… 134
○議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決…… 142
○議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決…… 143

○議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決…… 144
○議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決…… 144
○議案第６号の質疑、自由討議、討論、採決…… 145
○議案第１６号の質疑、自由討議、討論、採決…… 146
○選挙第１号…… 146
○陳情書の委員会審査報告…… 147
○発委第１号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決…… 148
○議員派遣の件について…… 149
○閉会中の継続審査（調査）事件について…… 150
○町政一般質問…… 155
山　田　信　行　君…… 156
竹　渕　博　行　君…… 164
根　津　光　儀　君…… 178
須　崎　幸　一　君…… 189
○延会について…… 195
○延会の宣告…… 195

第　４　号　（９月１５日）

○議事日程…… 197
○本日の会議に付した事件…… 197
○出席議員…… 197
○欠席議員…… 197
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名…… 197
○職務のため出席した者…… 198
○開議の宣告…… 199
○議事日程の報告…… 199
○町政一般質問…… 199
里　見　武　男　君…… 199
青　柳　はるみ　君…… 207
金　澤　　敏　君…… 214

重　野　能　之　君…… 221
○発委第２号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決…… 227
○町長挨拶…… 229
○議長挨拶…… 230
○閉会の宣告…… 231
○署名議員…… 233

平成29年９月５日（火曜日）

（第　１　号）

平成２９年東吾妻町議会第３回定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２９年９月５日（火）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

第　５　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について

第　６　報告第　１号　健全化判断比率の報告について

第　７　報告第　２号　資金不足比率の報告について

第　８　認定第　１号　平成２８年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について

第　９　認定第　２号　平成２８年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第１０　認定第　３号　平成２８年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第１１　認定第　４号　平成２８年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第１２　認定第　５号　平成２８年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

第１３　認定第　６号　平成２８年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第１４　認定第　７号　平成２８年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第１５　認定第　８号　平成２８年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

第１６　議案第　７号　東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について

第１７　議案第　８号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

第１８　議案第　９号　東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第１９　議案第１０号　東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第２０　議案第１１号　東吾妻町税条例の一部を改正する条例について

第２１　議案第１２号　東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第２２　議案第１３号　東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第２３　議案第１４号　東吾妻町空家等の適正管理及び利活用に関する条例について

第２４　議案第１５号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第２５　議案第　１号　平成２９年度東吾妻町一般会計補正予算（第２号）

第２６　議案第　２号　平成２９年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第２７　議案第　３号　平成２９年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第２８　議案第　４号　平成２９年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）

第２９　議案第　５号　平成２９年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

第３０　議案第　６号　平成２９年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）

第３１　議案第１６号　町道路線の廃止について

第３２　陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第１５まで

出席議員（１４名）

１番	一　場　明　夫　君	２番	里　見　武　男　君
３番	小　林　光　一　君	４番	重　野　能　之　君
５番	竹　渕　博　行　君	６番	佐　藤　聡　一　君
７番	根　津　光　儀　君	８番	樹　下　啓　示　君
９番	山　田　信　行　君	１０番	茂　木　恒　二　君
１１番	金　澤　　敏　君	１２番	青　柳　はるみ　君
１３番	須　崎　幸　一　君	１４番	浦　野　政　衛　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	代表監査委員	角田隆紀君
総務課長	茂木　聡君	企画課長	水出智明君
地域政策課長	浅見梅雄君	保健福祉課長	橋爪克敏君
町民課長	三枝　仁君	税務課長	黒岩康茂君
農林課長	丸山和政君	建設課長	桑原正明君
上下水道課長	高橋　修君	会計課長兼会計管理者	松井秀之君
教育課長	田中康夫君		

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局補佐	水出　淳
議会事務局補佐	髙橋智恵子		

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君）　皆さんおはようございます。

開会に当たりご挨拶を申し上げます。

ことしの夏は台風や記録的豪雨、あわせて長雨が全国各地に甚大な被害をもたらしました。幸いにして東吾妻町では大きな被害は報告されていませんが、長雨や日照不足による基幹産業の農業への影響が心配されています。

また、７月に発生した九州北部豪雨による被災地に対しては、議員各位のご理解のもと、８月３日に議会として日本赤十字社群馬県支部を通じて義援金５万円をお送りさせていただきましたことをここでご報告させていただきます。

さて、８月29日にＪアラートが鳴り響き、その後北朝鮮の平壌近郊から発射された弾道ミサイルが北海道上空を通過して襟裳岬の東方約1,180キロの太平洋上に落下したことが発表されました。さらに、９月３日には６回目の核実験が強行され、我が国の平和や国民の安心と安全を脅かす重大な脅威となっています。

こうした緊急事態に対して、我が国として今後国際社会と連携のもと、慎重かつ適切な対応をしていただくことを期待したいと思います。

さて、本日ここに平成29年第３回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、人事案件を初め、平成28年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算認定や平成29年度補正予算案等の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長初め執行部各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際には必ずお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君）　開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　おはようございます。

平成29年第３回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただきここに開催できますことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

さて、ことしの夏は７月下旬からの長雨でレジャー事業が盛り上がるお盆期間も関東地方では日照時間が短く、天候不順に見舞われました。その影響は多方面にわたって出ており、特に水稲では、日照不足による品質、収量への影響が懸念されております。

また、昨年から北朝鮮の弾道ミサイルの発射が相次いでいましたが、８月29日早朝、事前予告もなく日本列島上空を通過する弾道ミサイルが発射されました。町では４月以降、広報紙やホームページで注意喚起を促してきましたが、今後につきましても、町民向けに広報等を行いたいと考えております。

そして、北朝鮮は９月３日、昨年９月以来６回目となる核実験を行ったと発表いたしました。首相は、我が国の安全に対するより重大かつ差し迫った新たな段階の脅威とする声明を発表いたしました。

また、官邸から北朝鮮による核実験実施情報に関し内閣総理大臣からの指示に関する情報提供がありました。町としても、米国や日中韓などの国際社会はどう対応するのか注視をする必要があると考えております。

さて、本定例会では人権擁護委員の推薦についての人事案件２件、健全化判断比率の報告など報告関係２件、東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてなど条例関係９件、平成28年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてなど決算関係８件、平成29年度一般会計補正予算など予算関係６件、町道路線の廃止などその他関係２件を提案させていただく予定でございます。

全てを原案どおりご議決賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君）　ただいまより平成29年第３回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、６番、佐藤聡一議員、７番、根津光儀議員、８番、樹下啓示議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君）　日程第２、会議の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から９月15日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認め、会期は11日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、あす９月６日正午までといたしますのでよろしくお願

いいたします。限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後も一層皆さんにご協力をいただき、単なる事務的な見解をただすに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案調査の段階でただせるものや質問者の要望を述べるものなど、一般質問の内容として適当でないものを避け、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外であったり、適正を欠く内容の場合は通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただき、議会活動、または議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第１号、諮問第２号の上程、説明、採決

○議長（一場明夫君）　日程第４、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第５、諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　諮問第１号、諮問第２号について一括して提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では５名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、平成29年12月31日をもって２名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より後任候補の推薦依頼がありました。

人権擁護委員候補者は、地域住民の中から人格、識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、今回原町在住の新井ひろみさん、岩井在住の水野しげ子さんに打診したところ、候補者としての内諾を得られました。

新井さんは、平成15年１月１日人権擁護委員に就任し現在５期目を迎えており、年齢は再任候補者として可能な75歳未満であります。

水野さんは、農業委員会委員、民生児童委員の経歴をお持ちのほか学校評議員でも活躍し、年齢は新任候補者として可能な68歳以下であります。

町といたしましては、両名が人権擁護委員候補者の基準条件を満たし、適任者と考えておりますので、推薦に当たり議会の意見を賜りたく諮問申し上げます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

それでは最初に、諮問第１号の採決を行います。

お諮りいたします。諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

次に、諮問第２号の採決を行います。

お諮りいたします。諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君）　日程第６、報告第１号　健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　報告第１号　健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し公表しております。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、平成28年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較すると0.5ポイント改善され、３カ年平均値で11.9％となりました。比率が改善された主な要因といたしましては、町村合併以降に発行している町債について、交付税算入率の優位な町債に特化している状況のあらわれでございます。

将来負担比率につきましては、地方債現在高が約２億8,400万円減少したことと、公債費への充当可能基金が約２億1,200万円増加したことにより、7.9ポイント改善いたしまして57.6％となりました。

いずれの指標につきましても早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。

今後も引き続き町債の発行に際しましては、交付税措置等財政措置の優位なものを活用し、公債費や地方債残高をきちんと見据え、事務事業評価を行い無駄な歳出を抑えるなど、さらなる財政の健全化に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第２号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君）　日程第７、報告第２号　資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　報告第２号　資金不足比率の報告について説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の３会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率としては該当ありません。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君）　報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第１号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第８、認定第１号　平成28年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認

定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第１号　平成28年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

一般会計においては、歳入総額84億5,929万9,897円、歳出総額81億5,790万3,488円で、歳入歳出差引額の形式収支で３億139万6,409円の黒字となりました。そのうち繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が3,245万円ありますので、実質収支額は２億6,894万6,409円の黒字となっております。

最初に、歳入の決算額ですが、前年度と比較して8.8％、額にいたしまして８億1,856万9,136円の減額となっております。

歳入の内訳でございますが、町税につきまして法人町民税が企業収益の減収等により前年度比19.1％、3,638万6,100円の減となり、３年ぶりの減額となりました。

軽自動車税は、税率改正により前年比24.9％増、金額で1,152万2,528円の増額となっております。町税全体では19億3,287万7,002円となり、前年度比1.4％の減となりました。

地方交付税のうち普通交付税は、合併算定がえの縮減措置により29億813万9,000円となり対前年度比2.5％減、金額にして7,416万7,000円の減額となりました。

特別交付税につきましては、中之条病院及び原町赤十字病院関連の算定方法変更等により、対前年度比8.8％減、2,419万2,000円の減額となりました。

町債は、土木債が１億100万円増加いたしましたが、基金造成事業債が１億9,000万円、坂上小学校施設整備事業債が１億870万円、それぞれ皆減したため全体では17.4％、金額で１億4,524万8,000円の減額となっております。

その他の歳入では、平成26年２月に発生いたしました大雪による農業災害対策事業債補助金の減額等により県支出金が２億6,180万7,009円の減額となりました。

財産収入につきましては、国民宿舎榛名吾妻荘の売却収入が減額となった影響で9,375万6,951円の減額となっております。

続きまして、歳出決算額ですが、前年度と比較して7.1％、額にいたしまして６億2,701万3,190円の減額となっております。

主な事業といたしまして、総務費では、庁舎建設基金積立金が３億2,474万1,000円の増、

財政調整基金積立金が４億5,824万1,216円の減、合併市町村振興基金積立金が約２億円の減額となりました。

民生費においては、臨時福祉給付金事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の増により社会福祉費が9,847万9,052円増加しております。

農林水産業費では、収入でも説明させていただきました大雪被害による経営体育成支援事業補助金の減額等により総額で対前年度比40％、金額にして３億6,045万3,060円の減額となりました。

教育費は、坂上小学校施設整備事業の減額等により総額で62％、6,945万5,945円の減額となっております。

依然厳しい町財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し堅実な財源確保を心掛け、健全な財政運営を目指してまいりました。今後も優位な財源の確保と適切な予算執行に努めてまいります。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの課長から説明をさせますので、十分ご審議をいただきましてご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。

教育費の部分を読み返しいたします。教育費は坂上小学校施設整備事業の減額等により、総額で「62」と言いましたが「6.2％」、6,945万5,945円の減額となっておるということでございます。訂正をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君）　お世話になります。

決算書の説明に入る前に、決算書及び配付させていただきました資料につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

最初に決算書の訂正でございますが、114ページ最下段から116ページにかけてのものでございます。正誤表をつけさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

内容につきましては、決算説明の中で担当課長より説明をさせていただきますので、この場では省略をさせていただきます。

次に、お配りをいたしました資料について、１つは東吾妻町における施策の実績でございます。昨年度の主な事業実績を総務課から教育課まで課別にまとめたものでございます。

もう１つは、平成28年度東吾妻町一般会計款別決算書（対前年度比較）とあるものでござ

います。こちらです。

１ページは款別決算書の対前年度比較でございます。２ページは款別の歳入歳出に対する執行率の一覧になっております。３ページでございますが、一般会計から水道事業会計までの各会計ごとの平成26年度から平成28年度、３年間における収入支出の決算額の一覧になっております。４ページでございますが、特別会計まで含めました全会計３年間の歳出の決算を性質別で合計した一覧でございます。５ページは地方債の残高の推移で、平成23年度末現在高から平成28年度末現在高までの一覧でございます。６ページから最終ページまで、これにつきましては、一般会計歳入歳出の目別決算の対前年度比較と増減の主な要因でございます。それぞれ決算の参考にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君）　お世話になります。

続きまして、事項別明細書により１款町税について説明させていただきます。

決算書９ページ、10ページをごらんください。

町税の予算総額は19億1,624万8,000円、調定額は19億9,668万3,765円となり、収入済額につきましては19億3,287万7,002円で、前年度の収入額と比較しますと2,800万円余の減少でございます。収納率につきましては全体では96.8％、現年度課税分99.14％、滞納繰越分27.92％でございます。

不納欠損額につきましては424万8,009円で、不納欠損の中で地方税法15条の７に規定される滞納処分を停止したものにつきましては100％でございます。前年度は94％でございました。

収入未済額につきましては5,955万8,754円で、前年度より550万円余が減少しております。

続きまして、税目別でございますが、１項町民税、収入済額が７億1,438万7,448円でございます。１目の個人町民税収入済額５億6,004万7,848円でございます。これは１節の現年度課税分と２節の滞納繰越分の合計でございます。収納率では95.7％、前年比で323万円余減少しております。２目の法人町民税につきましては収入済額１億5,433万9,600円でございます。収納率で99.6％、前年比で3,638万円余の減少でございます。

２項固定資産税では、収入済額10億6,033万4,290円でございます。１目の固定資産税につきましては収入済額10億3,464万5,460円で収納率96.67％、前年比で240万円余増加しております。２目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、収入済額2,568

万8,800円は関東財務局を初め４団体からの納付金でございます。前年度より76万円余の増額となっております。

３項１目の軽自動車税につきましては収入済額5,779万6,428円でございます。収納率で96.02％、昨年度より1,252万2,000円余の増額となっております

次に、４項１目の町たばこ税でございます。収入済額9,430万5,136円、昨年度より353万円余減少しております。

次に、５項１目入湯税につきましては収入済額605万3,700円でございます。昨年度より45万円余増加しております。

以上が１款町税の歳入決算でございます。詳細につきましては、施策の実績の65ページから68ページまでに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、９ページ、10ページの最下段になります２款の地方譲与税から飛びまして13、14ページの９款地方特例交付金までは、一定の基準によって譲与または交付される性質のものでございます。

10款の地方交付税です。31億5,892万3,000円で前年度と比べ9,835万9,000円、率にしまして３％の減となっております。

11款の交通安全対策特別交付金は、道路交通法違反の反則金を財源として交付されるものでございます。

ここまで、使途が制限されずどのような経費にも充てることができる一般財源となっております。

続きまして、12款以降につきましては各課にわたるものでございますが、歳入の部分につきましては企画課のほうで説明をさせていただきます。

12款の分担金及び負担金でございますが、収入済額は合計で１億2,710万2,478円で、基本的には受益者が負担する性格のものでございます。収入未済額が2,270万8,363円ありますが、これにつきまして若干説明をさせていただきます。

15ページ、16ページをごらんください。

３目農林水産業費負担金の収入未済になります。内訳は公団営畜産基地建設事業負担金の有限会社ハルランのものでございます。収入未済の内容は償還金不足分でございますが、この件につきましては平成31年度までの償還分の繰上償還と合わせまして９月現在、既に完済

となっております。

続きまして、13款使用料及び手数料でございます。収入済額合計が１億1,020万9,022円で、収入未済額が271万6,186円出ておりますが、これにつきましては公営住宅使用料の収入未済が多くを占めております。

次ページにいっていただきまして、17ページ、18ページ、その最下段の14款国庫支出金になります。その目的や性格によりまして負担金、補助金、委託金の３つに分類されております。

収入済額合計で４億5,720万4,345円となります。収入内容は事業も多岐にわたっておりますので、備考欄をごらんいただきたいと思います。

次に、21ページまでいきまして、15款県支出金ですが、国庫支出金と同様に負担金、補助金、委託金の３つに分類をされておりまして、収入済額合計で４億7,190万5,014円でございます。こちらも収入内容は備考欄をごらんいただきたいと思います。

次にずっと飛びまして、27ページ、28ページになります。

16款財産収入でございます。収入済額合計で4,258万1,693円です。公有財産、物品、債権及び基金の貸し付けや交換、売り払い等により生じた収入でございます。

次ページいっていただきまして、29、30ページ。

17款寄附金ですが、収入済額合計で2,674万9,586円です。一般寄附金として群馬県町村会より少子化対策子育て支援交付金2,000万円、ふるさと応援寄附金として664万9,586円などでございます。

18款繰入金ですが、収入済額合計１億3,585万6,519円です。

次に、31ページ、32ページにいきまして、19款繰越金でございますが４億9,295万2,355円です。

20款諸収入ですが、これまで報告してきました区分以外の収入となります。収入済額合計で３億7,978万4,743円で、収入未済が1,513万1,889円ございます。

33ページ、34ページにいきまして、４項３目の給食事業収入の収入未済373万4,889円及び４項４目の指定管理者等雑入における施設使用料納付金1,139万7,000円が収入未済となっております。この指定管理者等雑入の収入未済について若干説明をさせていただきます。

1,139万7,000円のうち61万8,000円につきましては、桔梗館の指定管理者による施設使用納付金の収入未済です。これにつきましては、今年度に入りまして納付されております。残りの1,077万9,000円につきましては、国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者による施設使用料

納付金の収入未済となります。昨年の決算時にもご説明申し上げましたが、先方と町の見解の相違によりまして、いまだ納付に至ってないという状況でございます。

次に、37ページ、38ページをお願いいたします。

21款町債でございます。収入済合計額で６億9,030万円、前年度１億4,524万8,000円の減でございます。

以上、歳入合計は調定額85億6,366万3,098円、収入済額84億5,929万9,897円、不納欠損額424万8,009円、収入未済額１億11万5,192円でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

歳出につきましては各担当課長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　よろしくお願いします。

それでは、歳出について説明させていただきます。

42ページをごらんください。

１款１項１目議会費でございます。人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしましては、13節委託料でございますが、会議録調製印刷製本業務委託料及び委員会等会議録反訳業務委託料等で354万円余となっております。よろしくお願いいたします。

次に、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますが、支出済額は４億7,408万6,831円でございます。備考欄をごらんください。職員人件費といたしまして、特別職２名分、総務課、企画課、地域政策課、会計課、町民課の環境部門の職員合計39名分の人件費でございます。

44ページをお願いいたします。

一般管理費は主なものといたしまして、臨時職員の社会保険料178万38円、賃金156万7,104円、社会参加費を含めた交際費108万8,160円、郵便料784万4,284円、総合賠償補償保険保険料128万4,194円、総合法令管理システム委託料196万7,760円でございます。

次の人事管理費でございます。これにつきましては、職員の健康診断委託料や人事情報システム使用料等でございます。その次の庁舎建設検討調査事業につきましては、現在建設を計画しております新庁舎の岩櫃ふれあいの郷の改修調査の委託料でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

２目の行政振興費でございます。支出済額は1,620万2,871円でございます。この目につきましては、区長会長、会長等の報酬、住民センターへの補助金等でございます。住民セン

ターの増改築事業補助金につきましては、28年度につきましては岩鼻区、南町区、紺屋町区、須賀尾区、烏帽子区の６区へ合計117万9,000円の補助金を交付しました。

また、魅力あるコミュニティ助成事業補助金としましては、箱島公民館へ災害用備品整備事業193万9,000円を補助してございます。また、住民センター用地土地賃借料補助金につきましては37地区で129万1,910円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、３目の財政管理費でございます。支出済額が353万586円でございます。これは財務会計等システムレンタル料が主なものでございます。

以上、よろしくお願いいたします

○議長（一場明夫君）　会計課長。

○会計課長（松井秀之君）　お世話になります。

４目会計管理費でございますが、予算現額778万2,000円、支出済額721万8,951円、不用額56万3,049円でございます。

会計管理費は会計管理事業と事務用品管理事業に分かれておりますが、ともに経常的経費でございます。事務用品管理事業につきましては、本庁舎内に備えてあります各種消耗品及び文書管理システム用品の購入費でございます。

12節の役務費につきましては口座振替等手数料でございますが、口座振替のほか、郵便振替手数料やコンビニ収納手数料も含まれております。口座振替手数料につきましてはゆうちょ銀行が１件10円、ゆうちょ以外の銀行につきましては１件10円プラス消費税、郵便振替手数料は１件30円、コンビニ収納手数料は、取り扱い１件に対し57円プラス消費税に基本手数料が月5,000円プラス消費税となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、５目財産管理費でございます。支出済額は５億4,550万5,697円でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

庁舎管理事業の主なものにつきましては、電気料339万7,040円、電話料162万8,307円。次ページになりますが、庁舎駐車場用地の借上料331万474円、中ほどになりますが庁舎建設基金積立金３億2,474万772円でございます。

次の庁用車管理事業と町有バス運行事業につきましては、庁用車16台分、町有バス２台分の管理に要する経費でございます。

次のその他財産管理事業でございますが、主なものにつきましては、公有施設等総合管理計画業務委託料534万6,000円。次のページいってしまうんですけれども固定資産台帳整備業務委託料、これは繰越明許分なのですが978万4,800円。更新料がちょっと手前に申しわけありませんが、手前の48ページになりますが258万1,200円でございます。旧坂上小学校解体工事費、これにつきましては次のページになりまして6,701万4,000円。旧岩島中学校改修工事費、これがちょっとずれて申しわけございませんが繰越明許費で506万4,000円。土地開発基金等からの土地購入費8,540万6,227円などでございます。なお、職員駐車場借上げの財源としましては職員駐車場使用料310万1,500円を充当しております。

次の地域センター事業でございますが、主なものは施設の運営管理費等でございます。

よろしくお願いいたします。

次の６目の公平委員会費でございます。支出済額は３万8,440円で、委員報酬３名分及び費用弁償でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、７目固定資産評価審査委員会費でございます。支出済額は１万7,352円、委員報酬３名分及び費用弁償でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして次のページ51、52ページにいきまして、８目財政調整基金費でございます。支出済額191万1,784円を基金に積み立てを行いました。現在の財政調整基金額は、187ページに記載がありますとおり22億9,511万6,510円でございます。

続きまして、９目の企画費でございますが、支出済額が7,686万4,086円でございます。備考欄最初になりますけれども、企画調整事業ですが2,329万8,324円です。この内訳でございますが、次期総合計画策定調査業務委託料に101万5,200円、吾妻広域町村圏振興整備組合への一般経費負担金1,505万8,000円、地域活性化交付金償還金514万2,477円が多くを占めております。地域活性化交付金償還金につきましては、旧坂上小学校解体に伴いまして財産処分をしたことによる返還金でございます。

次の光ケーブル等管理事業ですが、3,596万6,398円です。一番上の光ケーブル保守業務委託料が1,263万6,000円、上信道事業に伴う光ケーブル移設工事料1,426万2,480円が主な

ものでございます。

次の定住促進事業ですが、31万8,248円となります。総合戦略検証会議を行いまして、これにかかわる費用などになります。

次に、ふるさと応援寄附金事業でございます。支出済額1,062万1,007円です。寄附の返礼品に326万9,560円、ふるさと応援寄附金積立金に665万845円が主なものとなります。

次の地方創生加速化事業ですが、支出済額666万109円となります。

次のページにいっていただきまして54ページになりますけれども、総合戦略事業推進支援業務委託337万7,160円。広告料、備品購入費が主なものでございます。

続いて、10目運輸対策費ですが、支出済額5,098万1,297円です。備考欄の路線バス運行対策事業としては、乗り合いバス補助金の4,950万2,842円がほとんどを占めております。この補助金の内訳ですが、町が4,278万円、群馬県が512万円、高崎市からの負担金が160万円ほどとなっております。県の補助金につきましては24ページ、高崎市からの負担金につきましては36ページの備考欄にそれぞれ記載がありますので参考にお願いします。

続いての鉄道対策事業は支出済額100万7,643円で、町内４駅に設置されている町営トイレにかかわる経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　同じく54ページ、支所費でございます。支出済額は8,912万8,265円でございます。この目につきましては、東支所の管理事業及び改善センター管理事業に伴う経費でございます。主なものにつきましては、56ページになりますが、東支所の外壁防水塗装工事110万1,600円、エアコン修繕工事140万4,000円。28節の繰出金、地域開発事業特別会計への繰出金7,040万円でございます。

改善センターにつきましては、屋根の防水塗装工事394万2,000円等でございます。

同じく56ページ、12目簡易郵便局費でございますが、支出済額は754万9,957円でございます。この目につきましては、植栗、厚田、本宿の３簡易郵便局の一般的な経常経費でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして58ページ、交通対策費をお願いいたします。支出済額は1,098万6,766円でございます。この目は交通安全対策に伴う経費でございます。主なものは、交通指導員17名分の報酬、出動旅費。それにカーブミラー設置工事等でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、次の14目の電算業務費でございます。支出済額8,724万3,411円です。電算業務に係るシステム保守業務、情報漏えい対策、マイナンバーにかかわるシステム開発業務、回線の使用料、ソフトウエア使用料、機器のリース、それから平成27年度の繰り越し事業となります自治体情報システム強靭性向上事業の業務委託料及び備品購入費、郡内自治体クラウド基幹業務システム提供業務委託などが主なものになっております。

次のページにいきまして、15目開発費ですが支出済額19万383円です。企画課管理の庁用車にかかわる経費が主なものでございます。

16目広報広聴活動費でございますが、支出済額630万5,400円です。毎月発行しております広報とお知らせカレンダーの経費、それから次の町勢要覧8,000部の印刷費となっております。

以上です。

○議長（一場明夫君）　説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前１１時００分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午前１１時１０分）

○議長（一場明夫君）　休憩前に引き続き説明を願います。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　お世話になります。

59、60ページをお願いいたします。

17目地域活性化対策費、支出総額4,323万4,952円でございます。

事業ごとに説明を申し上げます。地域活性化事業354万422円の主な支出内容は、「水仙ちゃん」の運用費用や、地域振興が期待される団体への補助金が主なものです。「水仙ちゃん」の甲冑衣装の購入費用に49万6,800円、環境美化事業補助金として29団体に58万円、上州いわびつ連運営補助金。

次のページ61、62ページをお願いします。

岩櫃山周辺開発対策委員会や、地域振興補助金として坂上地区活性化協議会、不動滝周辺を活性化する会、よみがえれ東吾妻、大戸活性化協議会の運営費補助金が主なものでございます。

次に、地域おこし協力隊事業667万4,226円は、地域おこし協力隊員２名分の賃金や活動費用でございます。

次に、萩生地区活性化事業107万1,879円は、萩生トイレ等の管理費用でございます。

次に、吾妻渓谷活性化対策事業209万4,840円は、吾妻渓谷内の周遊を促すために観光協会に委託して実施いたしましたシャトルバスの運行補助金187万160円が主なものでございます。

続きまして、真田丸プロモーション活動事業2,985万3,585円は、大河ドラマ真田丸の放映を契機として、東吾妻町を知ってもらい来てもらう取り組みを行ってきました。

この事業といたしまして、次ページ63、64ページをお願いいたします。

12月11日に開催いたしましたファイナルトークショーに150万円、環境整備といたしまして平沢登山口休憩所ほか改修工事に1,128万6,000円、10月29、30日に開催した岩櫃城忍びの乱に300万円、８月５日に開催した上州真田岩櫃フェスタに442万792円が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、18目交流事業推進費でございますが、支出済額105万9,595円です。都市交流促進事業の48万313円は、高円寺阿波踊りにかかわる経費、町のふるさと祭りでの交流経費が主なものとなります。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　次に、交流人口推進事業57万9,282円でございますが、これは杉並フェスタや南相馬市自治体交流フェアなどに参加した費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、19目山村振興対策費支出済額８万480円ですが、これは説明会等の旅費と上部団体への負担金となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　次の20目諸費でございます。支出済額960万6,222円でございます。この目につきましては、他の項目になじまない費用をこの諸費にのせてございます。

備考欄をごらんください。諸費の主なものは、法律顧問委託料、弁護士委託料、烏帽子山植林組合分担金等でございます。

次の66ページ、防犯事業でございます。ＬＥＤ防犯灯1,785灯のリース料と、新設10灯、移設３灯、故障修理１灯の工事費が主なものでございます。

次の自衛隊事業でございますが、自衛隊父兄会事業補助金が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君）　続きまして、２項徴税費では支出済額１億2,663万8,889円でございます。

１目の税務総務費は支出済額6,110万8,010円で一般職員の９名分の人件費でございます。

２目賦課徴収費は、支出済額6,553万879円でございます。

備考欄をごらんください。賦課徴収費2,509万3,401円は、賦課徴収全般に係る経費でございます。

68ページの備考欄をごらんください。

賦課徴収費の主な支出は、税務情報マスター基本ソフト使用料462万9,960円、地方税電子申告支援サービス使用料245万5,920円、還付金及び還付加算金1,479万2,983円など経常経費でございます。

続きまして、住民税、軽自動車税でございます。

支出済額452万7,886円は主に町民税及び軽自動車税の賦課徴収に係る経費でございます。主なものは、納付書、帳票、封筒等の印刷製本費216万9,873円、住民税電算処理業務委託料204万3,700円でございます。

続きまして、資産税、支出済額3,435万6,138円につきましては、主に固定資産税の賦課

徴収に要する経費でございます。主なものは、納付書、帳票等の印刷製本費143万1,343円、資産税電算処理業務委託料503万8,041円、課税客体調査等システム更新業務委託料が1,803万6,000円でございます。家屋評価システム使用料が181万4,400円など経常経費でございます。

続きまして、収税の現年及び滞納分の支出済額155万3,454円につきましては、収納事務及び滞納整理に係る経費でございます。主なものは帳票印刷代38万4,264円、収税電算処理業務委託料104万5,957円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　お世話になります。

続きまして、３項１目戸籍住民基本台帳費です。支出済額5,848万4,691円。備考欄をごらんください。職員人件費として4,038万467円、職員５名分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、戸籍ですが817万9,216円、主なものとしましては戸籍情報総合システム保守料と電子戸籍のハードウエア、ソフトウエアのリース料でございます。

次に、住民基本台帳費ですが500万2,938円、住民マスター更新料と住民情報基本ソフトレンタル料が主なものでございます。

次の住基ネット・公的個人認証費466万9,205円。これにつきましても主に機器に係る保守料やリース料等と個人番号制度に伴う経費でございます。

人権擁護委員に関する費用につきましては21万4,132円。人権啓発等に係る経費でございます。

旅券発行事務事業に関しては、端末機の保守料等でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、４項選挙費でございます。１目選挙管理委員会費でございますが、支出済額は71万4,152円でございます。経常的な運営費でございます。

続きまして、72ページの選挙啓発費でございます。支出済額は11万8,687円でございます。この目では選挙啓発のための費用でございます。啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございます。

続きまして、３目参議院議員選挙費でございますが、支出済額は1,226万4,115円でござ

います。選挙の執行経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　次の５項統計調査費、１目統計調査総務費でございますが、支出済額13万2,514円です。統計調査総務費と確保対策事業にかかわる経費でございます。

次の２目統計調査費ですが、支出済額93万9,963円です。次のページにまたがりまして、各種調査にかかわるものでございますが、経済センサス活動調査の調査員報酬などが主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、６項１目監査委員費でございます。支出済額は57万5,376円でございます。２名の委員報酬が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　お世話になります。

続きまして、７項ダム対策費でございます。１目ダム対策総務費は支出済額１億9,800万6,207円でございます。内訳でございます。ダム対策総務費2,582万3,872円、これにつきましては、ダム対策係２名の職員人件費等でございます。また、積立金につきましては、町道松谷・六合村線の道路改良事業に伴います下流都県負担分で、この部分につきましては起債償還に充てるための積立金でございます。

次のページ、76ページをごらんいただきたいと思います。

ふれあい公園事業でございます。この部分につきまして合計金額としますと2,690万4,300円。公衆用トイレの増設ということで、これに伴います設計監理、工事費でございます。

次に、渓谷自然公園事業でございます。これにつきましては１億4,527万8,035円、猿橋建設に伴います群馬県への委託等でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　続きまして、２款８項事業費でございます。支出総額は8,399万8,472円でございます。

初めに、１目岩櫃ふれあいの郷総務費は、４施設から成る複合施設の共用部分を岩櫃ふれあいの郷総務費で管理しておりまして、支出済額は5,724万7,224円でございます。

一般職給料1,600万2,900円から臨時職員賃金1,062万6,044円までは、職員４名、臨時職員７名にかかわる人件費等でございます。

需用費では灯油代48万2,375円、電気料455万880円などが主なものでございます。

次のページ、77、78ページをお願いいたします。

委託料では、空気調和設備等の保守点検145万9,728円を初めエレベーターの保守点検、電気自動車の急速充電器の保守点検の委託費用が主なものでございます。

最後から２行目になりますが、旧吾妻荘の財産処分に伴う補助金の返納金280万円につきましては、平成27年度に国民宿舎榛名吾妻荘を高崎市に売却をいたしました。この財産処分に伴いまして、平成23年に中庭の舗装工事を行う際に国庫補助金を充当いたしました。その国庫補助金の返還金でございます。

２目福祉センター管理費は支出がございませんでした。

次に、３目コンベンションホール管理費は、支出済額254万3,390円でコンベンションホールの管理費用のほか、自主事業、映画上映等にかかわる委託料72万3,600円が主なものでございます。

次に、健康増進センター管理費は、支出済額132万8,123円でございますが、次のページ79、80ページをお願いします。

主なものは、自主事業として取り組まれましたヨガ教室24回分、ノルディック教室34回分の講師の謝金、運動器具等の保守点検24万3,000円、コードレスバイクの買いかえ38万8,584円などが主なものでございます。

次に、５目の道の駅管理事業2,287万9,735円でございます。電気自動車の急速充電器の保守点検費用が43万920円、指定管理料1,651万円、光回線の環境が整ったことで庁舎とか支所等と同等のＷｉ－Ｆｉの拠点追加業務としまして86万4,000円、それと町営時代に発行いたしました回数券の精算金41万8,000円、天狗の湯の合併浄化槽の隔壁補修工事といたしまして167万4,000円が主なものでございます。

続きまして、２款９項温泉事業でございます。総支出額１億1,743万4,967円でございます。

１目桔梗館管理費は支出総額は929万6,987円で、主なものは指定管理料761万1,428円でございます。そのほかオイルギアポンプの更新工事34万4,520円、内風呂から露天風呂への

出入り口の扉の入れかえ工事に65万7,720円が主なものでございます。

次に、２目温泉センター管理費でございますが、支出総額6,539万353円でございます。

一般給料679万3,440円から、次のページ81、82ページをお願いいたします。臨時職員賃金628万5,760円までは岩櫃温泉センターにかかわる職員２名、臨時職員４名の人件費等でございます。

需用費は、灯油代が789万5,510円、電気料が1,336万2,989円、水道料285万8,951円、施設の修繕費が主なものでございます。

委託料は、空気調和設備89万4,672円、エレベーター等の保守点検業務委託料66万4,848円、シルバー人材センターにお願いしております浴室脱衣所等の清掃業務委託料226万3,950円が主なものでございます。

使用料、賃借料は用地借上料60万7,943円、電解水生成装置リース料155万5,200円、下水道使用料535万890円が主なものでございます。

工事請負費は、源泉ろ過機材の交換工事59万8,320円、岩櫃城温泉の閉館に伴います街路灯や県道・国道沿いに設置してありました案内看板等の撤去工事84万7,800円が主なものでございます。

次に、３目温泉センター食堂費でございます。支出済額4,274万7,627円でございます。

一般職給与451万5,600円から、次のページ、83、84ページをお願いします。臨時職員賃金1,357万7,597円までは岩櫃城温泉センター食堂の運営にかかわる職員１名、臨時職員８名の人件費でございます。

需用費は、ガス代228万6,036円が主なものでございます。

原材料費は、レストランの食事原材料費889万7,956円、飲み物178万1,389円、売店取り扱い品558万8,927円が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　お世話になります。

それでは、３款の民生費に移らせていただきます。

民生費全体では対前年度比6.5％の増となりました。要因としましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金など、臨時福祉給付金の支給事業が主なものでございます。

それでは、備考欄の事業ごとの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、１項１目の社会福祉総務費、支出済額２億4,700万4,925円です。社会福祉事業としまして１億1,437万9,531円でございます。民生委員報酬費261万9,167円は平成28年12月の一斉改選により１名増の定数53名分、次の保護司報償費は９名分でございます。補助金につきましては、社会福祉協議会への補助金が前年度より161万3,000円の増で3,905万1,000円となりました。

86ページをお願いいたします。

臨時福祉給付金事業1,054万9,414円です。消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として昨年度に引き続き実施し、支給対象者2,940人に882万円を支給してまいりました。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業7,359万3,976円は、高齢者向け給付金として１人３万円を支給対象者2,244人に6,732万円を、また障害遺族年金受給者向け給付金としまして同じく１人３万円を支給対象者187人に561万円を支給しております。

なお、消費税の引き上げが２年半延長されたことに伴い、経済対策分として臨時福祉給付金を１人１万5,000円を支給対象者2,867人に4,300万5,000円を支給しております。

続いて、２目の障害福祉費です。障害児者総合支援事業で３億54万1,726円です。市町村は障害者総合支援法に基づき、障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるよう、一元的にサービスを提供しなければならず、それらに要した経費でございます。

ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料1,198万9,970円ですが、指定先は社会福祉法人オリジンの村、指定管理料は吾妻東部３町村で負担しております。利用者８名中４名が本町の若者でございます。

次に、障害福祉サービス介護給付費から２つ下の療養介護医療給付費までをあわせた障害福祉サービス給付費は、前年度とほぼ同額の２億6,273万4,035円となりました。利用者負担は１割負担ですが、その世帯の所得に応じた負担上限月額が設けられております。

その他、自立支援医療費や補装具給付費、日常生活用具給付費など、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

88ページをお願いします。

障害福祉事業679万1,441円でございます。この事業は障害児者総合支援事業に基づかない事業に対する経費で、腎臓機能障害者通院交通費補助金は13名が、その下の特定疾患等患者見舞金は109名が該当となりました。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　同じく３目の国民年金費です。支出済額16万813円、国民年金事務に係る消耗品等の経常的経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　４目の老人福祉費、支出済額２億7,268万6,554円です。

まず、老人福祉事業２億5,011万2,384円です。敬老祝い金は80歳、85歳、90歳、95歳到達者494名に、慶祝祝金は100歳到達者10名に贈呈いたしております。老人保護措置委託料1,775万2,582円は吾妻養護老人ホーム等へ10名の高齢者を措置しておりまして、その委託料でございます。下に吾妻養護老人ホーム負担金981万6,000円は、吾妻広域で運営しており、その運営費負担金でございます。その下の敬老会事業実施補助金は、地区で行う敬老事業に対して70歳以上１人1,000円を補助しており、今年度は32団体、2,793名となりました。老人クラブ補助金は、会員数30名以上の17単位クラブと町の老人クラブ連合会へ県の補助基準額相当を助成しております。その他は例年どおりでございます。

次に、地域包括支援センター事業2,257万4,170円です。これは保健センター内にある地域包括支援センターの運営経費が主なものでございます。よろしくお願いします。

90ページをお願いします。

続きまして、５目の福祉医療費で、福祉医療事業１億2,476万4,812円でございます。福祉医療は保険診療の自己負担分を公費で賄う制度で、対象者は中学３年生以下の子供全員と母子・父子等及び重度障害者でございます。医療費は前年度比4.7％減の１億2,240万4,935円となりました。この福祉医療費の財源でございますが、２分の１は県費補助で、残りのうち1,470万円は過疎債を充当しております。

以上です。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　同じく６目の国民健康保険費、支出済額１億4,316万7,658円です。主なものは職員３名分の人件費と国保特別会計への繰出金として１億2,715万1,031円でございます。この繰出金につきましては国保特別会計で説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　続きまして、７目の社会福祉施設管理費で3,386万9,919円でございます。

まず、社会福祉施設管理費では、主なものはすこやかセンター福寿草の空調機器更新及び照明のＬＥＤ化工事でございます。

次に、繰り越し事業として特別養護老人ホーム増床事業2,469万3,720円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　同じく８目の後期高齢者医療費です。支出済額２億6,360万322円、療養給付費負担金として広域連合への納付金と、28節の繰出金として特別会計へ保険基盤安定負担金分と事務費分の繰出金でございます。

続いて、９目の老人医療費ですが、支出はありませんでした。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　続きまして、92ページをお願いいたします。

２項１目の児童措置費、支出済額１億7,292万7,538円でございます。

まず、子育て支援費１億7,179万2,413円では、主なものは出産祝金支給事業と児童手当で、出産祝金につきましては28年度69人に685万円を支給してまいりました。また、児童手当総額は１億5,918万円で、その約85％は国・県負担金で歳入となります。その下は、児童手当等交付金確定に伴う国への返還金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　教育課長。

○教育課長（田中康夫君）　お世話になります。

次に、同一目内の子育てひろば事業113万5,125円は、福祉センター内にございました子育てにこにこひろばの運営経費でございます。週５日の実施で１日平均25人の利用がありました。

次に、２目の保育所費、備考欄の保育所運営事業１億8,446万4,932円です。これは４つの保育所運営費です。この運営事業費の84.2％は人件費となります。また、運営費には保育料収入のほか、電源立地地域対策交付金2,240万円を充当しております。

93、94ページにかけて備考欄に説明が記載されておりますが、人件費以外の主な支出は給食の賄い材料費、土地の借り上げ料、あづま保育所園庭の復旧工事などでございます。保育所施設整備事業では542万7,450円で、原町地内の保育所建設予定地購入に係る経費でございます。

同じく下段をお願いいたします。３目学童保育費です。学童保育事業2,029万5,066円ですが、町内４つの学童保育所の運営経費でございます。95、96ページにかけて説明が記載してありますが、工事関係は主に28年４月から運営されたあづまの学童施設の改修にかかわるものでございます。よろしくお願いいたします。

また、施策の実績には36ページから37ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、３項１目災害救助費でございます。支出済額48万3,935円です。28年度につきましては、４月22日に起きました熊本地震の被災者に５リットル入りのミネラルウォーター500本を救援物資としてお送りしました。送料込みで44万5,500円でございます。

その他につきましては、災害弔慰金支給事務負担金及び罹災救助資金積立金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　続きまして、４款の衛生費に移ります。

今年度の新規事業は、乳児おむつ等購入費補助事業でございます。その他は例年どおりでございます。

まず、１項１目の保健衛生総務費、支出済額１億2,014万8,571円でございます。保健総務費は１億1,454万6,571円となりました。ここでは保健センター職員の人件費並びに負担金や補助金などでございます。原町赤十字病院に対する補助金は、２つ合わせまして2,984万4,000円でございます。

次の国民健康保険特別会計施設勘定繰出金560万2,000円は、後ほど本特別会計決算の中で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

98ページをお願いします。

２目の予防費、支出済額3,917万3,330円です。最初の定期予防接種事業は2,208万1,152円となりました。予防接種法に基づく予防接種でございまして、これの予防接種にかかった経費となっております。なお、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、副反応による積極的勧奨見合わせの措置を継続しております。

次は、定期外予防接種事業82万7,000円です。これは任意接種に対する補助でございます。乳児に対するロタウィルス接種補助は対象乳児の72％、49人が接種しております。風疹接

種補助につきましては、単独接種、麻疹との混合接種合わせて６人が接種しております。65歳以上の高齢者を対象に成人用肺炎球菌が定期化されたことを受けて、70歳以上高齢者のうち定期接種対象者外未接種者で医師が必要と認めた者に対して、5,000円を上限に補助を継続実施し、23人が接種しております。

次は、インフルエンザ予防事業1,548万4,660円です。65歳以上の高齢者と子供及び妊婦に対するインフルエンザ予防接種で3,400円を上限に費用負担しておりまして、接種率は高齢者が61.1％、乳幼児51.9％、小学生49.3％、中学生26.6％、高校生39.4％、妊婦35.5％でございます。

最後の狂犬病等予防事業78万518円は、狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射及び避妊手術の補助金でございます。避妊手術につきましては、前年度とほぼ同様の108頭、そのうち犬17頭、猫91匹でございます。

次は、３目の母子保健費、支出済額1,340万5,820円です。ここでは母子保健法に基づくさまざまな健診等行っておりまして、その経費でございます。

次に、次世代育成支援事業３万8,096円は、妊産婦新生児訪問や思春期講演会などの経費でございます。

教育相談事業94万7,730円は離乳食講習会やラッコクラブ、ピヨピヨクラブなどの運営経費でございます。

妊婦支援事業は729万4,950円です。妊婦健康診査委託料558万1,730円では、対象者59人の妊婦に対して１人14回分の補助券を交付し、健診を受けていただきました。また、新規事業としまして乳児オムツ等購入費補助事業を始めまして、145件、125万4,994円の利用がございました。

不妊治療費助成事業補助金は申請者４名に対し18万1,000円を補助しております。

健康診査事業248万1,218円は、乳幼児の定期健康診査にかかった経費でございます。

歯科健康診査事業128万8,405円は、乳幼児の歯科健康診査にかかった経費でございます。

母子医療給付事業は135万5,421円でございます。これは未熟児養育医療費及び自立支援医療の育成医療の給付に係る事業費でございます。未熟児養育医療につきましては、28年度は３人が対象となりました。育成医療は18歳未満で治療により改善が可能な障害に対する助成で、２人が対象となりました。

次は、４目の健康増進事業費、支出済額2,790万3,579円でございます。

100ページをお願いします。

ここでは健康増進法に基づけられた各種がん検診や健康診査、健康教育、健康相談等実施しており、それらに要した経費でございます。

健康診査事業852万5,406円は、30歳、35歳節目健診や40歳未満希望者の健康診査など、各種健康診査に要した経費でございます。100ページ中ほどの骨密度検診委託料がございますが、この検診は30歳から５歳刻みで70歳までの女性735人が対象となり、うち25％、187人が受診しております。

次は、がん検診事業1,839万8,787円でございます。胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及びがん検診推進事業による節目検診の経費でございます。節目検診は５歳刻みで子宮頸がんと乳がん、２つを行っております。がん検診推進事業の対象者には無料クーポン券を発行して検診を促しておりますが、受診率は20から36％にとどまっており、受診率の向上が課題となっております。

最後の生活習慣病予防対策事業97万9,386円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに要した経費でございます。

５目の健康推進費27万915円では、食生活改善推進協議会への業務委託料と生活改善に向けた講習会などの取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　続きまして、６目の環境衛生費です。支出済額1,655万7,707円、河川の水質検査委託料と吾妻広域火葬場の運営費負担金1,297万2,000円、それと補助金としまして太陽光発電システムの設置費補助金306万8,000円が主なものでございます。

それから次のページになりますが、７目の公害対策事業費ですが、支出済額35万2,739円です。主には電気料と水質検査委託料、また除染対策事業として放射線量測定器の校正委託料でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　続きまして、８目の保健センター管理費311万2,688円でございます。ここでは保健センターの管理運営に要した経費でございます。主なものは、機能訓練室のエアコン取りかえ工事などを行っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　続いて、９目の霊園管理費です。支出済額279万5,892円、霊園管理として管理運営に係る経常費用と、次のページになりますが、あがつま霊園の区画増設工事費129万6,000円、それと集会所管理費として７万223円でございます。

続きまして、２項１目の清掃総務費、支出済額２億3,213万5,108円、環境美化活動等に係るごみ処理経費等と吾妻東部衛生施設組合の負担金としまして、それぞれし尿、可燃ごみ、粗大ごみ及び最終処分場の負担金が２億3,143万7,000円が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　お世話になります。

４款３項１目簡易水道費でございますが、簡易水道特別会計繰出金に1,325万円でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　続きまして、５款１項１目労働諸費でございます。

支出済額93万7,800円は、勤労者住宅建設資金の利子補給、９件で90万円が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　農林課長。

○農林課長（丸山和政君）　お世話になります。

続きまして、６款農林水産業費でございます。

継続費及び繰越事業費繰越額601万9,000円は、６款１項６目農地費で自主戦略交付金事業及び県単小規模土地改良事業の２事業でございます。支出済額５億4,039万3,413円、繰越明許費の2,030万1,000円は６目農地費、農業基盤整備促進事業、７目地籍調査費、地籍調査事業及び２項１目林業振興費、特用林産物生産活力アップ事業でございます。

105ページの１目農業委員会費では、支出済額2,363万9,374円でございます。この目は農業委員会の運営などに要する費用で、主なものは、農業委員12名、農地利用最適化推進委員18名の報酬と農家組合長班長報酬457名分、それと一般職員２名分の人件費など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

２目農業総務費では支出済額8,484万4,518円でございます。備考欄の農業総務費では一般職員12名分の人件費と農業後継者褒賞事業では、町の総合表彰式で優良農業後継者１名の

表彰に要する経費と農政対策事業として農業振興協議会への補助金でございます。

○議長（一場明夫君）　説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後１時ちょうどとします。

（午後　零時００分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午後　１時００分）

○議長（一場明夫君）　休憩前に引き続き担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（丸山和政君）　それでは105ページ、３目農業振興費では支出済額3,582万7,998円でございます。この目は町の農業振興に要する費用でございます。

備考欄をごらんください。経営所得安定対策事業では、東吾妻町地域農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業補助金が主なものでございます。

108ページの緑のふるさと協力隊事業は、地球緑化センターから派遣隊員がなかったため、宿舎の電気料のみの支出でございます。この事業は地域政策課担当でございます。

青年就農給付金事業は、新規就農者３名に対し農業経営安定のための給付金を給付いたしました。

農業振興地域整備促進事業は、農業振興地域整備促進協議会委員延べ20名の報酬及び延べ28名の費用弁償など、協議会開催に要する費用と農業振興地域整備計画書作成業務委託料でございます。

農業近代化資金等利子補給事業では、42件の融資に対し利子補給を行いました。

農業振興対策事業では、蒟蒻病害虫防除生産安定事業委託料、営農施設等整備事業では29戸の農家に対し農業機械等の導入補助金及び蚕糸業継承対策事業補助金が主なものでございます。

野生動物による農作物災害対策事業では、電気柵の経費の一部を30件に補助をいたしまし

た。

農業災害対策事業では、平成26年２月の大雪により被災を受けたパイプハウス等の撤去及び再建に対する補助金の精算にかかわる経費でございます。

「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業では、パイプハウスの補強資金に対し、１件補助を行いました。

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業では、ハーフコンテナ購入に補助を行いました。

農業経営力向上支援事業では、法人化された農業団体へ補助を行いました。

特定野菜等価格差補給事業では、夏秋トマト、ズッキーニに対して補助金を支出いたしました。

園芸用廃プラスチック処理事業では、塩化ビニール4,215キロ、ポリビニール４万1,732キロの処理に１キロ当たり７円の補助を行いました。

中山間地域等直接支払事業では、23の集落協定へ交付金を交付いたしました。

環境保全型農業直接支払事業では、環境保全効果の高い営農活動の実施２事業体へ交付金の交付を行いました。

直売施設管理事業及びいわびつ体験農園事業では、奥田地区の農産物直売所及び平沢地区の体験農園の施設管理費でございます。

109ページ、４目農業経営基盤強化対策事業につきましては、該当がなかったため支出がありませんでした。

５目畜産振興費では、支出済額１億9,549万3,665円でございます。この目は畜産の振興に要する費用でございます。畜産振興費では、植栗地区畜産団地排水沈砂池しゅんせつ工事及び畜産協議会への補助金が主なものでございます。

公団営畜産基地負担金事業では、４経営体及び町の建設事業負担金の償還金でございます。

続きまして、６目農地費でございます。繰越費及び繰越事業費繰越額は27年度よりの繰り越し分としまして601万9,000円、支出済額１億1,431万8,270円、繰越明許費で29年度へ繰り越しとして767万4,000円でございます。この目は、農用地の土地改良等に要する費用でございます。

備考欄の地域自主戦略交付金事業（松谷）では、松谷地区の土地改良に要する経費で、27年度事業の換地業務委託料を28年度へ繰り越しして実施をいたしました。

基盤整備事業（萩生川西地区）では、県営事業となります換地業務委託料及び町受益者負担金が主なものでございます。

群馬県中山間地域農業農村整備事業では、本宿、上野原地区県営事業負担金が主なものでございます。

112ページの農業基盤整備促進事業（小泉用水）では、小泉用水の水路整備工事に要する工事が主なものでございます。この事業は、国の第２次補正により採択され、測量、設計、受益者対応、工事施工と期間的に対応できないため、767万4,000円を繰り越しとさせていただきました。水田耕作前に水路部分の工事を完成し、耕作には影響なく工事を完了することができました。

県単小規模土地改良では、松谷松下地区農作業道整備工事ほか３路線の工事を実施し、平成27年度より繰り越し事業で小泉悪久津地区農作業道舗装工事を実施いたしました。

鳥獣害防止対策事業県民参加型では、２地区の鳥獣害対策事業補助金を交付いたしました。

町単小規模土地改良では、原材料等の支給により町内29地区の農道等維持修繕事業を実施し、小規模土地改良事業では岡崎地区災害復旧雑工事を初め６路線の維持工事を実施いたしました。

町単小規模土地改良事業補助金では、小区画農地統合等２件の補助を行いました。

多面的機能支払交付金では、農地維持支払交付金で21組織、資源向上支払交付金の共同活動17組織、長寿命化で18組織の活動に対し交付金を交付してまいりました。

７目地籍調査費では、支出済額3,426万6,800円、繰越明許費が29年度へ繰り越しとしまして1,190万7,000円でございます。繰り越し事業につきましては、29年度分を国の28年度経済対策補正予算で採択され、繰り越しとさせていただき、長狭物調査及び一筆調査を終了しております。この目は地籍調査に要する費用で、矢倉地区、須賀尾地区の地籍調査を実施いたしました。

続きまして113ページ、２項１目林業振興費では支出済額2,175万7,667円でございます。繰越明許費が29年度へ繰り越しとしまして、72万円でございます。繰越明許費につきましては、県補助金の精算事務により特用林産物生産力アップ事業補助金分72万円を繰り越しとさせていただきました。この事業は終了しております。この目は町の林業振興及び鳥獣被害対策に要する費用でございます。

備考欄、林業振興費では巨樹・古木保全事業１件、緑の県民基金委託事業９事業、緑の少年団育成事業では５団体へ補助金の交付を行い、森林整備担い手対策事業では３事業体へ補助金の交付を行いました。

有害鳥獣捕獲事業では、鳥獣被害対策事業ではカラス、キジバト等の捕獲に対する補助金

でございます。鳥獣捕獲対策事業では、イノシシ、熊、猿、ニホンジカ等の捕獲に対し補助金を交付いたしました。28年度の実績では、イノシシ425頭、猿３頭、ニホンジカ124頭、熊８頭、ハクビシン・タヌキ132頭でございました。

２目林業基盤整備事業では、支出済額2,601万5,994円でございます。この目は、林道及び治山事業に要する経費でございます。

備考欄、広域林道開設事業では、県営事業であります広域林道吾嬬山線の登記委託料、用地測量、境界測量、県営林道工事負担金が主なものでございます。

治山事業につきましては、一部記載に誤りがありましたので、正誤表のとおり県単独治山事業の負担金でございます。県単林道改良事業では、林道坂倉線の舗装工事を実施いたしました。

115ページをお願いします。

町単林道整備事業では、林道除草を３路線、路肩等修繕の維持補修を11路線、原材料支給による修繕を６路線、林道円座木線のり面補修工事等、工事請負費２路線を行いました。

３目町有林管理費では、支出済額408万127円でございます。この目は、町有林管理に要する費用でございます。森林国営保険料、下刈り、間伐など、町有林管理委託料が主なものでございます。

３項１目水産振興費では、支出済額14万9,000円でございます。この目は、水産振興のための補助金に要する経費でございます。水産事業補助金として吾妻漁業協同組合及び東吾妻町支部へ補助金の交付を行いました。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　続きまして、７款商工費でございますが、支出総額１億5,337万9,167円でございます。

１目商工総務費は支出済額2,058万7,036円で、主に職員３名分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、２目商工振興費、商工対策事業の支出済額ですけれども、7,536万2,486円でございます。主なものといたしましては、住宅新築改修等補助金958万6,000円、町商工会活動補助金1,052万円、商工会街路灯維持活動補助金107万6,836円、空き店舗利活用補助金120万円、企業立地促進補助金4,103万3,300円、群馬県信用保証協会保証料補助金といたしまして140万1,209円、商工業経営振興資金利子補給として969万118円、以上が主なもの

でございます。

続きまして、３目観光費は支出総額が5,678万6,245円でございます。そのうち観光管理費2,731万9,009円の主なものといたしましては、町観光協会の職員人件費や運営費、主催事業の活動に対する補助金といたしまして1,900万円、岩櫃山滑落事故等が発生し、登山道の整備、改修にかかわる補助金といたしまして203万400円、ふるさと祭り事業の補助金として300万円、そのほか、すいせん祭りや盆踊り、ＭＴＢライド、岩櫃山紅葉祭などの実行委員会への補助金が主なものでございます。

観光宣伝事業969万6,103円でございますが、次のページをお願いいたします。観光物産展を初め各種観光キャンペーン、観光キャラバン、観光パンフレットの作成など、観光宣伝に要した費用が主なものでございます。

続きまして、温川キャンプ場管理事業286万6,513円は、管理人賃金97万8,400円のほか、キャンプ場の入り口と場内の支障木伐採作業委託料59万2,920円など管理運営費用が主なものでございます。

あづまキャンプ場管理事業は、管理人賃金184万8,800円などの管理運営費のほか、バーベキュー棟の屋根の改修、テニスコートの門扉の補修など75万4,002円などが主なものでございます。

公園等管理事業は、岩井親水公園、あづま親水公園を初めとする町内７カ所の公園の維持にかかわる費用で、次のページをお願いいたします。

支障木伐採処理委託料は天神山公園の松くい虫で立ち枯れとなったアカマツなど支障木伐採で93万9,600円、岩井親水公園整備工事請負費といたしまして親水河川の飲み口の改修、親水河川の落石防護、進入口の改修といたしまして162万円が主なものでございます。

都市公園管理事業は、原町駅北側の街区公園３カ所とコミュニティ広場の管理にかかわる費用で、ことしは２号街区公園に遊具を設置した工事請負費349万9,000円が主なものでございます。

渓谷自然公園事業は、渓谷パーキング、十二沢パーキング、旧熊の茶屋のトイレにかかわる電気料71万9,977円、右岸側遊歩道の補修といたしまして54万1,053円、渓谷パーキング、十二沢パーキング、熊の茶屋トイレにかかわる清掃業務などの委託料や鹿飛橋の橋りょう点検業務の委託が主なものでございます。

日本ロマンチック街道事業は、協会への負担金など５万4,000円でございます。

続きまして、４目消費者行政推進費64万3,400円は、国民生活センターから貸与された食

品の放射性物質検査機器の保守点検委託料といたしまして24万8,400円、消費生活センター運営費として吾妻広域一部事務組合負担金として39万5,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　よろしくお願いします。

続きまして、８款１項１目道路橋りょう総務費でございます。支出済額につきましては9,529万4,514円でございます。

ページをめくっていただきまして124ページ、備考欄をごらんいただきたいと思います。

職員13名の賃金及び経常経費、また原材料支給事業、春・秋の道路愛護事業等の保険料、道路台帳補正業務委託、関係機関の負担金が主なものでございます。

次に、２目道路維持費につきましては、支出済額１億821万6,591円でございます。備考欄をごらんください。道路維持費で主なものにつきましては、臨時職員１名分の賃金と町道、普通河川の維持管理及び測量設計業務委託や工事、業者や行政区に依頼しております除雪・砂まきの委託、原材料支給の機械借り上げ、県営土地改良事業負担金は榛名西麓地区広域農道等を群馬県のほうで実施しております県営事業への町負担金でございます。

続きまして、125ページ、126ページをごらんいただきたいと思います。

３目道路改良費につきましては、支出総額が１億4,530万8,657円でございます。

備考欄をごらんください。道路改良費につきましては、支出済額が8,497万8,028円で委託料につきましては、上信自動車道に伴う町道金井・川戸線ほか１路線の平成27年度からの繰り越し及び４事業の登記委託及び測量設計業務委託料でございます。工事関係につきましては、町道内野・山田線ほか繰り越し事業を含む６工事と土地買収費及び補償金でございます。

次に、ダム関連道路費でございますが、支出済額は6,033万629円、町道松谷・六合村線の道路改良工事と工事に先立って行った井戸水調査等でございます。工事につきましては群馬県のほうへ委託を行い実施をしておるところでございます。

次に、４目橋りょう維持費でございます。支出済額は5,866万6,583円、国庫補助事業により防災安全社会資本整備交付金により橋梁の耐震補強、落橋防止等業務委託としまして、68橋を行うとともに、橋梁の補修設計業務、またＪＲ吾妻線群馬原町駅にございます跨線橋の点検、梁瀬橋補修工事の前払い金でございます。梁瀬橋については既に繰り越しを行って進めてまいりましたが、完成をしておるところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして127ページでございます。

２項都市計画費、１目都市計画総務費でございます。支出済額につきましては97万9,025円でございます。備考欄に記載させていただいておりますが、上信自動車道の説明会に伴う時間外手当等、また上部団体への負担金でございます。

次に、広場管理費（建設課分）でございますが、支出済額51万106円、これにつきましては群馬原町駅周辺、ふくし・ふれあいロード等の関連する花植えや修繕費等でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　８款２項２目下水道費でございますが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金に307万6,000円、下水道事業特別会計繰出金で１億9,789万8,000円でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　３項住宅費でございます。支出済額につきましては2,171万8,646円、１目の公営住宅管理費につきましては1,887万2,540円でございます。これにつきましては町営住宅の修繕、維持管理費及び町営住宅の用地費の借地料が主なものでございます。

続きまして、２目になります。定住促進住宅管理費でございますが、支出済額は12万379円、箱島地区にございます４戸の住宅管理費でございます。

続きまして、３目住宅管理費、支出済額272万5,727円でございますが、耐震改修促進計画策定業務委託と関連します木造住宅の耐震診断による費用でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　同じく130ページになります。９款１項１目消防費でございますが、支出済額３億3,970万1,207円でございます。この目では、消防団運営費、広域消防費負担金及び消防施設整備費に伴う経費でございます。主なものにつきましては、消防団員314名分の報酬、出動旅費、防火水槽補修工事につきましては３基分でございます。また、防火水槽設置工事につきましては四戸区、金井区、上宿区３区で実施しております。

また、消防ポンプ自動車の購入費でございますが、2,289万6,000円につきましては第３分団の第２部松谷地区のポンプ車購入でございます。

また、防火水槽用地土地賃借料補助金につきましては、73基分で28行政区に補助をいたしました。

続きまして、２目水防費でございますが、支出はございませんでした。

３目防災費でございますが、支出済額は581万1,093円でございます。この目につきましては、防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　教育課長。

○教育課長（田中康夫君）　続きまして、10款教育費について説明させていただきます。

10款教育費は、支出総額10億5,162万925円でございます。

１項教育総務費、１目教育委員会費でございますが、教育委員会の運営経費でございます。教育委員の報酬及び経常経費でございます。

続きまして、135、136ページをお願いいたします。

２目の備考欄をごらんください。事務局費が１億6,154万5,270円でございます。主なものといたしまして、事務局費は非常勤職員、特別職及び一般職の人件費及び経常経費でございます。

136ページ中ほどにございます祝金561万円は、町内小学校入学児童86名、中学校入学生徒92名、町外の学校９名、計187名に１人３万円を支給したものでございます。備考欄下段の東吾妻町育英事業につきましては、育英審議会開催に伴う必要経費でございます。

続きまして、３目教育委員会費、支出済額が51万3,568円でございます。

137、138ページに説明がございます。教育関係職員の研修及び研究紀要の印刷、講演会などで使用するノートパソコンの購入に要した費用でございます。

４目通学バス運営管理費では、支出済額１億4,138万8,786円でございます。原町小学校を除く４小学校、中学校のスクールバス運行及び管理に要した経費でございます。目的外使用借り上げについては、主に遠足や部活動にかかわる経費でございます。

５目給食センター運営管理費でございますが、支出済額１億9,078万5,644円でございます。備考欄の給食調理場運営管理費では、一般職員、臨時職員の人件費と給食センター運営の経常経費、賄い材料費、給食運搬車の運転業務委託などが主なものでございます。

139、140ページをごらんください。

６目外国青年招致事業費では、支出済額は1,257万6,305円でございます。外国語指導助手の報酬と経常的な経費でございます。28年８月から３名体制となっております。

続きまして、２項小学校費、１目学校管理費でございます。全体で支出済額が9,448万8,824円でございます。管内５小学校の学校管理運営に必要な経費でございます。備考欄をお願いいたします。７節の賃金は講師、マイタウンティーチャー、特別支援員分でございます。その他小学校の消耗品、光熱水費、修繕料、工事費などが主なものでございます。

141、142ページから143、144ページ、145、146ページ上段まで、備考欄に修繕料、機器の保守料、施設関連の工事費の説明が記載されております。また、145ページ、146ページの原町小学校から147ページ、148、149、150ページ、東小学校まで、学校ごとの経費でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、２目教育振興費ですが、支出済額1,680万3,462円でございます。小学校の教材・教具、就学援助関係の費用でございます。

151、152ページ、20節の扶助費でございますが、要保護・準要保護就学援助費、被災児童就学援助費１名になりますが、特別支援教育奨励費分でございます。また、備考欄の原町小学校から東小学校まで学校ごとの経費が記載されております。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、３目小学校施設整備費でございます。支出済額8,695万9,940円でございます。原町小学校校庭整備に要した費用と太田小学校、原町小学校の空調設備整備に関連する費用でございます。原町小学校校庭整備工事は、主に暗渠排水や遊具の整備を行いました。なお、空調関係工事9,150万3,000円が平成29年度へ繰り越されています。

３項中学校費、１目学校管理費でございます。支出済額4,596万2,849円でございます。東吾妻中学校の管理運営に必要な費用でございます。２節給料から７節賃金、９節旅費は一般職講師１名、臨時職員の講師、マイタウンティーチャー、支援員の人件費でございます。

費目ごとの詳細は153、154ページ、155、156ページ、157、158ページに記載してございますので、後ほどごらんください。

158ページの上段にございます尾瀬学校については、中学校１年生が参加いたしました。

続きまして、２目教育振興費支出済額1,066万6,505円につきましては、中学校の教材・教具、情報機器、就学援助関係の費用でございます。20節の扶助費でございますが、要保護・準要保護の就学援助費の関係と、あと被災生徒１名、ほかに特別支援教育奨励費などでございます。

続きまして、３目中学校施設整備費については、校庭整備事業に要した経費でございます。主に防球ネットの設置、バックネット改修、テニスコートの増設などを行いました。

４項幼稚園費、１目幼稚園管理費については、支出済額総額で１億6,185万3,520円でございます。町内５幼稚園の管理運営に必要な費用となります。１節の報酬から７節賃金及び９節旅費までは非常勤職員の園長、一般職員、臨時職員、支援員、預かり保育担当の人件費でございます。

159、160ページ、11節需用費では、各幼稚園の消耗品、光熱水費、修繕料などで、東幼稚園雨漏り改修、原町幼稚園園舎増築工事実施設計業務が主なものでございます。

161、162ページの原町幼稚園から163、164ページ、165、166ページの途中まで幼稚園ごとの経費でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、166ページの中ほど、２目教育振興費、支出済額158万6,239円でございます。各幼稚園の教材・教具の費用になります。よろしくお願いいたします。

続きまして、５項社会教育費、１目社会教育総務費、支出済額748万5,835円でございます。社会教育の経常的経費でございます。主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金で社会教育関係団体への補助金、社会教育関係機関への負担金がございます。

また、167、168ページの備考欄にございます成人式事業、放課後子ども教室推進事業の経費も含まれております。

続きまして、２目公民館費でございます。支出済額は1,955万7,992円でございます。

備考欄をごらんください。中央公民館運営費につきましては、中央公民館の運営に係る経常的経費が主なものでございますが、169、170ページにかけて記載されております。備考欄の高齢者教室事業から公民館読書推進事業につきましては、中央公民館の自主事業に要した費用でございます。太田公民館運営費から始まり172ページ、174ページの東公民館運営費までは、各地区公民館の施設の維持管理及び運営費並びに事業に係る経費でございます。

最後のブックスタート事業につきましては、中央公民館事業でございます。

続きまして、３目文化財保護費は支出済額1,524万5,144円でございます。文化財保護費は文化財調査委員報酬や指定文化財保存管理及び伝統芸能活動団体の補助金等が主なものでございます。

備考欄の中ほど岩櫃城跡保存整備事業では、岩櫃城跡周辺の赤色立体地図の製作や岩櫃城フォーラムの開催経費などでございます。国指定史跡に向けた準備を進めております。

ページの下側になりますが、４目青少年対策費は支出済額122万7,396円でございます。青少年対策費としては、青少年育成推進委員の活動費及び子ども会育成団体への補助金が主なものでございます。

175、176ページ、備考欄、杉並・東吾妻子ども交流事業では、町内の小学校４年生から６年生25名が杉並区と東吾妻町の両会場で交流を行った経費でございます。

続きまして、５目発掘調査費、支出済額476万5,764円でございます。備考欄の発掘調査費につきましては、文化財整理室の維持管理に要する経費でございます。

町内遺跡分布調査事業では、国・県の補助を受け、町内の遺跡の埋蔵文化財包蔵地の分布調査を岩島地区で行いました経費でございます。

続きまして、６項保健体育費、１目保健体育総務費ですが、支出済額は2,064万8,264円でございます。スポーツ推進委員の報酬及びスポーツ振興に係る経常経費でございます。東吾妻町スポーツ協会を初めスポーツ振興団体に対する補助金や杉並区で開催された交流自治体中学生親善野球大会の経費が含まれております。

177、178ページ、備考欄の健康管理対策事業につきましては、管内の園児・児童・生徒及び教職員の健康診断に要した経費でございます。

郡民体育祭事業ですが、嬬恋村をメーン会場に開催されました第55回郡民体育祭参加のための費用でございます。

続きまして、２目の学校開放事業費でございます。支出済額221万4,110円でございます。管内小中学校校庭及び体育館を一般町民に開放しております。主なものは電気料でございます。

３目の施設管理費ですが、支出済額1,812万7,720円でございます。社会体育施設管理事業は、町のスポーツ広場、あづま総合運動場、町民体育館等の社会体育施設の維持管理に要する費用でございまして、主なものは電気料、施設管理委託料、町民体育館改修などに要した費用でございます。

180ページの公園管理等事業は、東橋グラウンドの西側にございます公園の遊具点検の費用でございます。

以上、教育関係決算の説明とさせていただきます。

なお、施策の実績につきましては93ページから100ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　農林課長。

○農林課長（丸山和政君）　179ページ、11款１項１目農業用施設災害復旧費では、支出済額482万3,466円でございます。この目は農用地の災害復旧に要する費用でございます。

昨年９月７日の集中豪雨による農地災害で岡崎地区の国庫補助分３カ所及び県補助分２カ所の災害復旧に要する費用でございます。

２目林業施設災害復旧費につきましては、災害がなかったため支出はありませんでした。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　引き続きまして、２項土木施設災害復旧費についてでございます。支出済額につきましては193万4,033円、全てが２目の道路復旧費でございます。岡崎、五町田地内で町道脇からの土砂流出等があったための撤去費用、機械借り上げ料等でございます。

１目の河川復旧費、次のページに移りますが、３目の橋りょう復旧費については支出はございませんでした。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、12款公債費でございますが、合計で10億3,353万5,717円の償還をしております。

13款の諸支出金ですが、支出済額2,000万円、水道事業会計への補助金でございます。

14款の予備費でございますが、870万7,800円を流用させていただいております。

以上、歳出合計ですが、予算現額が87億8,078万7,000円、支出済額が81億5,790万3,488円、繰越明許費が２億2,888万2,000円、不用額が３億9,400万1,512円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が84億5,929万9,897円、歳出の総額が81億5,790万3,488円、歳入歳出差引額３億139万6,409円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が3,245万円、実質収支額、いわゆる繰越金が２億6,894万6,409円になります。

実質収支に関する調書中の繰越明許費繰越額がその前のページの中の繰越明許費の額２億2,888万2,000円と額で１億9,643万2,000円の違いがございます。この違いについてですが、182ページの分は未収入の特定財源も含めての額になっておりますけれども、実質収支に関する調書中の額につきましては、未収入の特定財源を含めない一般財源のみの額となっておりますので、額に差が出ております。内訳につきましては、６月議会のときに配付をいたしました一般会計繰越明許費繰越計算書を後ほどごらんになっていただければと思います。

184ページから186ページ、これにつきましては財産に関する調書でございます。

187ページが基金の現在高の明細、188ページが物品の現在高となっております。

以上で一般会計の決算に関する説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　お世話になります。

それでは、監査報告をさせていただきます。

監査の期間は７月10日から８月３日までの実質15日間、私角田と青柳委員の２人で監査を行いました。監査に当たりましては、役場の職員の方々には暑い中にもかかわらず、ご協力いただきましてありがとうございました。改めてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、28年度の決算審査についての報告をさせていただきます。

一般会計なんですけれども、その前に全体的な監査の結果、あるいは意見等について若干時間をいただきまして述べさせていただきたいというふうに思います。

審査の方法は、例年どおり地方自治法の規定に基づいて調査を行ったわけですけれども、今回、歳出の中の不用額に着目をしまして、これは独自に調査をさせていただきまして、いろいろ執行についての問題とか、予算の編成についての問題等が監査をする中で見受けられますので、この不用額に着目をしまして調査をさせていただきました。この辺についてもまた改めてご報告させていただきたいというふうに思います。

審査の結果なんですけれども、全体的に通しまして、計数については一つは正確であるということ、それから予算執行については、これは「おおむね」をつけさせていただきます。適正にかつ効率的に執行されているということでございます。それから、会計経理の事務についても適正に処理されておりました。それから、財産に関する事務についても適正に処理をされている。事業執行につきましては、18件の現地調査もあわせて行いました。この結果についてもおおむね適正に実施をされたということでございまして、全体的に見て、非違の点は認められなかったということでありますけれども、幾つかこの中で改善を要するようなことがありましたので、その点をちょっと申させていただきます。

先ほど申しましたように、今回の決算審査に当たりまして、予算編成は妥当であったかど

うかということ、それから予算の執行は適正に行われていたかどうかを検証するために、歳出決算書に記載されています、皆さんお手元に決算書がありますけれども、その中に不用額というのが記されていると思います。不用額というのは、地方自治法施行規則16条の中の様式に規定されている用語なんですけれども、ちょっと言葉としては「不用」というんですから、本当に使わないという予算に結果的にはなるわけなんですけれども、これに着目して、その発生要因を調べることで、ある程度予算が適正に執行されたかどうか、あるいはその予算編成が妥当であったかというようなことがある程度把握できるというようなこともありまして、改めてこの額について着目をして、それぞれの各課にお願いをして調書をつくっていただき、なおかつヒアリングもあわせて行ったということでございます。

先ほど説明がありました不用額というのは、一般会計、特別会計、それから水道事業関係合わせて約７億480万2,193円、この不用額が28年度発生をしております。

この不用額を毎年毎年見てみますと、同じくらいの額が発生をしているというようなことで、これを率にしますと大体４％から５％ぐらいの割合になります。これは予算現計額に対する割合です。

この不用額というのは、予算現計から支出済額を差し引き、なおかつ繰越額を引いた残りが不用額ということになるわけでございます。この要因は、なぜこういった不用額が発生するかということを調査を行いました。各事業を一つずつ調査するのも大変でありますので、各款の節単位で50万円以上の事業についての不用額を発生要因別に調査をしました。

幾つか主な要因として考えられる不用額は、執行努力、要するに事務改善によって不用額が発生したのか、あるいは入札残金、それから人件費等の残金、あるいは事業実績減によるところの減ですとか、あるいは積算過大による減、これはあくまでも概算で要求したがためにどうしても積算が大きくなった。それに伴って、実際はそれほど事業は行われなかった、執行されなかったというようなこと、積算過大による減。

それから予備的予算、これが結構町の場合、予備的予算というのはあります。不測の事態に対応するための予備的な予算があります。それを確保しておったんだけれども、実際は執行しなかったと、その他実際に未着手とか、そういったものがいろいろ考えられるわけでありまして、とにかく一番多かったのが、私も当初はびっくりしたんですけれども、積算過大による減額。およそ一般会計でも大体４割近く、一般会計の中にある積算過大。要するに予算の積算が原因であるというふうに考えられる。これはどういうことかというと、多分概算でやったからそういう結果になったんじゃないかというふうに思います。

それから、第２が事業実績による減。予算計上したんだけれども、規模や実際の要望がそれに見合うだけの規模がなかったとか、あるいは単価が減少したことによって生じたものだとか、そういったものが第２。

やはり第３は、予備的予算、町の場合はいろんな不測の事態に備えて、いろんな予算を組んでいる。だけれども、実際は執行しなかったというようなことが考えられますので、そういうものが３位。大きく分けてこの３つが大きな要因であるかというふうにわかったわけであります。

しかし、厳しい町の財政状況を考えてみた場合に、やはり限られた予算を施策に有効かつ効果的に予算を配分するということが求められてくるわけでありまして、今後の予算編成に当たっては、先ほど申しましたが、概算ではなくて町民などからの各事業要望の把握に適切に努めるということ。それから予算の積算精度を高めるということ。さらに執行に当たっては、事前あるいは中間、それから事後の各段階での事業評価を適切に行って、進行状況を常にチェックをするということの進行管理を強化していただきたいというふうに思います。

町としては、全事業に対する評価の実施をするということで、東吾妻町の事務事業評価審査委員会というものを設置して、それぞれの各事業の評価等を行っているということでありますけれども、これが全ての事業について評価しているわけではありません。一部だというようなこともありますので、できれば全ての事業についてきちんとそれぞれの各課で評価をしていただくようなことをやっていただければというふうに思っております。

それから、いろいろ関連してくるんですけれども、それに伴って、やはりいろんな町からの補助金の交付事務があります。これについても一部に不適切な事務処理が見受けられるというようなことがあります。それは前例ですとか、慣例ですとか、そういったことによって、補助金の事務を執り行っていくことが原因であるというようなことも推察をされるわけでありまして、こういったこともきちっとチェックをするということが必要だろうというふうに思います。

必要ならば、関係する規則、町には補助金に関する規則がありますけれども、その規則なり、あるいはそれぞれ各課が所管しているところの要綱があります。それぞれの事業を行うための。そういったものについても実際にもう一度見直していただいて、実態に合ったような要綱等に改善をしていく必要があるだろうというふうなことは感じられますので、前々からいろいろ執行については、原因をどうやったら一番よく把握できて、皆さん方にわかっていただけるかということを、不用額、これが全てではないんですけれども、不用額というの

は、出しては悪いということではないわけでして、これについてはいろんな意見があることは事実ですけれども、実際不用額というのは、実際は費用対効果で判断するということが一番大切ではないかというふうに思います。

それにしても、毎年毎年７億円近い不用額を出しているということがありまして、その原因から探っていくと、そういったことが考えられますので、やっぱり適正な予算執行に当たっては、そういったことをきちっと頭に中に起きながら、予算編成なり、執行に当たっていただく。また皆さん方もそういったことで評価をしていただきたいというふうに思っております。そういったことを頭に置きながら見ていただきたいというふうに思っております。

それでは、28年度の東吾妻町の一般会計の歳入歳出決算審査の結果について報告をさせていただきます。

そこに書いてございますように、地方自治法の233条の第２項の規定によって、別紙決算書に基づいて会計書類、証書類と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されていること、計数については正確であったということ、また予算執行についてはおおむね適正であるというふうに認められた。この「おおむね」については、不用額から探っていくとそういったことが言えるかというふうに思いますし、それ以外に一般会計の歳入については、先ほど説明がありましたけれども、不納欠損について424万円も不納欠損が発生をしているということでありまして、これは納税義務を消滅させることを判断したわけでありますので、これについてはきちんと理由を町民に説明されたいというようなこと。

それから、収入未済、これについても先ほど説明がありました。いろんな徴収努力はあったというふうに聞いておりますし、把握をしていますけれども、町税につきましても約5,900万円強の収入未済がありますし、それから農林水産業についての負担金が約2,700万円強あります。それから公営住宅の使用料、あるいは学校給食費等があります。それから昨年も指摘がありましたけれども、国民宿舎の榛名吾妻荘の指定管理料の施設使用納付金、これについても約1,000万円強もあり、合計で収入未済が１億11万円強ほどあるということでありますので、このことは自主財源の確保と負担の公平を期する観点から、関連法令について引き続き厳粛に一層の努力をお願いしたいというふうに思っています。

歳出についても、不用額は約３億9,400万円強ほどございますので、こういったことも含めて、先ほど申したことを念頭に置きながら、今後ともより一層の改善努力をしていただきたいというふうに思っています。

そういうことで、一般会計の審査結果の報告とさせていただきます。

29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後２時10分とします。

（午後　２時００分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午後　２時１０分）

◎決算書の訂正

○議長（一場明夫君）　ここで農林課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

農林課長。

○農林課長（丸山和政君）　先ほどの決算書の訂正をお願いいたします。

決算書108ページ、備考欄になります。上から８行目の電気料2,214円につきましては、同じく上から４行目、緑のふるさと協力隊事業、この下に入ります。ずれておりました。まことに申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　それでは、そのように訂正をお願いいたします。

◎認定第２号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君）　日程第９、認定第２号　平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第２号　平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額22億596万1,591円、歳出総額21億5,092万8,198円、歳入歳出差引額5,503万3,393円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

まず、歳入の主なものでありますが、国民健康保険税３億8,260万2,724円、国庫支出金４億6,234万2,004円、県支出金１億854万7,011円、前期高齢者交付金５億2,012万2,882円、共同事業交付金４億6,213万1,617円、繰入金１億2,715万1,031円、繰越金9,214万3,337円、以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出ですが、保険給付費13億4,633万1,612円、後期高齢者支援金等２億1,716万3,755円、介護納付金8,396万6,864円、共同事業拠出金４億6,760万6,359円等が歳出の主なものでございます。

続きまして、施設勘定につきまして説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額9,922万3,002円、歳出総額9,043万1,153円、歳入歳出差引額879万1,849円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

まず歳入でありますが、診療収入として7,311万5,283円、県支出金642万7,000円、また繰入金として1,168万8,000円が主なものでございます。

続いて歳出ですが、総務費4,619万4,710円、医業費4,085万9,009円が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

まず、７ページをお願いいたします。

事業勘定から事項別明細書により説明いたします。

１款の国民健康保険税ですが、収入済額３億8,260万2,724円、不納欠損額397万7,442円、収入未済額につきましては5,094万3,491円でございます。

内訳といたしまして、１項１目の一般被保険者国民健康保険税、収入済額３億6,824万3,002円、２目の退職被保険者等国民健康保険税として収入済額1,435万9,722円でございます。それぞれ内訳につきましては備考欄のほうをごらんください。

２款の使用料及び手数料で１万5,200円、督促の手数料でございます。

３款の国庫支出金４億6,234万2,004円ですが、１項国庫負担金としまして３億4,218万2,004円でございます。

次のページのほうをお願いいたします。

内訳としまして、１目の療養給付費等負担金、２目高額医療費共同事業負担金及び３目の特定健康診査等負担金でございます。

２項の国庫補助金ですが１億2,016万円で、１目の普通財政調整交付金、２目特別財政調整交付金及び３目の国保制度関係業務準備事業費補助金でございます。

４款の県支出金は１億854万7,011円でございます。１項の県負担金としまして1,681万3,011円、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金です。

２項県補助金ですが9,173万4,000円です。内訳は財政健全化補助金及び、次のページになりますが、財政調整交付金でございます。

５款の療養給付費交付金4,866万3,055円、退職者等医療給付費に係る交付金でございます。

６款の前期高齢者交付金５億2,012万2,882円ですが、これは前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するものでございます。

７款の財産収入は２万239円、基金の積立金の利子でございます。

８款の共同事業交付金４億6,213万1,617円で、共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金でございます。

９款の繰入金としまして１億2,715万1,031円でございます。内訳といたしまして、１節の保険基盤安定繰入金から、次のページになりますが５節の事務費繰入金まで、それぞれ法令等の基準に基づいた繰入金でございます。

次の10款の繰越金につきましては9,214万3,337円でございます。

11款諸収入222万2,491円、１項の延滞金及び過料、２項の雑入でございます。

以上で歳入合計が22億596万1,591円でございます。

続いて、歳出について説明いたします。

15ページをお願いいたします。

第１款の総務費ですが、第１項の総務管理費から第３項の運営協議会費まで、支出済額840万699円、主にこれは経常的な経費でございます。

２款の保険給付費、支出済額13億4,633万1,612円です。内訳といたしまして、１項１目の一般被保険者療養給付費分で11億2,496万1,484円、それから、次のページのほうになりますが、２目の退職被保険者等療養給付費から５目の審査手数料でございます。また、備考欄に書いてありますそれぞれ受診件数等については、ごらんいただきたいと思います。

２項の高額療養費１億8,182万8,606円、自己負担額の基準を超えた分に対して支給するものでございまして、これの件数等につきましては備考欄のほうをごらんください。

３項の移送費については、支出はありませんでした。

４項の出産育児諸費につきましては336万1,680円、次の19ページのほうになりますが、出産件数は８件でございました。

５項の葬祭費は170万円で、件数34件でございます。

次に、３款後期高齢者支援金等が２億1,716万3,755円、支援金と事務費の拠出金でございます。

４款の前期高齢者納付金等は15万3,275円です。

５款の老人保健拠出金8,253円、事務費分でございます。

それから、次のページになります。

６款の介護納付金8,396万6,864円でございまして、２号介護被保険者数1,396人でございます。

７款の共同事業拠出金は４億6,760万6,359円、共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金で、高額な医療費による市町村の国保財政の急激な影響の緩和と安定化を図るための制度でございます。

８款の保健事業費1,876万1,455円、１項の特定健康診査等事業費と、次のページになりますけれども、２項の保健事業費、特定健診の業務委託料、また医療費の通知であるとか、人間ドックの委託料等でございます。

９款の基金積立金は２万239円、利子分でございます。

10款の諸支出金851万5,687円、１項の償還金及び還付加算金として、税の還付金や負担金等の精算に伴う返還金でございます。

２項の繰出金は国保施設勘定への繰出金でございます。

３項の指定公費負担医療費立替金は587円でした。

それから、次の25ページをお願いします。

11款の予備費の支出はございませんでした。

以上で歳出合計が21億5,092万8,198円でございます。

次に27ページのほうですが、実質収支に関する調書です。実質収支額5,503万3,393円でございます。

28ページにつきましては財産に関する調書で、基金残高でございますけれども、8,075万6,687円でございます。

以上が事業勘定の説明でございます。

続きまして、施設勘定の説明を申し上げます。

５ページをごらんください。

１款の診療収入、収入済額7,311万5,283円でございます。１項の外来収入と２項のその他診療収入。内訳につきましては備考欄のほうをごらんください。

２款の使用料及び手数料33万3,500円、往診車の使用料と診断書等の作成の手数料でございます。

３款の県支出金642万7,000円、へき地診療施設運営費の補助金等でございます。

４款の繰入金で1,168万8,000円、次のページになりますが、よろしくお願いします。一般会計繰入金及び事業勘定からの繰入金でございます。

５款の繰越金につきましては726万5,831円でございます。

６款の諸収入39万3,388円、特定健康診査等収入と、雑入として衛生材料等の売却による収入でございます。

以上で歳入合計で9,922万3,002円でございます。

続きまして、９ページから歳出でございます。

１款の総務費ですが、支出済額4,619万4,710円、職員人件費と施設管理費として主に診療所の維持管理に係る費用、また研究研修費として学会等への研修旅費負担金等でございます。

２款の医業費、支出済額4,085万9,009円。

次の11ページのほうをお願いいたします。まず医業管理費なんですけれども、ここで大変申しわけないんですけれども、左上の款項目の目の部分で「１目」となるんですけれども、

「１」が抜けております。大変申しわけないんですけれども、２款１項１目になります。記入のほうをお願いしたいと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

医業管理費の内容につきましては、診療に係る保険料や医療廃棄物の処理の委託料などでございます。ほかの２目から５目ですけれども、主なものとしましては、２目の医療用機械器具費で酸素のリース料であるとか、あと４目の医薬品衛生材料費として医薬品の購入代金及び５目の検査費などが主なものでございます。

３款の公債費337万7,434円、償還金元金及び利子でございます。

以上で歳出の合計が9,043万1,153円でございます。

それから、13ページが実質収支に関する調書ですが、実質収支額が879万1,849円となりました。

次のページにつきましては財産に関する調書ですので、ごらんいただければと思います。

以上、国民健康保険の事業勘定と施設勘定の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　それでは、平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査結果について報告をさせていただきます。

地方自治法第233条２項の規定により、別紙決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であったということ。また、予算執行についてはおおむね適正であるということが認められました。

ただし、意見として幾つか述べさせていただきます。

まず１つは事業勘定におきましてですけれども、これは収入未済が約5,094万3,491円あるということ、不納欠損が397万7,442円ございます。それから歳出においてなんですけれども、不用額が約7,098万802円ほどあります。大半は予備費が約4,000万円ほど、毎年予備費は約５％ぐらい計上するということなので、4,000万円ほどあります。

それから、療養費の給付費がやっぱりこれはかなり読めないというようなこともあって、これは件数が多くなったり、少なかったりということでありまして、この点も決算書の中ではたしか2,500万円ほど不用額が発生しているかというふうに思いますけれども、そういっ

たことがございますので、引き続き１つは保険税の滞納縮減、あるいは今後改正も視野に入れた事業の健全な運営の確保に努力をされていただきたいということを申し上げます。

それから、施設勘定については、債務負担項目は適正に措置されておりましたので、特にこれは問題はないというふうに思っております。

平成29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては９月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第３号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君）　日程第10、認定第３号　平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第３号　平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額１億9,133万4,592円、歳出総額１億8,634万4,773円、歳入歳出差引額498万9,819円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料１億2,001万4,800円、繰入金6,924万2,716円

でございます。

歳出の主なものは、総務費257万8,773円、後期高齢者医療広域連合納付金１億8,326万6,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

５ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明のほうさせていただきます。

第１款の後期高齢者医療保険料ですが、収入済額１億2,001万4,800円、収入未済額34万7,500円でございます。

２款の繰入金が6,924万2,716円、１項の一般会計繰入金として、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金でございます。

３款の諸収入137万5,390円、１項の雑入として97万8,390円、広域連合共通経費納付金の精算に伴う返還金と人間ドックの助成金です。それと、２項１目の保険料還付金39万7,000円でございます。

４款繰越金でございますが、次のページのほうをお願いいたします。70万1,686円でございます。

以上で歳入合計が１億9,133万4,592円でございます。

続いて、９ページをお願いいたします。

歳出ですが、１款総務費、支出済額257万8,773円、１項１目の一般管理費として96万8,102円、２項１目の徴収費で161万671円、ともにシステムの保守等の委託料ほか経常的な経費でございます。

２款の後期高齢者医療広域連合納付金として１億8,326万6,000円、保険料と基盤安定及び事務費に係る負担金でございます。

３款の保健給付事業費50万円、人間ドック助成事業費でございます。

４款の諸支出金と、次のページになりますが、５款予備費については支出はございませんでした。

以上で歳出合計が１億8,634万4,773円でございます。

それから、13ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、実質収支額は498万9,819円でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　それでは、平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法233条第２項の規定により、別紙決算書に基づき会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であるというふうに認められました。

ここで意見として、若干後期の特別会計におきましても、保険料等の収入未済がありますし、それから不用額、どうしも保険の場合は予備費をかなりの額を取っておいた、それが結果的に不用額として発生をしてきているというようなこともありますけれども、そういったことをある程度考慮いたしました。

結果としては、引き続き保険料の滞納縮減について努めていただきたいということを意見として申し述べるところでございます。

平成29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては９月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第４号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君）　日程第11、認定第４号　平成28年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第４号　平成28年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険の財源内訳は明確になっており、歳出のほとんどを占める保険給付費につきましては介護保険料と公費負担で折半する仕組みとなっております。

28年度の歳入総額は15億8,031万198円、歳出総額は15億3,141万8,767円で、歳入歳出差引額は4,889万1,431円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　お世話になります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

５ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入、１款の保険料は、65歳以上の第１号被保険者の介護保険料でございます。保険料の徴収は原則年金からの天引きによる特別徴収ですが、天引きできない方は普通徴収となります。

保険料徴収は、対前年度比2.9％増の３億678万2,929円となりました。収入未済額につきましては、普通徴収の164万8,200円となっております。また、滞納繰越分のうち年度末には時効２年によりまして38万5,300円の不納欠損処理をさせていただきました。保険料収納

率は99.1％となりました。

３款１項の国庫負担金２億8,006万3,737円ですが、これは介護給付費に対する法定負担分で、過不足は翌年度精算となります。

２項の国庫補助金ですが、１目の調整交付金１億1,184万5,000円は、保険給付費の３から11％の範囲内で調整されて交付されます。高齢化率が高く所得水準が低いと交付率が上がる仕組みとなっており、28年度は7.76％の交付となりました。２目、３目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。

７ページをお願いします。

６目の介護保険事業費補助金は、制度改正に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

４款１項の支払基金交付金、１目の介護給付費交付金４億545万7,358円ですが、これは40から64歳までの第２号被保険者の保険料で、保険負担割合は28％で過不足は国庫負担金同様に翌年度精算されます。２目の地域支援事業交付金も同様でございます。

５款１項の県負担金、１目の介護給付費負担金２億919万4,468円ですが、これも介護給付費に対する県の法定負担分でございます。

２項の県補助金の地域支援事業交付金も、それぞれの補助割合に応じた交付となっております。

９ページをお願いします。

６款の財産収入は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

７款の繰入金は一般会計と基金からの繰入金です。１項の一般会計繰入金２億246万7,492円は、保険給付費に対する法定負担分12.5％と介護認定審査会経費などの事務費分でございます。

11ページをお願いします。

８款は諸収入、９款の繰越金はごらんのとおりでございます。

歳入合計は対前年度比4.3％増の15億8,031万198円となりました。

13ページの歳出をお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　課長、ちょっとお待ちください。

説明の途中ですが、ここで暫時休憩をとります。

（午後　２時４４分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午後　３時１５分）

○議長（一場明夫君）　休憩前に引き続き説明をお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　それでは、13ページの歳出をお願いいたします。

１款の総務費、支出済額1,572万7,513円は事務的経費でございます。１項の総務管理費は一般事務費、２項の介護認定審査会費は認定調査、審査に要する経費、４項は保険料の賦課徴収の経費でございます。

２款の保険給付費ですが、前年度より1.5％増の14億4,437万3,584円で、会計全体の94.3％を占めております。要支援も含めて介護認定を受けている方の約84.5％が何らかの介護、介護予防サービスなどを利用しております。

15ページをお願いします。

１項の介護サービス等諸費、支出済額13億1,871万7,305円は要介護者が利用したサービス費で、その内訳が１目から６目までとなります。２項の介護予防サービス等諸費、支出済額4,095万5,669円は要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が１目から17ページの５目までとなります。

次の３項のその他諸費、４項の高額介護サービス等費、５項の高額医療合算介護サービス等費はごらんのとおりでございます。

６項の特定入所者介護サービス費ですが、これは低所得者対策の一環として施設入所者で所得の低い方は食費と居住費の実費負担分が軽減されます。低所得者に対しては所得に応じた自己負担の限度額が設けられており、限度額を超えた分は介護保険から給付されますので、この給付額が5,514万3,540円となりました。

３款の基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

19ページ、４款の地域支援事業費、支出済額2,564万9,614円ですが、介護予防に関する支援が主で、地域包括支援センターで実施しております。

５款の諸支出金ですが、23ページをお願いいたします。前年度死亡等に伴う保険料の還付

金と、前年度分精算に伴います国及び支払基金への返還金でございます。

歳出合計は前年度比4.2％増の15億3,141万8,767円となり、25ページをお願いします。実質収支額は4,889万1,431円となります。

26ページの財産に関する調書は、介護給付費準備基金の状況でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　それでは、平成28年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法233条第２項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

ここで意見としまして、介護保険についてですけれども、歳入につきましては先ほど説明ありましたけれども、収入未済、これは保険料ですね。これの未済が約251万5,600円ほどあったということ。それから不納欠損が38万5,000円あるということであります。

それから、歳出なんですけれども、処理は適正にされているんですけれども、不用額が約１億3,515万6,233円あります。このうち予備費が約500万円ほどありますけれども、なかなか介護保険の給付件数が読めないというようなことで、かなり大雑把な概算で要求している面があります。結果として、約１億円近いお金が不用額として残るというようなこともあります。予備費500万円を取ってありますので、こういったものの活用も含めて少し検討する必要があるかと思います。

それから、全体的に見て保険料の収入未済がございますので、それについての縮減に努力されたいということでございます。

平成29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては９月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第５号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君）　日程第12、認定第５号　平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第５号　平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は8,745万580円、歳出の総額は8,738万5,894円でございます。歳入歳出差引額は６万4,686円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　地域開発事業につきまして説明をさせていただきます。

６ページの事項別明細書をごらんください。

歳入の部になります。

１款分担金及び負担金ですが、収入済額35万円につきましては、加入負担金の７件分でございます。

２款使用料及び手数料でございます。収入済額、１の施設使用料417万9,500円ですが、

719件分でございます。２目の滞納繰越分６万円でございますが、13件分でございます。

３款財産収入はございません。

４款繰入金でございます。収入済額7,040万円です。地域開発基金はございません。宅地造成事業で650万円、情報通信事業で6,370万円、次ページになりますが、発電事業で20万円ございます。繰越金は35万2,207円でございます。

６款諸収入でございます。収入済額1,210万8,873円でございます。支障電気通信路線移転工事補償費につきましては、上信道の工事に伴う補償費でございます。下の光ファイバー芯線貸付料については、通常の貸付料でございます。

歳入合計といたしまして8,745万580円でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の部でございます。

事業費ですが3,229万4,156円で、内訳として、１項宅地造成事業費は１万5,900円、消耗品費でございます。

２項情報通信施設事業費につきましては、管理費として3,209万6,444円でございます。主なものにつきましては、施設の保守管理委託料として326万1,600円、新規引き込み工事費７件で335万5,776円、支障移転工事費５件分で1,139万1,840円でございます。

３項になります。発電事業費でございます。今回は旅費として１万9,700円、またことし６月に見ていただきました発電施設が下にありましたが、その発電事業用地の借用代として16万2,112円を県にお支払いしております。なお、29年６月からは発電事業につきましては本格実施をいたしております。

２款公債費でございますが、支出済額5,509万1,738円でございます。元金・利子合わせまして情報通信施設事業費で4,855万1,054円、宅地造成で654万684円でございます。

歳出合計といたしまして8,738万5,894円でございます。

13ページをお願いいたします。

実質収支でございます。歳入歳出差し引きが６万4,686円となりまして、実質収支額も６万4,686円になります。

財産に関する調書でございますが、今後この調書にあります２の基金、地域開発基金でございますが、29年度から発電事業で得た収入につきましては必要経費を差し引いた残りにつきましては、この基金に積んでいくことになります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　それでは、平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

地方自治法第233条２項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である。また、予算執行についてはおおむね適正であるということが認められました。

意見として、地域開発について、歳出関係で執行率が88.84％であったということ、それから住宅販売が約10年間滞っているというようなこともございますので、きちっと当該年度における事業の執行計画を適切に管理した上で、必要に応じて実態に則した補正予算等を再編することを検討されたいということを申し上げておきます。

平成29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては９月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第６号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君）　日程第13、認定第６号　平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第６号　平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は４億9,937万2,533円、歳出の総額は４億8,864万9,051円でございます。歳入歳出差引額は1,072万3,482円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　お世話になります。

それでは、５ページ、６ページ以降の事項別明細書の説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、１款分担金及び負担金ですが、収入済額で833万3,000円でございます。内訳でございますけれども、農業集落排水分担金が66万7,000円、公共下水道の負担金が766万6,000円となります。

２款使用料及び手数料でございますが、収入済額で１億7,027万6,741円となります。内訳でございますけれども、１目公共下水使用料が4,708万9,653円、２目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて9,336万1,959円、３目農業集落排水使用料が箱島岡崎地区、岩下矢倉地区を合わせて2,982万5,129円となります。

３款国庫支出金でございますけれども、収入済額で2,089万1,000円となります。内訳ですけれども、浄化槽整備事業国庫補助金でございます。

７ページ、８ページをお願いします。

４款県支出金でございますけれども、収入済額で597万7,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備事業県補助金でございます。

５款繰入金につきましては２億1,278万2,081円です。内訳ですが、一般会計からの繰入金が１億9,789万8,000円、浄化槽市町村整備推進事業の減債基金からの繰入金が1,488万4,081円です。

６款繰越金ですが、前年度繰越金2,007万1,951円です。

７款諸収入ですが、収入済額294万760円です。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子が２万3,480円、雑入として、１節公共下水道事業雑入は管路施設等の管理システム保守管理業務、システムサーバー入れかえ等の業務で99万9,200円、２節浄化槽整備事業雑入が汚泥の引き抜き料と国道145号道路改築事業補償金は上信道建設に伴う浄化槽の移転補償費で37万8,000円、３節農業集落排水箱島岡崎地区、雑入ですが国道353号道路改築事業補償金は岡崎地区のマンホール移設と東京電力からの賠償金を合わせて37万5,840円、４節、岩下矢倉地区の雑入は落雷によるポンプの修繕補償と東京電力からの賠償金合わせて73万2,240円の収入になっております。

９ページ、10ページをお願いします。

２目駐車場等の付帯工事費が43万2,000円となっております。駐車場の付帯工事につきましては、合併浄化槽７件の駐車場使用等の付帯工事を実施したものでございます。

８款町債ですが、浄化槽整備事業債、公共下水道事業債、農業集落排水事業債合わせて5,810万円です。

以上、歳入合計は４億9,937万2,533円となります。

続いて、11ページ、12ページからの歳出をごらんください。

１款総務費ですが、一般管理費ということで職員５名分の人件費と事務的な経常経費でございます。

次に、２款建設費、１項１目建設事業費は5,325万8,662円です。これ以降につきましては各事業ごとにまとめてありますので、事業欄をごらんください。

最初に、公共下水道事業費ですが746万6,456円です。備考欄中段の新規取りつけ管工事請負費から３行下の管渠築造工事請負費まで合計664万1,160円が工事請負費となります。

次に、浄化槽整備事業費でございますが4,468万4,738円です。備考欄一番下の浄化槽設置工事費は、39基を設置しまして3,736万3,680円になります。

続いて、13ページ、14ページをお願いします。

浄化槽排水設備設置工事費補助金として333万2,000円、25件分を支出しております。また、浄化槽市町村整備推進事業減債基金積立金として、284万6,580円でございます。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区は32万2,941円です。このうちマンホール移設工事の請負費25万9,200円が主なものでございます。

次に、岩下矢倉地区は、全体額で78万4,527円でマンホール嵩上げ工事の請負費54万円が主なものでございます。

続いて、３款施設費、１項１目施設管理費は１億7,272万282円でございます。ここではそれぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検管理業務委託料などを計上してあります。

最初に、公共下水道事業費ですが4,592万5,077円です。備考欄４行目の処理場のし渣脱水機修繕料464万4,000円と、処理場制御装置修繕料37万8,000円は吾妻浄化センター施設内の修繕でございます。中段の処理場維持管理業務委託料の812万6,325円は、吾妻浄化センター維持管理の業務委託料でございます。その下の管渠維持管理業務委託料545万4,000円は、管渠延長約6.1キロの清掃とカメラ調査約600メートルの維持管理業務の委託料でございます。

その下のマンホールポンプ通報システム管理業務委託料84万9,657円は、22カ所のマンホールポンプ異常通報等の業務委託料でございます。その下の汚泥運搬処理業務委託料592万8,076円は、吾妻浄化センターの汚泥運搬処分の委託料でございます。

また、下水道経営戦略策定業務委託料756万円は、今後施設の老朽化や人口減少などが想定され、経営環境が厳しさを増すことから、経営健全化を図るために計画的かつ合理的な経営を行い、経営基盤の強化のための策定でございます。

15ページ、16ページをお願いします。

浄化槽整備、需用費の7,691万4,080円ですが、1,529基の保守点検等を行いました。備考欄の浄化槽修繕料は、浄化槽のブロワー交換及び修理やマンホールのふたの交換等で522万2,318円です。

また、浄化槽保守点検業務委託料と浄化槽清掃業務委託料を合わせて5,548万3,097円の保守点検委託料でございます。

次の農業集落排水箱島岡崎地区の3,000万6,338円ですが、備考欄４行目の処理場及びポンプ場ポンプ修繕料から４行が修繕料で、合計で808万6,824円です。中段の処理場維持管理業務委託料の611万8,740円は、処理場を維持管理するための委託料でございます。その下、管渠維持管理業務委託料の664万2,000円は、管渠延長約4.3キロの清掃とカメラ調査約２キロの管路維持のための業務委託でございます。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の1,987万4,787円でございますが、次のページ、17、18ページをお願いします。先ほどの箱島岡崎地区と同様に、施設の維持管理等となっておりますが、中段の管渠維持管理業務委託の272万1,600円は、管渠延長約2.2キロの清掃とカメラ調査約700メートルの管路の維持のための業務委託料でございます。今後の課題として、接

続率の向上に努めたいと思います。

続きまして、４款公債費、１項公債費ですが、元金・利子の償還を合わせて２億2,110万5,372円です。備考欄に元金・利子別に各事業ごとにまとめて計上されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に５款予備費ですが、予備費の執行はありませんでしたのでよろしくお願いします。

以上、歳出合計で４億8,864万9,051円で、執行率は97.85％となりました。

次の19ページは実質収支に関する調書でございます。

20ページからは財産に関する調書が記載されてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　それでは、平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告させていただきます。

地方自治法233条第２項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であるということが認められました。

意見として、幾つか申し上げたいと思います。

まず最初、歳入面ですけれども、これは使用料につきましては公共、浄化槽、あるいは農業集落排水等の使用料が約360万3,198円収入未済額ということ。それから不納欠損も額は少ないですけれども、15万4,200円あったということがあります。

それから、歳出におきまして、不用額は約1,564万7,949円ほど出ております。このことは、中を見てみますと、特に施設管理、それから工事費関係の積算が少し精度が低いんじゃないかというような感じがいたします。

特に、施設管理におきましては、やはり実態に則した積算が必要だろうというようなことになります。工事費関係もきちっとした積算の精度を高めていけば、こういった不用額は減らせるだろうというふうに思っております。

それから、歳入におきまして、下水処理人口の普及率の向上、今現在は64.75％というふ

うに聞いておりますけれども、さらなる普及率の向上が必要だろう。それから使用料の収入未済の点にも引き続き努力をされたいということを意見として申し上げておきます。

平成29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては９月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第７号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君）　日程第14、認定第７号　平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第７号　平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は7,179万7,030円、歳出の総額は6,766万4,871円でございます。歳入歳出差引額は413万2,159円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　続きまして、簡易水道特別会計を説明させていただきます。

５ページ、６ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、１款分担金及び負担金で、１目簡易水道分担金として収入済額で10万8,000円の収入がありました。13ミリの加入分担金、１戸分の新設でございます。

続いて、２款使用料及び手数料の3,392万8,179円ですが、これにつきましては水道使用料及び量水器の使用料でございますが、内訳は合計して現年分が3,289万2,802円、過年度分が103万6,377円でございます。

３款繰入金につきましては、一般会計より1,325万円の繰り入れでございます。

４款繰越金につきましては、昨年度繰越金として320万6,715円でございます。

５款諸収入につきましては、雑入の4,136円です。これは東京電力の原子力発電所事故に伴う賠償金として水道水の水質検査の送料分でございます。

６款町債ですが、１目の簡易水道事業債1,070万円と、７ページ、８ページの過疎債1,060万円、合わせて2,130万円でございます。

以上、歳入合計で7,179万7,030円となります。

続きまして、歳出でございますが、９ページ、10ページをごらんください。

１款簡易水道費、１項１目維持管理費5,258万6,411円ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用で、ほとんどが経常的な経費でございます。備考欄をごらんください。上から10行目、災害の補償基金負担金までは職員１名の人件費でございます。15行目の簡水施設電気料でございますけれども、簡易水道施設17給水区の水源と配水池の電気料503万8,051円です。19行目の水位計等の備品修繕料168万6,096円は、手子丸配水池及び箱島配水池の滅菌機器等の交換修繕でございます。その下の配水管等施設修繕料350万9,363円は、配水管の破裂や施設の修繕費などでございます。

備考欄中段より下の手子丸水源ポンプ交換工事の712万8,000円から、４行下の検定有効期限満了量水器の交換工事４万7,412円までが工事請負費で、合計で2,381万8,212円となります。

11ページ、12ページをお願いします。

次に、２款公債費でございますが、１目元金及び２目利子を合わせて1,507万8,460円になります。

以上、歳出合計6,766万4,871円で、94.28％の執行率となりました。

13ページに実質収支に関する調書、14ページには財産に関する調書が記載されてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　それでは、平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告申し上げます。

地方自治法233条２項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

ただし、意見として何点か申し上げます。

まず歳入についてですけれども、収入未済が約200万円ほどございます。これについては引き続き縮減に努力されたいということであります。

それから、歳出面で言いますと、不用額は約396万1,580円ほど発生をしております。中身を見てみますと、維持管理費等が主なものでありまして、これについては実態に則してきちっとした積算の精度を高めることで、これはかなり防げるんじゃないかというふうにも思っておりますので、その点を申し上げておきます。

平成29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては９月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第８号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君）　日程第15、認定第８号　平成28年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　認定第８号　平成28年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益１億6,932万2,702円、営業外収益3,724万3,526円で、水道事業収益が２億656万6,228円となります。

収益的支出では、営業費用１億5,521万9,517円、営業外費用2,968万8,399円、特別損失はございませんでしたので、水道事業費用は１億8,490万7,916円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金1,693万4,260円は減債積立金へ積み立ていたします。

資本的収入では、企業債6,000万円、負担金4,275万7,200円で、資本的収入は１億275万7,200円となります。

資本的支出では、建設改良費１億1,020万4,716円、企業債償還金7,338万5,980円で、資本的支出は１億8,359万696円となり、不足する額8,083万3,496円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額488万5,241円、過年度分損益勘定留保資金39万4,015円、当年度分損益勘定留保資金7,505万4,240円、減債積立金処分50万円で補塡いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　お世話になります。

それでは、東吾妻町水道事業の決算報告書７ページから説明させていただきます。

平成28年度東吾妻町水道事業損益計算書でございますが、これ以降につきましては税抜きで表示してあります。

右から２列目の１、営業収益の合計が１億5,714万5,364円、２、営業費用の合計が１億5,348万5,194円となり、営業収益から営業費用等を引いた営業利益は、一番右の列の中ほどの営業利益366万170円となります。

その下の経常利益は1,693万4,260円あります。また、特別収益及び特別損失はございませんでしたので、一番下から４行目が当年度の純利益でありまして、1,693万4,260円となりました。ただし、一昨年からの会計制度の改正の移行処理で、その他未処分利益剰余金が１億2,309万6,741円ありますので、当年度未処分利益剰余金といたしまして１億4,003万1,001円となります。

次に、８ページ、９ページをごらんください。

剰余金計算書でございます。先ほど説明しましたが、９ページ右から３列目の未処分利益剰余金（未処理欠損金）の欄の一番下の行、当年度末残高として１億4,003万1,001円となりました。

続きまして、８ページの一番右の列、資本剰余金、当年度末残高として324万8,957円となります。その下の水道事業剰余金処分計算書でございますが、未処分利益剰余金の当年度末残高合計が１億4,003万1,001円のうち、当年度純利益1,693万4,260円を減債基金に積み立て、剰余金の処理後の残高は１億2,309万6,741円でございます。

次に10ページ、11ページの平成28年度東吾妻町水道事業貸借対照表をごらんください。

10ページ最下段の資産合計は、固定資産、流動資産を合わせて25億167万8,373円です。

11ページに移りまして、負債の部、一番下の負債合計が14億5,208万332円、資本の部、一番下から２行目の資本合計は10億4,959万8,041円となりまして、資本の部一番下の負債資本合計と10ページ、資産の部一番下の資産合計は25億167万8,373円で同額となります。

続いて、12ページの東吾妻町水道事業報告書をごらんください。

１、概要、(1)総括の営業状況でございますが、ここ数年は加入戸数、給水戸数、給水人口とも減少にありましたが、27年度から加入戸数が若干増加しておりますが、給水戸数、給水人口は減少しております。配水量につきましても若干減少しております。表の一番下の有収率でございますが、昨年に比べて0.6％減少して81.6％でございました。老朽管等の更新を計画的に進めて、向上に努めたいと考えております。

建設改良につきましては、橋梁の添架工事等、ごらんのとおりでございますが、14ページ

に建設改良工事の内容が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続いて、経理状況でございますが、収益的収支では1,693万4,260円の利益が生じ、資本的収支では8,083万3,496円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を掲載してありますが、収納率が98.44％に下がりました。未納者に対しては、引き続き未納者対策を講じていきたいと思います。

(2)の議会議決事項及び13ページの(3)行政官庁認可事項及び(4)職員に関する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、14ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容ですのでごらんいただきたいと思います。

続きまして、15ページ、３、業務、(1)の業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じでございますが、前年度との比較となっております。表の下の供給単価が130円19銭、給水原価が139円65銭となっております。

16ページの(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項は、対前年度との比較ですのでごらんいただきたいと思います。

17ページの４、会計でございますが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してあります。企業債の未償還額は８億3,089万5,747円となっております。補助金については一般会計より2,000万円を受け入れ、収益的収支について2,000万円を企業債償還金利息に充当いたしました。また、負担金につきましては、県より県道の道路改良工事に伴う布設がえ工事負担金及び上信道工事に伴う布設がえ工事負担金を中心に合計で4,703万2,058円を受け入れました。

18ページの水道事業キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金の流れを明記してあります。最終的に年度末の現金預金は、現金及び預金同等物の期末残高のとおり１億3,954万2,874円です。

続きまして、19ページからの水道事業収益費明細書をごらんください。税抜きで表示してあります。

水道事業収益として１億9,441万2,749円となりますが、その明細を掲げてあります。

次の20ページから22ページまでは水道事業費用の明細でございます。費用合計は、20ページの一番上の欄にありますが１億7,747万8,489円となります。この明細は７ページの損益計算書にも連動してあります。

続きまして、23ページの資本的収支明細書をごらんください。これは税込みの金額になっ

ております。

資本的収入は１億275万7,200円、資本的支出は１億8,359万696円となりました。これは４ページ、５ページの資本的収入及び支出に連動しております。資本的資出の企業債償還金7,338万5,980円は元金部分でございます。

25ページから27ページに明細がありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後となりますが、24ページには固定資産明細書が、25ページ以降は先ほど申し上げました企業債明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくおねがいします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員　角田隆紀君　登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君）　それでは、28年度東吾妻町水道事業決算審査の結果について報告をします。

地方公営企業法第30条第２項の規定によりまして、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠し処理されており、計数は正確である。また、予算執行についてはおおむね適正であると認めました。

意見として幾つか述べさせていただきます。

先ほども説明がありましたように、給水収入の増というのは大幅に望めないということがあります。特に、町からの一般会計からの補助金が約2,000万円ほどある。これは企業債の償還金の利息に充塡したり等をしておりますので、そういった状況を考えていきますと、なかなか給水人口等も伸びないという状況の中で、今後さらにいろいろな面で施設等も古くなってきているというようなことを考えると、これからまたいろいろお金がかかってくるだろうというふうに思いますので、特に水道事業については抜本的な改革が必要だろうというふうにも思っております。

そういったことが一つ考えられるということがありますので、今後ともそういった面を考慮した上でいろいろ水道事業の改革に取り組んでいただければというふうに思っております。

平成29年８月３日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君）　監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては９月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（一場明夫君）　お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君）　したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす９月６日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　４時１０分）

平成29年９月６日（水曜日）

（第　２　号）

平成２９年東吾妻町議会第３回定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２９年９月６日（水）午前１０時開議

第　１　議案第　７号　東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について

第　２　議案第　８号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

第　３　議案第　９号　東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第　４　議案第１０号　東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第　５　議案第１１号　東吾妻町税条例の一部を改正する条例について

第　６　議案第１２号　東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第　７　議案第１３号　東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第　８　議案第１４号　東吾妻町空家等の適正管理及び利活用に関する条例について

第　９　議案第１５号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第　１号　平成２９年度東吾妻町一般会計補正予算（第２号）

第１１　議案第　２号　平成２９年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第１２　議案第　３号　平成２９年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第１３　議案第　４号　平成２９年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）

第１４　議案第　５号　平成２９年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

第１５　議案第　６号　平成２９年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）

第１６　議案第１６号　町道路線の廃止について

第１７　陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	一場明夫君	２番	里見武男君
３番	小林光一君	４番	重野能之君
５番	竹渕博行君	６番	佐藤聡一君
７番	根津光儀君	８番	樹下啓示君
９番	山田信行君	１０番	茂木恒二君
１１番	金澤　敏君	１２番	青柳はるみ君
１３番	須崎幸一君	１４番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木　聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝　仁君
税務課長	黒岩康茂君	農林課長	丸山和政君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	高橋　修君
会計課長兼会計管理者	松井秀之君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局補佐	水出　淳
議会事務局補佐	髙橋智恵子		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第７号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第１、議案第７号　東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第７号　東吾妻町情報公開条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

情報公開条例の目的は、町が行う施策の形成、決定及び執行の過程において作成されるさまざまな公文書について、町民の知る権利を保障し、町政に関する透明性を確保することを目的として定めております。この後、上程いたします法の改正に伴う個人情報保護条例の一部改正に伴い、情報の定義について、個人情報の定義と混乱を生じやすい表現がありましたので、情報公開条例についても見直しを図ったものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

情報公開条例についての説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前の第７条、「非公開とできる情報」のところから説明をさせていただきます。この７条の条例文では、「実施機関等は、次の各号のいずれかに該当する情報」、最初に情報が出てきますが、「記録されている情報については、非公開とすることができる。」ということで、情報が２つここで出てきております。この２つの情報につきましては、最初の情報については、この（１）にありますように、個人に関する情報です。次に出てきます記録されている情報については、町で作成します公文書という形になります。１つの条文に情報という形で２つ出てきますと混乱しますので、改正後につきましては、２つ目の情報については、公文書という形で改正をするものでございます。この中の条文にありますように、「情報」については、今後は「公文書」という形で改正をさせていただきます。

ですから、ちょっと前へ戻っていきまして第２条の定義のところなんですが、この条例で「「情報」とは」というのがあるんですが、改正後につきましては、「公文書」という形で改正をさせていただくものでございます。非常に紛らわしく、わかりにくかったものを「公文書」という形で改正をさせていただきます。

また、第５条につきましては、将来的な広域行政なども視野に入れまして、主に町民に限定した条例になっておりましたが、これを何人にも認めるというふうな改正になっております。

また、先ほど出てきたんですが、省庁の記述に合わせまして、「公開」という文言を「開示」と改めて、全文において統一するものでございます。

以上が主な改正になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第８号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第２、議案第８号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第８号　東吾妻町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報保護法が改正され、本年５月30日から施行されております。今回の法改正では、個人情報の定義の明確化が図られ、また、思想信条、病歴、犯歴など人に知られたくない情報として要配慮個人情報の定義が設けられました。従来、各自治体において取り扱いに差が生じていた情報の項目について、統一した扱いへの方向性が示されたところであり、当町の条例につきましても、この法改正にあわせて一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、個人情報保護条例の改正を説明させていただきます。

最初に、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第２条をごらんいただきたいと思います。

最初になります、改正前につきましては、個人情報は「個人に関する情報であって」ということで定義をされておるんですが、改正後につきましては、個人情報は「生存する個人に関する情報」ということで、改正をさせていただいております。これにつきましては、死者につきましては、権利能力が消滅し、本人開示請求を行うこと等、原則、個人情報を開示することが不可能であり、適用除外とするものでございます。

また、この同じ第２条の次のページの第５号になりますが、要配慮個人情報でございます。今までは、取り扱いに配慮した情報ということで、本人の人種、信条、社会的身分、病例、犯罪の経歴等につきましては、配慮情報という形で、各自治体でそれぞれつくっていたものを、今回につきましては、国の行政機関、個人情報保護法第２条第４項で規定されましたものですから、それを引用し、定義し、統一した条例にするものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第９号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第３、議案第９号　東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第９号　東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院規則の改正に伴う改正を行うもので、育児休業の承認及び期間の再度の延長ができる特別の事情に、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものです。

また、育児短時間勤務職員を規定するものです。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　育児休業等に関する条例について説明をさせていただきます。

最初に、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第３条に新たに追加をさせていただく文言があります。改正後のところですが、「配偶者と別居したこと」の後に「育児休業に係る」から「その実施が行われないこと」の部分を追加させていただきます。これにつきましては、最初の育児休業に係る子についての児童福祉法につきましては、これは保育所です。次に、就学前の子供に関する教育につきましても認定こども園。次の児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業につきましては、家庭内における保育士の資格を持った方が家庭内で３人まで保育をできるという事業になっております。こういった保育所、こども園、家庭的保育事業等に申し込んではあるけれども、利

用ができない、そういう方たちについては、今回追加をして、特別に認めますということで、この部分を追加させていただくものでございます。

第10条につきましては、「育児短時間勤務をしている職員」というふうな形で改正前の条例はなっていたんですが、それを「育児短時間勤務職員」と規定をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１０号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第４、議案第10号　東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第10号　東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行旅病人及び行旅死病人取扱法に基づき、字句訂正をお願いするものです。

また、特別養護老人ホームいわびつ荘が指定管理になったことに伴い、夜間看護等手当を削るものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　特殊勤務手当に関する条例でございますが、今回の改正につきましては、今、町長が提案申し上げましたように字句訂正と条の削除でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第２条及び第５条２改正前につきましては、「行路病死人作業手当」、また、第５条につ

いても「行路病死人作業手当」、第５条中につきましては、「行路病死人作業手当は、職員が行路病人の救護及び行路死亡人の収容」という形で規定をしておりましたが、今回の改正によりまして、第２条につきましては、「行路」から「行旅病死人作業手当」。また、第５条につきましては、「行旅病死人作業手当」。また、「職員が行旅病人の救護及び行旅死亡人の」という形で字句の訂正をさせていただきます。これにつきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法という明治32年につくられた法律に基づいて、自治体が実施しなさいということになっているものに伴いましての字句の訂正でございます。

また、改正前の第６条でございますが、夜間看護手当につきましては、いわびつ荘の指定管理に伴いまして削除するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１１号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第５、議案第11号　東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第11号　東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴い、条例改正の必要が生じたため行うものでございます。

主な改正内容は、わがまち特例の追加による改正、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君）　お世話になります。

今回の改正は、先ほどの町長の提案理由で申しましたが、平成29年度の地方税法等の一部を改正に伴う専決処分以外の条例の一部改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

本則第61条の次に追加される61条の２ですが、わがまち特例の追加による改正でございます。１項では家庭的保育事業を、２項では居宅訪問型保育事業を、３項では事業所内保育事業の割合を定めています。これは保育の受け皿整備の促進のための税制上の所要の措置ということで、児童福祉法34条の15、２項における厚生労働省の令の定めるところによる市町村長の認可を得た事業所内保育事業等に係る特別措置となります。

次に、附則第５条の１項「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者に改める」は、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第10条の２ですが、これもわがまち特例の追加による改正で、16項の次に追加する17項は、特定事業所内保育施設、18項は、市民公開緑地の割合を定めています。ここで言う特定事業所内保育施設とは、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた企業指導型保育事業に係る特例措置となります。

18項では、市民公開緑地の認定制度の創設に伴う課税標準の特例措置となります。内容を申しますと、改正後の都市緑地法に規定する緑地管理機構が土地を所有し又は無償で借り受けて、同法に規定する市民公開緑地を設置及び管理をする場合には、その用に供する土地に係る固定資産税について特例を設けるということでございます。

次に、附則ですが、第１条では施行期日を、第２条では町民税に係る経過措置を、第３条では固定資産税に係る経過措置を、第４条では平成26年条例第24号で改正された一部改正の未施行部分の一部改正を規定しています。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１２号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第６、議案第12号　東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第12号　東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、条例改正の必要が生じたため行うものでございます。

主な改正内容は、現在の対象事業のうち、情報通信技術利用事業を廃止し、新たに農林水産物等販売業を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君）　お世話になります。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴う一部改正でございます。

それでは、改め文及び新旧対照表をごらんください。

第１条の「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業に改める」ですが、これは現在の対象事業、製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業のうち、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加する改正でございます。

なお、ここで言う農林水産物販売事業とは、過疎地域内において生産された農林水産物、または該当農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗に置いて、主に他の地域の者に販売することを目的とする事業を言い、現在、山村振興法や半島振興法、離島振興法等において対象としている農林水産物等販売業と同様の事業を想定しています。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１３号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第７、議案第13号　東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第13号　東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域再生法等の改正に伴い、条例改正の必要が生じたため行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君）　今回の改正は、上位法令である地域再生法の改正に伴う一部改正でございます。

それでは、改め文及び新旧対照表をごらんください。

第２条の同条第６項を法第17条の２第６項に、法第５条第４項第４号を法第５条第４項第５号に改めるでございますが、これは明確となっていない箇所の修正と地域再生法改正に伴う条ずれ、項ずれでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１４号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第８、議案第14号　東吾妻町空家等の適正管理及び利活用に関す

る条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第14号　東吾妻町空家等の適正管理及び利活用に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町内の空家等の適正管理及び利活用に関する施策について、必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて安全、安心かつ快適な地域社会及び活力のあるまちづくりに寄与することを目的に制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君）　それでは、条文のほうをごらんいただきたいと思います。

まず第１条ですが、先ほど町長が申し上げたとおり、第１条に設置の目的を上げております。

第２条につきましては、用語の定義でございます。

第３条では、所有者等の責務について規定をしております。

第４条では、町の責務。

それから、第５条で町民等の責務ということで、町民の責務につきましては、理解を深めるとともに、協力するように努めるものということを規定をいたしました。

第６条では、空家対策に関する基本的な方針や計画期間、対象地域など法の規定に基づいた空家等対策計画を定めることを規定をしております。

第７条は、空家等対策協議会、これに関する規定でございます。

第８条は、立入調査等を行う場合の規定を設けております。

第９条につきましては、特定空家等の認定に関する規定。

第10条は、固定資産税の情報を内部利用できる規定となっております。

第11条につきましては、空家のデータベースを整備していく規定。

第12条は、空家所有者への情報提供は、必要な援助の規定となっております。

第13条から15条まで、これにつきましては、特定空家等の所有者に対する助言、指導、勧告、命令の規定となっております。

13条につきましては、除却、修繕、立木の伐採、その他必要な措置をとるよう助言、指導ができる旨の規定。

14条は、その助言、指導しても改善されない場合、勧告することができる規定。

15条は、その勧告に従わない場合の命令規定となっております。

１枚めくっていただきまして、16条になります。16条は、命令した場合の公示方法についての規定。

17条は、命令における適用除外規定となっております。

18条は、空家等が危険な場合は、町が措置を講じることができるなどの緊急安全措置規定でございます。

19条は、関係機関との連携の規定。

20条は、委任規定となっております。

施行日につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１５号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第９、議案第15号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第15号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新たに、空家等対策協議会委員の報酬を日額7,700円を加える改正をするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　議案第15号につきましては、町長が提案申し上げたとおりでございます。空家対策の協議会委員さんにつきまして、日額報酬7,700円を加え、改正させていただくものでございます。

先ほど、議案第14号で提案させていただいた中の第７条、協議会のところでございます。委員さんにつきましては、10人以内でということで条例で決められておりますので、この方たちに対する報酬という形になります。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第10、議案第１号　平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第１号　平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに6,364万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億569万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきまして、歳入は、平成28年度決算額の確定に伴う前年度繰越金の増、国・県支出金の増、町債の増等が主な内容でございます。

歳出は、各種事業の追加及び変更等の予算が計上されておりますが、詳細につきましては、

それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君）　お世話になります。

それでは、１ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第２号）です。第１条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ6,364万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ93億569万1,000円とするものです。

第２条は債務負担行為の補正です。

第３条は地方債の補正です。

次に、詳細についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

第２表につきまして、債務負担行為の追加でございます。地籍調査成果維持管理システム使用料、限度額348万8,120円の追加でございます。

次ページの第３表地方債補正でございます。最初に地方債の追加ですが、合併特例債を活用した町民体育館改修事業の限度額950万円及び災害復旧債を活用した公共土木施設現年補助災害復旧事業、これは台風５号による町道紺屋町・平沢線の災害復旧として限度額600万円を追加するお願いでございます。

次に、地方債の変更ですが、過疎債を活用した防火水槽整備事業から臨時財政対策債までの３つの記載につきまして、表の左側、補正前の限度額から、右側、補正後の限度額にそれぞれ変更をするお願いでございます。

続きまして、事項別明細書により歳入の説明をさせていただきます。

７ページをお願いをいたします。

９款１項１目地方特例交付金ですが、交付額の確定によりまして８万8,000円を減額するものでございます。

次に、14款１項４目災害復旧費国庫負担金ですが、紺屋町・平沢線の災害復旧のため、公共土木施設災害復旧費国庫負担金を900万円追加するものです。

次に、14款２項１目民生費国庫補助金ですが、障害者総合支援事業費補助金として59万4,000円を追加。

６目総務費国庫補助金については、説明欄にあります社会保障・税番号制度補助金、マイナンバーにかかわるシステム改修として総務省分が30万1,000円、厚生労働省分が57万6,000円を追加するものです。

次に、15款２項１目総務費県補助金ですが、マイナンバーカードにかかわるシステム改修による県補助378万円の追加です。

４目農林水産業費県補助金ですが、説明欄にある有害鳥獣駆除補助事業補助金９万円及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金522万円の追加です。特用林産物生産活力アップ事業補助金につきましては、60万円の減額となります。

続きまして、18款１項２目財政調整基金繰入金ですが、5,024万3,000円の減額です。繰越金の確定に伴い、財政調整基金からの繰入金を基金に戻すものでございます。

次ページをお願いいたします。

19款繰越金ですが、5,894万6,000円の追加です。決算額の確定に伴いまして、前年度繰越金及び繰越明許費繰越金を追加するものです。

20款４項６目ダム関連事業雑入ですが、水源地域活性化支援事業117万3,000円の追加です。

７目雑入は、説明欄の後期高齢者医療療養給付費町村負担金過年度精算金、これは額確定により1,000万円を減額、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これは環境省が民間団体へ委託し、そこから補助を受けるもので、CO_2削減計画作成に対する補助1,000万円の追加でございます。吾妻郡民体育祭助成金につきましては、79万2,000円の追加です。

21款町債ですが、総務費1,080万円、総務債1,080万円、土木債480万円、教育債950万円、臨時財政対策債300万円、災害復旧事業債600万円、合計3,410万円の追加でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、歳出になります。

２款１項９目企画費ですが、合計で138万5,000円の追加です。説明欄、定住促進事業88万5,000円の追加となります。空き家に関する条例を提出させていただいておりますが、その中にある空家対策協議会にかかわる経費でございます。広告料につきましては、地方創生関係の町ＰＲ広告料となります。ふるさと応援寄附金事業ですが、首都圏向けの広告料として50万円の追加です。

次に、14目電算業務費158万9,000円の追加です。子育てワンストップサービスシステムを郡内統一して導入するためのシステム改修費用及びマイナンバーにかかわるシステム改修

費用が主なものでございます。

これ以降につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　それでは、続きまして17目地域活性化対策費129万4,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をごらんください。これは吾妻渓谷活性化対策事業といたしまして、ＪＲ廃線敷を使用した自転車型トロッコの試験運行を計画し、それに必要な消耗品５万円、搭乗者の傷害保険７万円の追加のお願いでございます。

渓谷活性化業務委託につきましては、長野原町と協調事業として周遊看板の設置などを予定していますが、吾妻渓谷活性化対策事業の交付決定がなされ、これに伴う現計予算197万6,000円の減額のお願いでございます。また、吾妻渓谷活性化対策事業では、自転車型トロッコの購入が予定されていますが、そのうちの一部、３台分の購入費用について交付決定がなされましたので、これに伴う備品購入費315万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、18目交流事業推進費ですが、時間外勤務手当として10万5,000円の追加でございます。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　続きまして、10ページをお願いいたします。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費378万円の追加のお願いでございます。この内容ですが、政府方針によりまして、女性活躍の社会をつくる取り組みの一環としまして、希望者には、住民票とそれに連動したマイナンバーカードに旧姓を併記できるように住基システムの改修を行うというものでございます。改修費用につきましては、全額補助金として交付されるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、６目監査委員費でございます。決算調査事務の追加によります時間外勤務手当の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　続きまして、２款８項事業費、３目道の駅管理事業215万3,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をごらんください。修繕料としましては、天狗の湯の浴槽の湯温を調整する三方弁が壊れ、その修繕費用として29万円2,000円の追加のお願いでございます。工事費につきましては、貯湯槽から浴槽に温泉を送るためのポンプから異音が発生しておりまして、ポンプの交換が必要になったため、その費用としまして122万1,000円の追加のお願いと、観光情報発信施設を現在建設しているところですが、建設に当たって分電盤の増設が必要になったことから、現計予算で不足する費用64万円、合わせて186万1,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　続きまして、３款の民生費でございます。

１項１目社会福祉総務費32万4,000円は、時間外勤務手当の追加のお願いでございます。

続いて、２目障害福祉費118万8,000円の追加のお願いでございます。これは障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、平成30年４月施行の制度改正に対応するための障害者自立支援給付支払等システム改修費でございます。

続いて、４目老人福祉費158万4,000円の減額でございます。これは介護保険特別会計への事務費操出金の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　続きまして、11ページになりますが、３款１項８目後期高齢者医療費560万6,000円の追加のお願いでございます。内訳ですが、19節の負担金補助及び交付金733万2,000円の追加ですが、これは広域連合での前年度療養給付費負担金の精算に伴う追加負担金でございます。

28節操出金は、172万6,000円の減額です。特別会計事務費分の減額です。よろしくお願いします。

続きまして、４款１項６目環境衛生費1,000万円の追加のお願いでございます。内容につきましては、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業支援業務委託料ですが、この事業は、地球温暖化対策の一環として地方公共団体におけるCO_2、二酸化炭素の削減を目的

とした事業でございます。具体的には、町有施設において照明のＬＥＤ化であるとかエアコン等の空調機器や変圧器等の改修工事に対し、補助金が交付されるという事業ですが、実際の対象となる改修工事につきましては、平成30年度から３年間という期間で実施するという事業となりますけれども、今回の補正は、その事業実施に向けての施設の改修計画や改修によるＣＯ$_2$排出量の削減の計画等を策定するというものでございます。

なお、この業務委託料につきましては、全額10割が補助金として交付されるというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　お世話になります。

４款３項１目の簡易水道費でございますが、簡易水道特別会計への操出金158万7,000円の減額でございます。

なお、この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　農林課長。

○農林課長（丸山和政君）　お世話になります。

６款１項３目の農業振興費でございます。４万4,000円の追加のお願いでございますが、いわびつ体験農園浄化槽汚泥引抜清掃手数料の追加でございます。

続きまして、２項１目の林業振興費では506万1,000円の追加のお願いでございます。説明欄の林業振興費では、木材チッパーの修繕料及び竹林整備の追加による緑の県民税事業の追加、シイタケ原木共同購入の希望がなくなったため、特用林産物生産活力アップ事業の減額及び国で直接交付を行っております森林・山村多面的機能発揮対策交付金の地方公共団体支援の追加のお願いでございます。

12ページの有害鳥獣捕獲事業では、ことしになって猿に発信機を取りつけておりますが、その動向調査を行うためのサルテレメトリー調査委託の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　続きまして、７款１項２目商工振興費では小口資金損失補償金61万円の追加のお願いでございます。

３目観光費の都市公園管理事業では、光熱水費５万円、下水道使用料７万円の追加のお願

いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　お世話になります。

８款１項１目道路橋りょう総務費でございます。職員の転居に伴います26万8,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　８款２項２目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への操出金1,055万4,000円の減額でございます。これにつきましても、下水道事業特別会計補正予算のほうで説明させていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、13ページの９款１項１目消防費でございます。消耗品の追加につきましては、団員の補充用のＴシャツでございます。

また、工事請負費につきましては、防火水槽２基分の追加でございます。場所につきましては、烏帽子と長藤でございます。既に当初３基分につきましては、事業を実施しておりますが、ことしの春につきましては、防火水槽のないところの火事が多く、２基分の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　教育課長。

○教育課長（田中康夫君）　お世話になります。

同じく13ページになります。10款１項２目事務局費でございますが、71万7,000円の追加のお願いでございます。現在、準備を進めておりますこども園及び関連する事業のため、時間外勤務手当の追加のお願いでございます。

５目給食センター運営管理費では、42万9,000円の追加のお願いでございます。社会保険適用条件の変更に伴う追加でございます。

次に、２項小学校費、１目学校管理費では108万円の追加のお願いでございます。これは旧東給食調理場と旧坂上給食調理場内の配管や備品等の撤去に関する費用でございます。

次に、３項中学校費、１目学校管理費では216万円の追加のお願いでございます。これは

旧太田中学校の備品の処分に要する費用でございます。

次に、６項保健体育費、１目保健体育総務費では27万4,000円の追加のお願いでございます。これは郡民体育祭に関連し、郡の競技団体に大会運営費を交付するものでございます。

続きまして、14ページ、３目施設管理費では1,000万円の追加のお願いでございます。現在、健康増進センターが町民体育館の２階に仮オープンしておりますが、今後の本格稼働に向けた準備のために施設整備の設計委託に要する費用でございます。

教育課については以上です。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　11款２項２目道路復旧費1,800万円の追加のお願いでございます。内容といたしましては、８月８日に襲来しました台風５号に伴い、町道紺屋町・平沢線ほか道路災害が発生し、復旧に伴う工事請負費、測量・設計委託料、機械借上料等でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第２号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第11、議案第２号　平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第２号　平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、事業勘定、歳入歳出それぞれ1,279万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億2,599万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　それでは、国保特別会計補正予算について、事項別の明細書により説明のほうをさせていただきます。

４ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入から説明いたします。

３款２項１目普通財政調整交付金3,519万4,000円の減額です。財政調整交付金の減額見込みによるものでございます。

５款１項１目療養給付費交付金718万7,000円の減額、今年度分の退職者等医療給付費の交付決定による減額でございます。

６款１項１目前期高齢者交付金239万2,000円の減額です。今年度分交付決定による減額でございます。

10款１項１目前年度繰越金3,198万3,000円の追加です。繰越金の確定によるものでございます。

次に、５ページですが、歳出です。

３款１項１目後期高齢者支援金277万円の追加です。今年度分支援金の決定による追加分でございます。

６款１項１目介護納付金153万2,000円の減額、今年度分納付金の決定による減額でございます。

10款１項３目償還金1,402万8,000円の減額です。前年度分の国庫及び県費負担金等の精算に伴う返納金の確定によるものでございます。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第３号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第12、議案第３号　平成29年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第３号　平成29年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ396万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億9,419万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝　仁君）　それでは、後期高齢者医療特別会計の補正について説明させていただきます。

４ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、２款１項１目事務費繰入金172万6,000円の減額です。繰越金の確定に伴いまして、一般会計からの事務費分を減額するものでございます。

３款２項１目保険料還付金70万円の追加、還付金の追加見込みによるもので、広域連合から還付金として歳入受け入れをするものでございます。

４款１項１目繰越金は、498万8,000円の追加でございます。

次に、歳出ですが、１款２項１目徴収費70万円の追加です。先ほどの歳入の還付金を過年度分還付金として追加するものでございます。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金327万2,000円の追加です。保険料負担金の追加見込みによるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前１０時５９分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午前１１時１０分）

◎議案の訂正

○議長（一場明夫君）　企画課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○企画課長（水出智明君）　お世話になります。

先ほど説明申し上げました議案第14号　空家等の適正管理及び利活用に関する条例に関することですが、訂正がございます。

条文の中の第７条になりますが、東吾妻町空家等対策協議会（以下「協議会という。」）になっていますが、このかぎ括弧の後ろ側のかぎ括弧は、（「協議会」という。）の協議会の「会」と「と」の間にかぎ括弧が入りますので、訂正をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　それでは、そのように訂正を願います。

◎議案第４号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第13、議案第４号　平成29年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第４号　平成29年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度分国県支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定

に伴うものが中心でありまして、4,630万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,582万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　お世話になります。

介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の４ページをお願いします。

歳入では、３款国庫支出金から５ページ７款繰入金、１項２目の地域支援事業繰入金までは、６ページの歳出４款の地域支援事業費、１項２目の介護予防ケアマネジメント事業費から歳出２款の保険給付費、２項５目介護予防サービス計画給付費へ予算の一部組み替え360万円に対するそれぞれの負担割合に応じた補正となります。

それでは、３款１項１目の介護給付費負担金につきましては、負担割合20％で72万円の追加、２項１目の調整交付金は、５％18万円の追加、２目の地域支援事業交付金は、25％で90万円の減額。

４款１項１目の介護給付費交付金は、28％で100万8,000円の追加、２目の地域支援事業交付金は、28％で108万円の減額でございます。

５款県支出金、１項１目の介護給付費負担金は、12.5％で45万円の追加、２項１目の地域支援事業交付金は、12.5％で45万円の減額。

７款繰入金、１項１目の介護給付費繰入金は、12.5％で45万円の追加、２目の地域支援事業繰入金は、12.5％で45万円の減額でございます。５目の事務費繰入金158万4,000円の減額は、一般会計からの事務費繰入金の減額でございます。

９款１項１目の繰越金ですが、前年度決算により確定いたしましたので、4,789万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、６ページ、歳出をお願いいたします。

１款総務費、１項１目の一般管理費201万9,000円の減額は、第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料の減額でございます。

次に、２款保険給付費、２項５目の介護予防サービス計画給付費360万円の追加につきましては、４款１項２目の介護予防ケアマネジメント事業費からの組み替えでございます。

続きまして、３款基金積立金では、介護給付費準備基金への積立金2,528万1,000円のお願いでございます。

続きまして、４款地域支援事業費、１項２目介護予防ケアマネジメント事業費360万円は、組み替えによる減額でございます。

５款の諸支出金ですが、償還金としまして2,304万5,000円のお願いでございます。これは前年度分の介護給付費等の精算によりまして、国・県及び支払基金への返還金でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第５号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第14、議案第５号　平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第５号　東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、平成28年度決算により繰越金の額が確定したものによる補正と人事異動に伴うものでございます。歳入歳出ともに283万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億4,996万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　下水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

４ページの２歳入をごらんください。

５款１項繰入金でありますが、１目１節一般会計繰入金1,055万4,000円の減額でございます。

６款１項１目の繰越金でありますが、平成28年度決算で繰越金の額が決定いたしましたので、772万3,000円の追加でございます。

続きまして、３の歳出をごらんください。

１款１項１目の一般管理費283万1,000円の減額のお願いでございます。４月の人事異動に伴う人件費５名分でございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第６号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第15、議案第６号　平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第６号　東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに430万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,087万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋　修君）　簡易水道特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算書の一番最後のページ、４ページをお開きください。

歳入より説明させていただきます。

３款１項１目の繰入金でございますが、158万7,000円の減額でございます。28年度決算の確定により、繰越金の額が確定したことによる減額でございます。

４款１項１目の繰越金でございますが、28年度決算の確定により、前年度繰越金を313万2,000円を追加するものでございます。

５款１項１目の雑入でございますが、国道145号八ッ場バイパスに伴う水道管布設替補償金276万3,000円の追加でございます。

続いて、３の歳出でございます。

１款１項１目の維持管理費430万8,000円の追加でございますが、人事異動及び給与改定に伴う人件費１名分の改定と時間外手当33万6,000円については、例年に比べて、各行政区から漏水報告等多数あり、現地確認、修繕のための休日出勤が重なったために今後の対応に備えるものでございます。

また、修繕料の追加400万円は、漏水修繕のほか西榛名地区の鶏舎建設敷地内を通管していた水道管を町道内に布設替えするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１６号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君）　日程第16、議案第16号　町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第16号　町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

廃止の決議をお願いする路線は、上信自動車道建設工事が進む（仮称）岡崎インターチェ

ンジ付近で、起終点が上信道施設内に取り込まれ、現況がない町道を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　お世話になります。

町道路線の廃止につきまして説明をさせていただきます。

資料を１枚はぐっていただきました裏側に廃止路線調書がございます。

今回廃止をお願いする9642号、9644号、9646号、３路線につきましては、上信自動車道祖母島箱島バイパスで建設中の（仮称）岡崎インターチェンジ付近で町道の起終点が上信自動車道施設内になり、現況が既に掘削され、それ以外の町道129号、59号、9643号、9615号につきましては、一部つけかえ工事が完了し、供用されたことに伴い廃止するものでございます。

なお、廃止する路線の起終点及び延長につきましては、先ほどの調書をごらんいただきたいと思います。

位置図のほうをごらんいただきたいと思います。位置図の中に青色の破線で示した部分、この部分が上信自動車道の範囲となります。この範囲に含まれる、起終点が含まれる部分３路線について廃止をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（一場明夫君）　日程第17、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を９月13日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は９月14日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１１時２６分）

平成29年９月14日（木曜日）

（第　３　号）

平成２９年東吾妻町議会第３回定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２９年９月１４日（木）午前１０時開議

第　１　認定第　１号　平成２８年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について

第　２　認定第　２号　平成２８年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第　３　認定第　３号　平成２８年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第　４　認定第　４号　平成２８年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第　５　認定第　５号　平成２８年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

第　６　認定第　６号　平成２８年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第　７　認定第　７号　平成２８年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第　８　認定第　８号　平成２８年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

第　９　議案第　７号　東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第　８号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

第１１　議案第　９号　東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第１２　議案第１０号　東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第１３　議案第１１号　東吾妻町税条例の一部を改正する条例について

第１４　議案第１２号　東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第１５　議案第１３号　東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第１６　議案第１４号　東吾妻町空家等の適正管理及び利活用に関する条例について

第１７　議案第１５号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第１８　議案第　１号　平成２９年度東吾妻町一般会計補正予算（第２号）

第１９　議案第　２号　平成２９年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第２０　議案第　３号　平成２９年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第２１　議案第　４号　平成２９年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）

第２２　議案第　５号　平成２９年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

第２３　議案第　６号　平成２９年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）

第２４　議案第１６号　町道路線の廃止について

第２５　選挙第　１号　烏帽子山植林組合議会議員の選挙

第２６　陳情書の委員会審査報告

第２７　発委第　１号　意見書の提出について（「全国森林環境税」の創設に関する意見書）

第２８　議員派遣の件について

第２９　閉会中の継続審査（調査）事件について

第３０　町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	一　場　明　夫　君	２番	里　見　武　男　君
３番	小　林　光　一　君	４番	重　野　能　之　君
５番	竹　渕　博　行　君	６番	佐　藤　聡　一　君
７番	根　津　光　儀　君	８番	樹　下　啓　示　君
９番	山　田　信　行　君	１０番	茂　木　恒　二　君
１１番	金　澤　　敏　君	１２番	青　柳　はるみ　君
１３番	須　崎　幸　一　君	１４番	浦　野　政　衛　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	中　澤　恒　喜　君	副　町　長	渡　辺　三　司　君

教育長	小林靖能君	総務課長	茂木　聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝　仁君
税務課長	黒岩康茂君	農林課長	丸山和政君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	高橋　修君
会計課長兼会計管理者	松井秀之君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局補佐	水出　淳
議会事務局補佐	髙橋智恵子		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎発言の訂正

○議長（一場明夫君）　ここで企画課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

企画課長。

○企画課長（水出智明君）　お世話になります。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

補正予算につきまして、一部訂正がございましたので、この場で訂正をさせていただきます。

まず、１つ目が、議案第１号の一般会計の補正予算でございます。その補正予算の１ページになりますが、第１条の部分で、「歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ」とある部分ですけれども、「歳入歳出予算の総額に歳入歳出」ということで、「から」を「に」に訂

正をしていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

もう一点が、下水道事業の特別会計の補正予算になります。これも１ページになりますが、第１条の部分で、「歳入歳出予算の総額に歳入歳出」となっておりますが、その「総額に」の「に」を「から」に直していただきまして、「歳入歳出予算の総額から歳入歳出」ということで訂正をよろしくお願いいたします。

申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　それでは、そのように訂正を願います。

◎認定第１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第１、認定第１号　平成28年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　お世話になります。

決算書の62ページ、真田丸プロモーション活動事業の岩櫃城周辺模型作成業務委託料というところについて、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

特別委員会において、担当課長のほうにどうなっているんだということをちょっと宿題を出させていただいたのですが、今になっても、現在になっても、その辺が回答がないということで、改めて質問させていただきます。

そしてまた、この予算につきましては、６月の補正でしたかね、昨年ですよね。そうですね。そのときに模型なんか要らないんじゃないか、模型は要らないんじゃないか、要するに教育委員会でつくった赤色図面の３Ｄのデータをもとにして、モニターに映して十分活用できるんじゃないかというような質問をさせていただきました、当初。町長の答弁は、いや、それはそれとして、模型をつくるんだというような発言で、つくったんだということだと思います。

私も質問した人間として、やはりちょっと気になりまして、ことしの７月10日前後ですかね、現地のほうに参りました。当然模型があるものだと思って行ったんですけれども、模型がなかった。たまたまそこに担当が来たもんですから、どうなっているんだということを言

いましたら、いや、来週持ってきますということで、多分７月20日前後ですかね、ようやく現地入りしたと。要するに、案内所に飾られたというような経緯がございます。

そういった中、担当課長にはそれまでどこに保管してあったのかというようなことをお尋ねはさせていただいたんですけれども、今現在、報告がないということで、改めてここで確認をさせていただきたいと思います。どこにあったんでしょうか。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　それでは、お答えさせていただきます。

12月11日にファイナル・トークショーでお披露目をした後、岩櫃城温泉センターのほうに格納させていただきました。その後、議員ご指摘のように、案内所のほう、あるいはそのほかにおいて広く皆さんに紹介できなかったというところにつきましては、深く反省しております。

それまでにつきましては、岩櫃城温泉のほうにおさめさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

要は、岩櫃城温泉センターですかね、その４階にずっと置きっ放しになっていたということを担当のほうからは確認をとっております。

私が何を言いたいかといいますと、当初、やはり教育委員会で作成した３Ｄのデータをもとにして、案内所のモニターを活用して、場所をとらずに有効的に活用したらどうだという案に対して、つくるんだという意思でつくられた。その結果、新年度になっても、当然あそこは閉鎖に冬なるんですかね。そういった中で、新年度になっても目的が達成できていない。しかも、特別委員会のときに、５月の連休の月には3,000人余りの観光客が来ていると。そういったにぎわっている時期においてもお披露目ができていなかった。

要するに、私が何を言いたいかといいますと、担当も忘れている、上司も忘れている、町長も忘れている、そんなものを本当につくって意味があったのかどうか。忘れるほどのいいものをつくって、私は非常に今、担当課長のほうからはありましたけれども、説明ありましたけれども、非常に残念だなというふうに思っております。

私は適切に処理をされていないというふうに感じているんですけれども、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　この件につきましては、貴重な財源を使って岩櫃山、岩櫃城のあらましをご紹介するものをつくったということでございます。

冬期間使われなかったということで、地域政策課のほうもこの間、非常に忙しい課でございますので、その中で配慮が足らなかったということだと思います。

今後は、こういうことのないよう、しっかりと効果のあらわれるよう、そういった使い方をしっかりとしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ちょっとしつこいようですけれども、忙しい、それは理由にならないと思いますよ。それはみんなどこの部署も忙しいでしょうね、人が足りない、足りないと言っているんですから。

結果として７月になってしまったって、これはもう済んだことなので、課長のほうも反省しているようですし、それはそれとして済まさなければいけないというふうに思っていますけれども、私が指摘して、それで来週持ってきますと言ったときに、確かに持ってきたんですよ。持ってきたんだけれども、本当に教育委員会でつくった赤色図面をただ単に立体化しただけであって、どこが吾妻川、要するに川なのか、駅名なのか、案内所が現地はどこなのか、そういった要所要所の名称の明示ですよね、そういったものが全く示されない状態で持ってきているんです。私は、それが非常に残念だし、問題あると私は思っております。その感覚自体が信じられないです。

何でかっていうと、町長みずから観光客にわかりやすいものをつくるんだ、当然、多分町長もそういうふうに思ったんだと思うんです。だけれども、私とすると非常に残念だ。指摘したところ、そこから１カ月ぐらいたった後ですかね、テプラで用意して、それが張られていたと。

しかも、町長はこの間の説明の中で、観光客に触ってもらえるようなものをつくったんだ、おっしゃいました。たしか言ったと思いますよ。なおさら、そんなテプラなんか張るようなものを触ってもらうなんていうこと自体が、私は、いや、そういうふうに発言していますよ、間違いなく。

それはそれでいいとして、どっちにしても、その辺を十分やはり注意していただいて、やはりいいもの、またわかりやすいものを観光客に提示できるように、ぜひ努力していただきたいというふうに思いますし、また教育委員会にあるデータも当然ながら併用して、当町にあるゆるキャラですかね、そういったものも画像に取り入れて、それで今の技術であれば、

「真田丸」の例えば始まりのナレーションと言うんですか、あのときの画像みたいに、上からだけじゃなくて、横から進めるような映像というのが作成できますから、ぜひそういったものも視野に入れて、有効に活用していただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　竹渕議員のご意見でございます。「真田丸」のタイトルバックに毎回岩櫃山が出ました。全国に知れ渡ったのでございます。そのようなことで、立体模型等もこれからよく補修するところはご意見のようなものを補修するなりして、またご意見のような画像も取り入れることができれば行いながら、よりこの岩櫃山、岩櫃城を全国に発信してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君）　２番から10番起立、12番から14番起立。

起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第２号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第２、認定第２号　平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長　小林光一君　登壇）

○文教厚生常任委員長（小林光一君）　皆さん、こんにちは。

それでは、去る９月５日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第２号　平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

９月８日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、国民健康保険事業勘定ですが、平成28年度の決算は、歳入総額22億596万1,591円、歳出総額21億5,092万8,198円で、実質収支額は5,503万3,393円となりました。

加入世帯数は2,332戸、加入率41.09％、被保険者数は4,007人で、前年に比べて被保険者数は37人の減少となりました。

また、国民健康保険税の収納状況は３億8,260万2,724円で、前年度比454万円ほど減少となりました。全体の収納率は87.45％でした。

また、歳出では、医療費が前年に比べて率で約4.2％、金額で5,400万円ほど増加となりました。

また、基金は決算年度末現在、8,075万6,687円であります。

事業勘定においては、引き続き保険税の滞納額の縮減を初め、より一層の国保財政の健全な運営に努めるよう要請いたしました。

次に、施設勘定についてご報告いたします。

歳入総額9,922万3,002円、歳出総額9,043万1,153円で、実質収支額は879万1,849円となりました。診療収入は7,311万5,283円で、前年度に比べ483万円ほど増加しました。

施設勘定においては、今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていくとともに、保健、福祉、医療の連携強化、そして診療所の経営改善にも努めていくよう要請いたしました。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定について、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第３号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第３、認定第３号　平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長　小林光一君　登壇）

○文教厚生常任委員長（小林光一君）　それでは、去る９月５日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第３号　平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

９月20日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

平成28年度の決算は、歳入総額１億9,133万4,592円、歳出総額１億8,634万4,773円で、実質収支額は498万9,819円となりました。保険料の収入済額は１億2,001万4,800円、収入未済額は34万7,500円でした。

後期高齢者医療は、広域連合が運営主体となり、町では各種届け出、被保険者証の交付などの窓口業務、また保険料の徴収を行っています。被保険者は28年度末3,007人で、前年度に比べて19人減少しております。

なお、委員会としては、今後も適正な事業執行に努めるよう要請いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計について、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第４号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第４、認定第４号　平成28年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長　小林光一君　登壇）

○文教厚生常任委員長（小林光一君）　それでは、去る９月５日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第４号　平成28年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

９月８日開催の委員会において、保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

平成28年度の決算は、歳入総額15億8,031万198円、歳出総額15億3,141万8,767円、実質収支額4,889万1,431円です。

介護保険給付費準備基金は3,039万9,703円の基金積み立てを行い、決算年度末残高6,119万2,492円となりました。

歳出の保険給付額は、前年度比1.4％増しの14億4,437万3,584円で、要支援を含めて介護認定を受けている方の84.5％が何らかの介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費とも増加しているとのことであります。

また、収入未済額が、無年金者など普通徴収の44人で164万8,200円の滞納があり、滞納者縮減に努めるよう要望いたしました。

以上、介護保険特別会計において、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第５号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第５、認定第５号　平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　樹下啓示君　登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君）　それでは、報告を申し上げます。

去る９月５日、本会議において総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第５号　平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る９月７日、総務課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入総額8,745万580円、歳出総額8,738万5,894円となり、実質収支は６万4,686円となりました。基金残高は実質ゼロの2,285円となっております。

なお、当委員会の審査においては、収入未済の回収、また住宅団地の長年にわたり未販売区画もある現状の改善のため、早急に販売促進策の具体案を示すべきこと、さらに将来的に負担になることが予想される情報通信事業の将来的なあり方の検討等を強く要請した上で、当委員会としては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第６号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第６、認定第６号　平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　樹下啓示君　登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君）　それでは、報告を申し上げます。

去る９月５日の本会議におきまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第６号　平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、９月８日、上下水道課長の出席を求め審査をいたしました。

歳入総額４億9,937万2,533円、歳出総額４億8,864万9,051円、実質収支額は1,072万

3,482円となりました。

公共下水道事業及び農業集落排水事業は、平成29年度より経営戦略の策定が交付税の交付要件と改正されたため、28年度において経営戦略を策定をいたしました。浄化槽整備事業においても、平成31年度まで循環型社会形成推進交付金を受け、当年度までに1,674基が設置され、下水道事業全体の普及率は64.7%となりました。

高齢化世帯の増加や料金改定等、難しい問題もありますが、引き続き普及率の向上と健全運営を求め、当委員会として、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第７号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第７、認定第７号　平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　樹下啓示君　登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君）　それでは、ご報告申し上げます。

去る９月５日の本会議におきまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第７号　平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、９月８日、上下水道課長の出席を求め審査をいたしました。

歳入総額7,179万7,030円、歳出総額6,766万4,871円、実質収支413万2,159円となりました。監査委員の意見を踏まえ、審査をいたしました。

収入未済も多くあり、改善と健全運営を求め、当委員会として、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第８号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第８、認定第８号　平成28年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月５日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　樹下啓示君　登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君）　それでは、ご報告申し上げます。

去る９月５日、本会議におきまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第８号　平成28年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてであります。

９月８日、上下水道課長の出席を求め審査をいたしました。

加入戸数は増加いたしましたが、休止戸数も増加し、給水区域内普及率は98％となりました。老朽管敷設がえ工事も継続して実施しており、経理の状況は、水道事業収益１億9,441万2,749円、水道事業費用１億7,747万8,489円となりました。1,693万4,260円の利益となっております。

なお、当期末未処分利益剰余金におきましては、１億4,003万1,001円となりました。

企業債の概要については、未償還額は８億3,089万5,747円となり、一般会計より2,000万円の補助を受けての結果であります。

監査委員の意見を踏まえ審査をいたしました。平成29年度末に経営戦略の方向性が示されるとのことであります。今後、企業会計の観点から、独立採算とすべく、抜本的な改革を求め、当委員会として、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

平成28年度決算認定については、８件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君）　お世話になります。

ただいまは平成28年度の各会計の決算を認定いただきまして、大変ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

また、決算書の訂正等、ご迷惑おかけいたしましたことをこの場をおかりしましておわびいたします。まことに申しわけございませんでした。

審査の過程で議員の皆様並びに監査委員からいただいたご指摘やご意見等は真摯に受けとめ、今後も適正なる会計事務を執行してまいる考えでございます。

引き続きまして皆様方のご指導をお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議案第７号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第９、議案第７号　東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第８号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第10、議案第８号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第９号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第11、議案第９号　東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１０号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第12、議案第10号　東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第13、議案第11号　東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第14、議案第12号　東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第15、議案第13号　東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第16、議案第14号　東吾妻町空家等の適正管理及び利活用に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ちょっと確認というか、考え方というんですか、お聞きしたいと思うんですけれども、条例の中に第７条、東吾妻町空家等対策協議会を設置するということだと思います。

今回の予算書、これから諮るんですけれども、定住促進事業としての経費として上がっている。ちょっとこれはこの後出てくることなんですけれども、この第14号の条例ですと、一通り読んでみますと、基本的には空き家に関する条例、当然のことだと思うんですけれども、利活用または定住促進に関することというのはあまり載っていないような気がするんですけれども、この考え方なんですけれども、この協議会をつくられて、当然現在、空き家調査も含めて、今後どういうふうにしていくのか、またその空き家の対応、対策、それでこれからの当然定住促進っていうものも、その協議会で考えているのか、その辺のちょっと考え方をちょっと示していただきたいなというふうに思いますけれども。言っている意味わかりますかね。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　その協議会の中では、ここで条例等で言っている空き家のほかに、その空き家を利活用していくという計画も対策計画の中で盛り込んでいく予定ですので、そのために定住もかかわってくるということでございます。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

そういう考えだと思うんですよ。それならば、もういろいろな協議会だとかいろいろな組織っていうのがあるもんですから、私とすると、もう少しわかりやすく、それでとりあえず今の現状を把握する、そしてまた協議会に報告している、その後に当然その後の利活用的なものも協議していくということを多分、多分じゃなくて、課長、今おっしゃったんだと思います。

そういった中で、この名称なんですけれども、例えばなんですけれども、「東吾妻町空家等定住促進」というような前向きな言葉が入ったほうがよかったなというふうに思ったんです。別にこの条例に対して反対しているわけじゃなくて、そのほうがわかりやすい。

この条例を見ると、確かに今、課長がおっしゃったことも触れるんだろうと思うけれども、主にやはり空き家等の対策の条例ですから、そうであれば、これからまた予算触れるんですけれども、定住促進事業じゃなくて、やはり空家等対策事業とか、そのほうが、我々にとってみると、いろいろな名称が出てきちゃうと、どっかに触れていればいいんだけれども、触れてないので、非常にわかりづらいなっていうふうに感じたんです。

今回はもう上程されていますんで、特に反対とかそういった意見じゃないんですが、先のことを考えると、定住促進という前向きな名称というものをその協議会に入れたほうがよかったのかなっていう、もっと早く案として出せればよかったんですが、ちょっと気づいたもんですから、決して反対じゃないんですよ。ただ、そのほうがわかりやすいし、協議会名としてもふさわしいのかなというふうにちょっと考えたもんですから、意見として申し上げておきます。

以上です。

○議長（一場明夫君）　回答はよろしいですか。

企画課長。

○企画課長（水出智明君）　今現在、空き家を利活用していくということで、定住にも関するということで、企画課のほうでこの条例をつくって、対策計画についても作成をしていくと

いう予定でおりますが、計画をつくった後ですけれども、実際には利活用もありますが、この条例の主な部分とすると、特定空き家等の解体代執行の部分がかなり入ってくると思いますので、そのときにはまた住宅という見方、家という見方で、そちらの担当のセクションに移行をしていくかなという感じではおりますが、その辺で予算の関係も違う、定住という項目でないところでとっていきたいというふうに、行く行くですけれども、とっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第17、議案第15号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第18、議案第１号　平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、茂木議員。

○１０番（茂木恒二君）　お伺いします。今回、当初予算に6,364万1,000円を追加して93億569万円ということで、超大型予算になりました。当町の人口等、もろもろ考えると、標準財政規模っていうのがあるようですけれども、これは57億円ですか。それから、過年度をずっと見ていると、80億円台で推移してきました。

この中で、町債について、委員会でも質問いたしましたけれども、当初が20億6,610万円の町債、起債の予算だったものが、今回補正で3,410万円、ですから今回の補正予算のうちの約半額が町債になるということなんですが、その結果、当年度の起債が21億20万円という過去例を見ないような起債額になりました。

ここで、29年度も半ばなんですが、29年度末を推測すると、起債が約21億円、例年はあ

と起債償還が約10億円というと、これを差し引いたものが今までの町債残高にプラスになると、そういうふうな大ざっぱな計算なんですけれども、しますと、一般会計がほとんどなんですけれども、100何億円あったところ、10億円ぐらい一般会計の町債残高がふえる。この結果、町の特別会計を含めた町債残高総額は、推測ですが、150億円を超えるだろうというふうに推測されます。

当町の課題はいろいろあるわけですけれども、財政健全化というのは、執行部も十分認識されていると思いますけれども、私は最重要課題というふうに思います。

今回改めて補正の中で各行財政改革推進特別委員会、常任委員会等でいろいろ質問させていただきましたけれども、この今回の予算を経て、改めて財政健全化に向けた町長の決意をお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　茂木議員のご意見でございます。

財政健全化、大変大きな課題でございます。今、非常に東吾妻町、公共施設が老朽化をして、建てかえの時期になっておるところでございまして、そのようなことから、大きな予算を組まなければならない状況になります。

これにつきましては、本当に節目の時期にあるのがこの東吾妻町だと思っております。東吾妻町の将来のために、なすべきことはなさなければならない。必要なものでございます。そのようなことはなして、またその後、財政健全化に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　10番、茂木議員。

○１０番（茂木恒二君）　財政問題は、語るときに、私たちの子供、孫の世代のことがメーンになるわけですよね。30年という長い償還期間で、私たちのときに計画して実行したものが、それの償還は子、孫の世代に行くということなんで、非常に大事なことだと思います。

先ほど町長のお話の中で、公共施設の老朽化、待ったなしと。待ったなしだと思います。ですから、必要なんです。

ただ、ずっと過去見てくると、10億円ぐらいの起債で来たものが、今回庁舎の問題、それから保育園の新築の問題等々で約２倍になったと。今年度が非常に特別なんですよと、29年度はそういうのが集中したんだよということで、次年度、30年度以降は大体平常と言ったら変ですけれども、一般の水準に戻るでしょうというふうに説明いただくと、そうかというふうな話になるわけですけれども、ただ、老朽化というふうに考えると、例えば中央公民館、

それから保健センターですか、町民体育館等々考えると、あとまだ具体的な金額は示されていませんけれども、庁舎建設費用のほかに附帯工事の金額は明示されておりません。今までの説明で推計すると、恐らく５億円を超えるでしょうと、附帯工事がね。というふうに私は推測しているわけです。

そうすると、29年度を何とか乗り切ろうと。じゃ、30年度はどうですかと見通ししたときに、ここ、30年度も含めて、まだまだ、ちょっと表現が適当かどうかわかりませんけれども、どこまで続くぬかるみぞということがあるような気がしてしようがないんですよ。

だから、ここでやむを得ないものはやむを得ない。老朽化をほうっておくわけにいかないわけですから、それはやむを得ない。だけれども、３年後どうなります、５年後どうなりますという明確な目標とビジョンがないと、私は町民の皆さんに説明がつかないと思うんですよ。

29年は特別な年でしたと。こうでしたと。30年度はまだまだそれが残っているんで、こうですと。３年後はこうなりますよと。例えば、７億円の起債で済みます。平成28年度は６億9,000万円の起債でした。ですから、それくらいの数字に戻るでしょうと。

財政健全化は、思い立ったら一朝一夕に来年度よくなるという話じゃないわけですよね。長い期間をかけて起債を償還していくわけですから、10年、20年、30年の視点が必要なわけですよね。

ですから、そういう面で、目の前の話と、短期的なことと、中期的なことと、長期的な目標を私はしっかり立てるべきだと。その計画に基づいて、計画どおりにいっているのか、進行管理といいますか、いっているのかいってないのか。もしいってないときは、どういう要素が入ったのか、その辺をしっかり検討していかないと、目先に流されたとは言いませんけれども、その場その場でやっていくと、その結果が今、僕は今の借金だと思っているんですよ。要するに、計画性のなさというふうに私は思うんですが、もう一度そこだけ、計画をしっかり立てるべきだと思うんですで、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　東吾妻町の将来のため、子や孫が誇りを持ってこの東吾妻町で暮らしていけるような町にしたいと思っております。そのために、行うべきことは行わなければならないということでございます。

茂木議員のご意見もいただきました。そういうものを尊重しながら、今後もしっかりと務めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　いいですか。

ほかにございますか。

じゃ、少しお待ちください。ちょっと待ってください。

質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前１１時０４分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午前１１時１５分）

○議長（一場明夫君）　休憩前に引き続き質疑を行います。

10番、茂木議員。

○１０番（茂木恒二君）　すみません、時間がちょっととりました。

念押しといいますか、今、当町の人口が１万4,290何人ですか、表示してあるのを見ると。徐々にどんどん減っていくわけですよね。今の150億円を、推測の150億円を人口で割ると、１人頭を100万円を超えるという状況だと思います。渋川市が50万円で大騒ぎになりましたけれども、恐らく県内で１人頭で割ったものは、最下位ないしは下位グループということだと思います。

先ほど町長から意見を尊重するというありがたい回答をいただいたわけですけれども、私は改めてもう一度、計画の必要性というのをもう一度お願いして終わろうと思いますが、計画を立てたどおりにいけば、こんないいことはないですね。計画というのは、大体計画どおりにいかないんです。私の人生もそうでしたけれどもね。そういうことは余分なこととして、いかないんですよ。

ですから、ただ同じ結果が出ても、計画があったのとないのでは違うんです。同じ結果が出ても、計画を立てた結果と立てなかった結果っていうのは違うんですよ。と私、思います。

計画どおりにいかなかったねと、立てたんだけれども、なぜいかなかったんだろうねって

議論が起こるわけですよ、計画を立てると。立てなけりゃ、ああ、こうだったね、結果だけ引くだけですから、今さら言うのは失礼かもしれませんけれども、もう一度計画を立ててほしいと強い要望として町長にお願いしたいと思います。もう一度お願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ご意見の点でございますけれども、現在、町の総合計画、見直し作業を行っております。こういうものを踏まえまして、そしてまた茂木議員のご意見もここに反映させるよう努力をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　ほかにございますか。

５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　先ほども第14号ですかね、条例のことについて質問させていただきました。条例でしたので、あえてあれ以上は質問しなかったんですけれども、今回は補正ということで、９ページになります。

定住促進事業で、これは空家等対策協議会の経費だということだと思います。先ほど課長の説明だと、なおさら定住促進事業じゃなくて、空き家対策事業になるのかなというような、小さいことで恐縮なんですけれども、１つはそういうふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　議員が言われることは、こちらもわかっているといいますか、感じているところですが、今回、定住にかかわる部分もあると、利活用という部分もあるので、この定住促進事業ということでのせさせていただきましたが、これにつきましては、新しい新年度予算等になるところでは、空き家対策事業なり、その事業名を入れて、新たな項目でとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

そういうような形の考え方ということでお示しいただきましたので、この件につきましては納得するということにしますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

９ページです。

吾妻渓谷活性化対策事業、これ、この中の備品購入費315万円、トロッコですかね、３台お買いになるという説明はあったんですけれども、実際にこの試乗にしても、試乗ですね、試して乗る。どのように活用していくのかというこの計画というんですか、３台買いますよっていう、それは３台買う費用というのはわかるんだけれども、どういうふうに活用していくのか。

試乗といえども、一応計画、ある程度計画っていうのはやっぱりあるんだと思うんですよ。その説明全く聞いてないもんですから、説明いただけますでしょうか。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　試乗の計画ですけれども、現在、先進地としましては、神岡鉄道、ＮＰＯ法人 神岡・町づくりネットワークのほうに、その運行であったり、運行するまでのどんな形で１日が過ごせるのか、過ごすのか、そういった運行を含めて視察に行って、いろいろなノウハウをいただいているところでございます。

この３台につきましては、基金事業の中で全体計画はお認めいただいているんですけれども、そのうちの一部、３台について購入しまして、実際にＪＲ廃線敷を使いまして、そのご指導いただいたものを中心に試乗会を開催しまして、運営にかかわるノウハウであったり、そういったものを現場の中で試みたいということで、試乗会を予定しております。

これにつきましては、町の職員、県の職員、あるいは議員の皆さんにも、これから日程がつまりましたら、ご案内差し上げたいと思うんですけれども、そういった方々、あとダム対の皆さんであったり、地元の方々も試乗いただいて、実際に町、あるいは県の職員とすると、運営にかかわるノウハウを、手順を調べたり、運営にかかわるそういったタイムスケジュールとか、そういったものを見詰め直すこととしてやっていければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

何となくわかったんですけれども、運営にかかわるいろいろな面を今現在、進行形であるという、当然最終段階まではいろいろなことがあるでしょう。そのために３台を購入して、試運転をするんだということだと思いますけれども、試運転するにしても、試乗会をするって先ほど説明があったんですけれども、試乗会をするんであれば、試乗会をする、どういうふうにするんだっていうぐらいの説明っていうのはあるのかな。

だから、試乗会そのものも、まだ検討中、要するにどういう、要するに廃線敷にトロッコ

を乗っけて走らせるんだっていうのはわかるんです。だけれども、試乗自体をどういうような形でやるのかという説明がちょっとなかったような気がするんですが。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　当初は、自転車型トロッコを借りてきてというようなことで、ということも検討いたしました。借りてくるのにしても、その運搬費とか、あと今ちょうど先方のほうが利活用、一番よい時期で、なかなかあいてないということで、基金の下流都県のその購入をお認めいただきましたので、それで対応していきたいということで、試乗会を計画しております。

自転車型トロッコが納入されて、この秋、その納入時期にもよるんですが、それで今、日程をいろいろ原案をつくりまして検討中です。最初に職員等で運営にかかわるノウハウを試しながら、その後に一般の皆さんにご案内を差し上げて、ただ、３台ということですので、一度に乗れる人数っていうものが決まっておりますので、そういったところで、幾日かになるかもしれませんけれども、ご案内を差し上げたいなということで、現在、検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

そうすると、とりあえず下流都県のお金で３台購入してみて、借りるんではなくて、購入して、それで運転をさせながら、しながら、とりあえず職員中心に、要はあんばいを見ながら、こういう状態であれば、我々を呼んでいただいて試乗をする。それも含めて、どういう運行の形態がいいかとか、そういったものも今後考えるということの中での３台購入して試験運行するんだという考えでよろしいですか。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　今、いろいろなパターンを考えまして、原案をつくっております。それが実際に現場の中でどういうふうにできるかっていうものをまず職員の中で確かめまして、それでその後に皆さんに時間等をお伝えしながら運行していきたいということで計画しております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

ほかにございますか。

11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　関連でちょっと教えてもらいたいんですけれども、何キロぐらいの

というか、何百メートルかもしれませんけれども、を考えているのか、ちょっとそれだけお知らせください。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　現在、試験運行を予定しておりますのは、雁ヶ沢ランプよりも下流の地域、八ッ場バイパスの渓谷入り口の信号がございますが、そこにエントランスパークがございます。そこから雁ヶ沢ランプに上っていく道まで、片道約800メートルの往復でやっていきたいというふうに検討しております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　その800メートルっていうのは、基本的にはあれですよね。試乗のための距離ですよね。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　現在検討しております試乗会の実施の距離でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　このことで、試乗して、じゃこれでゴーが出て、始まるとなれば、きっと渓谷のほうまで入っていくということなんでしょうけれども、ゴーが出たときはね。

ただ、私も別の能登のほうでそういう自転車型トロッコに乗って試乗してみたんですけれども、やはりそれなりにきついんですよね。渓谷まで入って、戻ってくるっていうのは、本当に若い人じゃないとちょっときついんだろうなっていうことだけは感じたんですけれども、その辺も十分考慮してこれから進めていくんだと思います。

それだけお聞きして、もしこれが計画が、試乗等を進めて、議会もオーケーが出て、始めるんだというような、１年先とか２年先とかわかりませんけれども、そのときはどこまで行くのか、ちょっとお知らせください。

○議長（一場明夫君）　地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君）　全体の計画としましては、雁ヶ沢から上流の廃線敷についても利活用したいということで検討しております。しかしながら、現在の状況を見ますと、いろいろ課題がありまして、検討しているところでございます。

なお、自転車型トロッコにつきましては、アシスト自転車を使う予定でございまして、吾妻線につきましては、若干勾配がございますけれども、言い方としますと、一生懸命こぐと本人に負担がかかる。通常のペースでこぐと、アシストがきいて楽に運転できるというよう

な状況になっております。

そういったこともございますので、また試乗会の折にはご案内を差し上げて、体験いただいて、いろいろご感想等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第19、議案第２号　平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第20、議案第３号　平成29年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第21、議案第４号　平成29年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第22、議案第５号　平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第６号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第23、議案第６号　平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１６号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第24、議案第16号　町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎選挙第１号

○議長（一場明夫君）　日程第25、選挙第１号　烏帽子山植林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

事務局に選挙議案書を配付させますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

○議長（一場明夫君）　届いたでしょうか。

烏帽子山植林組合議会議員には、一場明夫、里見武男議員、小林光一議員、重野能之議員、竹渕博行議員、佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、山田信行議員、茂木恒二議員、浦野政衛議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました11名を烏帽子山植林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました11名が烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

ただいま烏帽子山植林組合議会議員に当選されました一場明夫、里見武男議員、小林光一議員、重野能之議員、竹渕博行議員、佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、山田信行議員、茂木恒二議員、浦野政衛議員が議場にいらっしゃいます。東吾妻町議会会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で烏帽子山植林組合議会議員選挙を終わります。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君）　日程第26、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情５号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を議題といたします。

本件については、去る９月６日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　樹下啓示君　登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君）　それでは、陳情結果の報告を申し上げます。

去る９月８日に陳情の審査について総務建設常任委員会を開会し、本陳情におきましては、説明員としての方は来られませんでしたけれども、群馬県はどちらかというとこの税金に対するぐんま緑の県民税ですか、その創設もやっておりますので、どちらかというと先駆者になるのかなというふうな気もいたしますし、森林崩壊も全国的に進んでいるということで、ぜひこの全国森林環境税の創設を願いたいということで、全会一致で採択するものということで決しましたので、報告をいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎発委第１号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第27、発委第１号　意見書の提出について（「全国森林環境税」の創設に関する意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　樹下啓示君　登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君）　それでは、ご説明申し上げますが、意見書の提出ですけれども、先ほども陳情の審査結果のところで申し上げましたとおり、温室効果ガス削減目標が国際的に約束されておりますけれども、その達成のためには、森林吸収源対策の推進が不可欠となっておるということでありますし、また、これは委員会の中で発言があったんですけれども、この全国森林環境税を導入後につきましては、財源を脆弱で森林が多く所在する山村地域の市町村に重点的に配分をしていただきたいというような意見も出されました。

以上申し上げまして、意見書を提出するということで、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

提出者に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います、

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君）　日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

10月11日に開催される吾妻郡町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、10月27日に開催される群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、11月６日、７日、８日、９日及び10日に開催される議会報告会については、会議規則第127条第１項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりと決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君）　日程第29、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいたします。

総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長　小林光一君　登壇）

○文教厚生常任委員長（小林光一君）　それでは、閉会中の文教厚生常任委員会についてご報告させていただきます。

７月５日、役場３階第１委員会室で、教育長、教育課長、教育課次長ほか１名の参加のも

と、主に幼稚園型認定こども園についての閉会中の教育課事務調査を行いました。

調査内容は、主に利用料金、職員の人員配置、認定の意味、休日保育、長期保育、一時預かり保育などですが、活発な議論がなされました。

特に、幼稚園型認定こども園は、幼稚園に保育機能を持たせ、子供たちを預かる施設なので、そもそも１、２号認定の区別の必要はないのではないか。２号認定の利用料金について、８時半から13時半までは幼稚園教育をするので、保育料は１号認定と同じ利用料金とすべきではないか。また、職員の配置については、どう考えているのか。統合によって職員数はどうなるのか。なぜ幼稚園型にしたのか。幼稚園型認定こども園にすることによるメリット、デメリット等の質問がありましたが、まだ検討中とのことでございました。

そのほかに、子育て応援推進事業の奨学金や通学定期代補助制度の導入についての進捗状況や幼稚園、小学校を含めた町立中学校の運営についてのアンケート調査も実施してほしい旨の教育委員会への再度の要請もありました。

引き続き８月８日、役場３階第１、第２委員会室において、教育長、教育課長、教育課次長ほか１名の参加のもと、閉会中の第２回目の教育課事務調査を行いました。

まず、平成29年７月10日、11日に実施した東吾妻町認定こども園移行に関する説明会の報告に続き、その後の認定こども園保育所の進捗状況について審議をしました。

説明会の報告では、説明会における質疑応答や要望がまとめられた資料が配付され、説明会の全般的な報告がありました。駐車場やプリント不足などの見込み違いがあったこと、保護者の方が聞きたい認定こども園の概要、保育料などがまだ決まっておらず、退席された保護者も多く見られたとの反省点が述べられました。

また、幼稚園ごとや平日以外の曜日に説明会を開催してほしいとの保護者からの要望もあり、この件につきましては、前向きに検討したいとのことでした。

認定こども園のその後の進捗状況については、教育課長から委員におつなぎできるほどの前回からの進展は現在のところないとのことでしたので、認定こども園全般の意見交換を行い、次のようなさまざまな意見が出されました。

１、10月に開催される説明会については、準備不足ということがないように万全を期して対応すること。

１、教職員に認定こども園について理解していただき、説明会では園長や主任も説明に加わり、保護者に安心してもらうよう努めてほしいということ。

１、認定こども園について、10月に県に申請するので、最低９月の定例会中の委員会にお

いて説明資料を委員会に提出してほしいこと。

１、幼稚園の名称について統一すること。

１、教職員の配置についての資料を配付すること。

１、幼稚園型認定こども園の基本理念を示すこと。

１、認定こども園という新しいシステムになるので、十分に時間をかけ、もっと真剣に対応すること。

１、教育課で決定した認定こども園の開園までのスケジュールに沿って、予定どおり遅延することなく進めることなどの意見が出されました。

教育課の事務調査後、委員のみの委員会を開催し、提言書を提出するか否かについて審議いたしました。

８月８日現在、認定こども園については、ほとんど進展がなく、来年の４月からの実施が心配される状況の中、議会基本条例を持っている議会として、当委員会の考え方をまとめる必要があると判断して、提言書を町当局に提出することを全会一致で決めました。

提言書の素案については、委員長と副委員長で作成し、提言書の内容については、認定こども園の理念、利用料金、休日保育、延長保育、運営方法、開設スケジュールの遵守のほかに、就学支援、英語教育の充実、高校生の通学費補助などの緊急を要する事項を盛り込むことになりました。

さらに、８月29日、役場３階第１委員会室で閉会中の３回目の文教厚生常任委員会を委員のみで開催しました。委員長と副委員長でまとめた認定こども園及び子育て支援等に関する提言書の素案について審議し、認定こども園及び子育て支援に関する提言書をまとめ、全会一致で採択し、平成29年９月１日に町長及び教育委員長に提出しました。

以上で閉会中の文教厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君）　議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長　金澤　敏君　登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤　敏君）　それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をいたします。

定例会中の当特別委員会は、９月12日、第１から第３委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

まず冒頭、企画課から財政改革推進プラン実施計画内の将来負担比率が決算確定により年度別目標を上回る結果だったことの説明があり、続いて役場本庁舎建設に伴い、組織機構の見直しも一体的に取り組む必要性から、新たな組織体制案の調査検討を行革推進部会内に組織改革分科会として設置し、検討に入ったことの説明がありました。

上記２点の説明は、全員協議会でも説明がなされましたので、内容は割愛させていただきます。

質疑応答で、委員からは、将来負担比率や実質公債費比率が改善したとの説明に終始しているが、町債残高の推移から考察すれば、当町の将来は決して明るくなく、子供や孫世代に重くのしかかってくるのではないかとの指摘が出されております。

徹底的な財政改革に取り組むと言いながら、具体策が示されてないことへの厳しい意見が出されました。

新たな組織体制案に対しては、コンシェルジュへの位置づけが担当課長と委員の間で意見の相違があることがうかがえました。今後の課題としては、十分な議論や検討が必要なのではないかと思っております。

総務課からは、町有施設の有効利用として、分譲住宅地の残地の説明があり、質疑応答の中で、抜本的な取り組みの変化なくして解決はできないのではないかとの認識は、委員会、そして執行部と共有する方向性は確認はできましたが、具体的な方法となると、まこといいアイデアが出ないのが実情であります。

行財政改革推進に関して、自主財源の確保のためにも、ふるさと納税に力を入れる必要性を指摘する意見が出され、郡内の他町村からも、２から３けた違う実績値に対し、真剣に取り組むべきとの発言がありました。

企業版ふるさと納税に対し、提案をしたが、回答が来ないことに対する不信の念が出されました。執行部からは、検討しているとの答えでしたが、時期を逸しない取り組みが必要ではないかと思われます。

ほかにもインターネットの有効利用や交通審議会等の質疑応答が行われました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君）　八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長　佐藤聡一君　登壇）

○八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（佐藤聡一君）　それでは、八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の閉会中の審査、調査についてご報告いたします。

去る８月28日月曜日、午後１時半より、道の駅八ッ場ふるさと館において、東吾妻町及び長野原町のそれぞれの議会のダム対策特別委員会委員、議会事務局長、担当課長出席のもと、懇談会を行いました。

議題については、当町の関連する基金事業を中心に、関連する事業の地域振興に関する相互協力について協議、懇談を行いました。

特に、当町のＪＲ廃線敷や国道の廃線区間の長野原町分との取り合い部分が長野原町ではまだ認識していない状況がわかり、至急長野原町や議会と地元関係機関との協議を行い、その結果をもって９月下旬に再度懇談会を開催することになりました。

また、この懇談会は今後も続けていくことを確認いたしました。

その後、当町の委員のみで八ッ場ダム、上信道の岩島に建設中の２橋の現場を視察し、審査、調査を終了いたしました。

以上、八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君）　地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

（地方創生調査特別委員長　青柳はるみ君　登壇）

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君）　地方創生調査特別委員会よりご報告申し上げます。

地方版総合戦略、まち・ひと・しごと総合戦略の各事業の進捗状況をチェックする機関としてやっております。

特に閉会中の今回は視察、委員会はありませんでしたが、日常、各自空き家利活用、またスクールバス、路線バス、通学定期代補助について調査、特に空き家活用に対しては、日常、私たち議員各自が民意を酌み取り、調査していくことを約して委員会に臨もうということであります。

また、本社工場移転に対して、移住者が少なく、これも住宅政策とか調査していきたいと思います。

また、岩櫃城が続日本100名城に選ばれたことにより、これを生かした施策が必要ということになりました。

各分科会が活発に議論されていることを受け、これからも総合戦略をもとに進捗状況をチェックしていくことをまた課題としました。

議員各自として、民意を酌み取り、日ごろ調査していくこととしました。

以上、地方創生調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（一場明夫君）　議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで休憩をとります。

再開を午後１時ちょうどとします。

（午後　零時０３分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午後　１時００分）

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君）　日程第30、町政一般質問を行います。

◇　山　田　信　行　君

○議長（一場明夫君）　最初に、９番、山田信行議員。

（９番　山田信行君　登壇）

○９番（山田信行君）　それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

介護保険制度の改正は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、高齢者が住みなれた地域の中で暮らし続けていくために、医療や介護、住まい、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを一層推進し、また介護保険制度の持続可能性を勘案した費用負担の公平化などを目的に行われると理解をしております。それらにつきまして、町長に３点質問をさせていただきます。

介護予防・生活支援サービス事業、町民にとっての利便性は。

２つ目、総合事業の見込み件数と体制づくりは。

３つ目、2025年に向けた地域包括ケアシステム構築スケジュールについて。

次に、防災対策、また家庭用火災警報器について質問をさせていただきます。

単独消防の選択は妥当というふうに考えておりますが、想定を超えた大規模な被害時における協働体制構築について、万全の準備は。

また、住宅火災警報機が設置義務から10年が経過しました。平成18年にスタートしたということで、新築に限っては義務づけられておりました。その後、23年に古いうちも全て警報機の設置が義務づけられたことであります。その中で、今指摘されておるのが、警報機の電池切れということで、大変問題になっておるということがあります。

昔のやつは、電池がなくなる前に、電池が終わると全て鳴らないんですけれども、最近のやつは、電池がなくなりますよというコールをするということで、その辺はある程度心配はないんですが、その辺の今後、電池切れをどういう機会で町民の皆さんに知らしめるか、そういうことの質問をさせていただきます。防火責任者として、町長はどのようにお考えか。

以上、説明をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

１項目めの地域支援事業の考え方については、国から方向性が示されておりますので、そ

の方向性に沿って対策を講じられるよう対応してまいる所存でございます。

まず、１点目の介護予防・生活支援サービス事業、町民にとっての利便性はについてですが、急速な高齢化の進行は、同時にサービス提供体制をより一層整備することが求められており、専門職による充実したサービスが必要な人に提供できる体制づくりが必要な改革でございます。

買い物、調理、ごみ出しなど、専門職でなくても行えるサービスを地域の中で充実をさせ、またご近所同士の顔が見える関係を維持していくことで、見守り体制が構築できればと考えております。

2025年に町民の２人に１人が65歳以上になる状況を念頭に、サービスの低下を招かないような対策が講じられるよう、対応をしてまいります。

２点目の総合事業のサービス見込み量でございますが、介護係に導入されている見える化システムである程度把握できると考えますが、きめ細かなサービスについては、２層協議体の中で住民主体のサービスを創出してまいりたいと思います。

また、住民主体のサービス創出に際しましては、ＮＰＯを初め、ＪＡ、商工会、ボランティア、シルバー人材等、随時状況に応じて連携を図ってまいりたいと考えております。

３点目の2025年に向けた地域包括ケアシステム構築についてですが、現在策定中の第７期の介護保険事業計画から医療計画との整合性を図るよう求められ、町でも吾妻地域保健医療対策協議会に参加をさせていただいております。

また、在宅医療介護連携の研修会も、専門職を対象に郡内共同で開催をしているところでございます。

住民の皆さんの意見は、各地区に設置をいたしました２層協議体で検討を重ね、８期計画に反映できるよう進めてまいります。

2025年までの生活支援体制整備の方向性、見通しですが、１として、平成30年度内に第１層、２層の生活支援コーディネーターの配置と協議体設置を行うこと。２として、第７期介護保険事業計画、2018年から2020年の期間におきまして、地域の課題、資源の把握を行うこと。３といたしまして、第８期介護保険事業計画、2021年から2023年の期間において、７期計画の取り組み成果を踏まえて、計画に盛り込むこと。具体的には、サービスを計画上で明確化すること。４として、第９期介護保険事業計画、2024年から2026年の期間において、市町村が自主的に推進をするとされております。

当町の現状でありますが、本年６月に１層協議体の設置、生活支援コーディネーターの配

置を行い、同時に、２層協議体を各地区に設置をし、地区ごとに活動を開始したところでございます。具体的なサービスに発展させるには時間がかかると思いますが、第８期の介護保険事業計画に具体的サービスが明記できるようにしてまいりたいと思います。

住みなれた地域で住み続けられる東吾妻町を目指し、住民の皆さんとともに取り組んでいきたいと考えております。

２項目めの１点目、単独消防の選択は妥当であるとの認識であるようでございますが、当町は単独の消防体制ではなく、吾妻郡全域の吾妻広域町村圏振興整備組合規約の共同処理に関する事務に消防に関する事務が含まれております。ただし、消防団と水利施設の事務は含んでおりません。

２点目の質問でありますが、広域消防想定を超えた大規模火災時等における協働体制についてのご質問でありますが、万が一東吾妻町消防団と吾妻広域消防本部東部消防署だけでは対応が困難な大規模な火災が発生した場合、吾妻広域消防本部の各署、各分署との連携、また防災航空隊との連携等、災害規模に応じた連携がとれるよう、消防団としても日ごろより訓練等を行い、有事の際の準備を行っているところであります。

また、大規模火災発生時に必要となる水が迅速に確保できるよう、吾妻生コンクリート事業協同組合と応援に関する協定を締結し、有事の際は、組合に属する組合員が所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防活動に活用するための消防水利へ補水作業が迅速に行える協定となっております。

次に、住宅用火災報知器についてですが、設置が義務化された平成20年より、町として、消防団を通じ、火防巡視を行う際に、各家庭でも報知器を設置するようお願いをしてきたところであります。

今後も、さらなる設置のお願いとあわせ、火防巡視時に電池交換の確認を行うよう消防団に依頼するとともに、町広報紙等で周知をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　大変ありがとうございます。きめ細かな回答をいただきました。

要介護、これから大変なことになろうかと思いますが、町長のお話では、当町では２人に１人が要介護を受けるということですけれども、その辺に関連して、当然保険料の引き上げについては、今後、要支援、要介護認定者がふえるというふうに想定はされるわけでありますけれども、給付金の伸びや、何らかの基金の借り入れといいますか、そういったものも避

けて通れないように思うんですが、その辺はどんなふうに考えられておりますか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　その点につきましては、今後の推移等も踏まえまして、掌握をいたしまして、よき方法をとるように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　大変財政も厳しい中で、少子化ということで、大分子供さんには優遇措置を受けているようですけれども、これから我々を含めて後期高齢者ということで、しっかりと進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、単独消防のお話は、今していただいて、ちょっと勉強不足で、大変申しわけなかったと思いますけれども、災害発生時に災害の対策基本法に基づき、今、町長がお話ししました国、地方公共団体とのいろいろの綿密な計画がされているということですけれども、地域とのかかわり、東吾妻町５地区、かなり広い面積にあるんですけれども、区長さんを中心に、各地区にいろいろやられているところもあろうと思いますが、その辺は、町として防災に関しての地域の打ち合わせ、そういったマニュアル的なものはお考えかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　町民の皆様方に、各戸に東吾妻町の防災マップを配付をいたしまして、各地域の地形ですとか、また災害の発生可能の範囲の地図等も配付をいたしまして、周知をいたしまして、防災に当たっていただくようお願いをしているところでございます。

また、東吾妻町消防団員の皆様のご協力をいただいて、また地域ごとに防災に対する心構えもしっかりと持っていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　防災マップが出ているからということであろうと思いますけれども、たまたま私たちのところでは何にも検討はされていないし、どんな形をすればいいのか。

避難場所は各地区に、小・中学校を含めて、そういったところへ公共の施設に行こうということは確認はしましたけれども、しっかりとその避難所の運営マニュアルも含めて、職員も含めて、職員が、優秀な職員の皆さんが被害のときにどんな形で動くか、その辺のマニュアルもありますかね。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、東吾妻町の防災計画の中に各職員の組織、体制づくり、そしてまた動き方等につきましても書かれているところでございます。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　あんまりかみ合わないようですけれども、私の勉強不足かもしれませんけれども、防災に関して余り知識がない。そういったものが本が配られたということだけのような気がするんですけれども、その本も数年前に出されたようですけれども、業者名も異なったり、いろいろな不備等がありましたけれども、地域に細かく指導するという計画は町長、お持ちですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　地域への指導、先ほども申し上げましたように、東吾妻町消防団との団員との連携をとりながら、これからもしっかりと行ってまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　言っている意味は十分わかるんですけれども、災害時に、常備消防を含めて、消防団もなかなか避難には手が回らないんじゃないですか。例えば、現地で大きな土砂崩れがあったとか、火事があったとか、そっちに行くわけですよね。町民の避難に関しては、消防団も広域消防もやらないとは言えませんけれども、そこまで手が回りますかね。その辺、町長、どうお考えですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ご質問につきましては、ケース・バイ・ケースというふうなものでございましょうが、あらゆる場合を想定して、今後もきめ細やかなマニュアルをつくっていく必要はあるかなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　災害が起きたとき、避難所に移るわけでありますけれども、またそこで避難所は各地域の皆さんがまとめて役でいろいろするんでしょうけれども、行政として、避難所で生活することも当然考えられるわけですけれども、そのときの行政のスタンス、災害では多くの女性が多大なストレスを抱えているということであります。避難所の生活をするとき、主に下着類をどこに干したらいいかとか、授乳はどうしたらいいか、子供の泣き声が迷惑をかけているんじゃないかとか、いろいろの不安があるわけですよね。

　そこで、大きく言うと、女性に関しては、身だしなみを整える場所もないと。その中で、誰がどういうふうにリーダーシップをとって避難所の運営に当たるのか、そういったものは、多少スタートの時期は行政の皆さんにお世話になるとか、そういう形で進まなければいけないように思うんですけれども、これ、最悪の状態を考えていくべきだというふうに思うんで

すけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　防災計画にそれぞれの役割等も書かれておるわけでございます。自助、公助、共助と一般的に言われますが、そういう広い力で災害時に当たっていかなければならないと思います。

また、東日本大震災の折に、東吾妻町では南相馬市から420名の皆様をお迎えして避難所を設置をして、皆様に避難生活を送っていただきました。そのときの状況を見ますと、やはり当初は行政の人間が指示をして、指導して、そして避難された皆様の自主的な会議で役割をそれぞれ決めていただいて、そして避難所生活のあり方、役割等を決めていただいたということでございますので、そういった経験も生かしながら、今後は非常時に対してどういうことで行っていけばいいか、先ほども申しましたようなきめ細やかなマニュアルづくりというものが必要だと思っております。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　町長、災害はないほうがいいんですけれども、これから本当に想定外の大雨、また断層が予想されていない地域の地震もあるわけですけれども、まさに想定外ということがあろうと思います。

東吾妻町も、本当に地震もなく、災害もなく、本当にいいところだというふうに思っていますけれども、もし何かあったとき、そういう安心のもとで皆さん生活しているわけですよね。そのときに、しっかりとしたマニュアル程度つくっていただいて、皆さんにお配りをいただくと、それが大事なことではないかなというふうに思います。

また、当町での備蓄倉庫なんかも、どこに何かあるか全く示されていないように思うんですけれども、その中で、発電機だとか、非常食、飲料水、毛布、その他いろいろのバランスがとれた、そういったものはどんなふうになっているのか。

ちょっと聞くと、期限切れのものもあるとか、その辺はどうでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ご質問の点も想定をされることでございます。しっかりとそこら辺は定期的な点検、見直し等も行って、安全を確保してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　これからしっかりやっていただくということなんですけれども、ちょっと強い意味で、もうちょっと動いていただければありがたいと思います。

また、日赤なんかとも16日、これからふるさと祭がありますけれども、備蓄のカレーを、１年間ということで、カレーを配っているということがありますけれども、町の備蓄、水にしても、食べ物にしても、そういったものはどんな形で期限切れを迎えているのか、またそれをどうしているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　毛布等の備蓄は行っておりますけれども、食料の備蓄というものは、現在、行っておりません。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　毛布の備蓄だけということでありますけれども、どの辺にどのくらい確保してあるのか、またどこかへお願いをしてあるのか。土木事務所なんかは、業者にブルーシートの確保、最低500枚常に用意してくれるようなということでお願いをされていますけれども、そういう具体的な町長、毛布以外、例えば子供のおむつとか、そういったものはどうでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　毛布につきましては、現在、町の公民館、支所で500枚程度の備蓄ということでございますけれども、ご指摘の点等につきましても、十分に今後検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　何か災害が来ることを私は想定しているわけじゃないんですけれども、いろいろ町民の皆さんと触れ合う機会があるときに、にわかに最近マスコミで大雨が降るとか、いろいろなことの話題の中で、当然話が出るわけなんですよ。そうすると、立場上、「おい、町はどういうふうになっているんだい」と聞かれます。その中で、町長、もうちょっと具体的にしっかりこれから示されていかれればと思うんですけれども、その辺、お金の問題、置く場所の問題等々、いろいろあろうと思いますけれども、その辺のお考えはどうですか。

また、すみません、上之町地区としては、４年前に公民館を新築させていただいたんですけれども、その際、建設委員会の中で、備蓄をしようということで、屋根裏を開放して、町から委託を得て、預かろうかという、民ではそんな話まで出ているわけですが、その辺含めてどうですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　さまざまなご意見もいただきましたけれども、現在、東吾妻町では、自治体、あるいは企業等の13の団体と災害時の協定を結んでおるところでございます。これによりまして、食料や生活必需品等物的支援を受ける体制はつくっておるところでございます。

そういうものも利用して、また議員ご指摘のように、各地域の公民館等でも、できる範囲での備蓄品等も今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　ぜひ具体的にお示しをいただいて、私たちもお力になれることはしたいというふうに思っています。

火災警報器についてですけれども、今、町長は消防団の皆さんにお世話になって、これから点検をしていくということでありますけれども、かつて中之条消防団は火災警報器を皆さんで買っていただいたという細かなこともしました。

現状、吾妻郡は群馬県でも最低の普及率ということで大きく新聞にも載っていたようですけれども、今後、補助金とは言いませんけれども、町でどんな形で煙感知器、熱感知器、推奨していくか、その辺お話を聞きたいと思います。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　火災報知器につきましては、啓発活動等も役場の担当課、また消防団員の皆様にお世話になって、設置の啓発について行ってまいりたいと思っております。

いずれにしろ、町民皆様の災害に対する意識を強く持っていただくことが設置にもつながるということでございますので、さまざまな啓発事業等も利用しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　ちょっと吾妻郡では余り普及されてないということで、皆さんがちょっと首を傾げたようですけれども、新聞に大きく載って、しっかりと吾妻広域消防本部は山間部の古いうちも多く、また大きいうちであると。掃き出し窓が多い、いわゆる廊下が多いということでしょうね。そんな形で、避難しやすいので、住民の皆さんの意識が低いということであります。41.1％ということで、非常に少ないようであります。多いところでは、本当に館林なんか90.9％という普及率であります。

また、ちょっとこういうお話をしたときに、知っている方が夜、ストーブをつけっ放しで、ちょっと煙が出て、煙感知器で感じて、火事にならなかった。実際そういう事例もあります

んで、しっかりと普及と、また電池切れについて、消防団だけじゃなくて、いろいろなメディアを使って広報をお願いしたいと思いますけれども、最後に町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　山田議員におかれましては、防災につきまして大変ご研究をされまして、またご意見等もいただきました。

今後、大変そのご意見を参考にいたしまして、東吾妻町の防災に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　９番、山田議員。

○９番（山田信行君）　何か一人で入れ込んでいて、どうも考え方がいろいろあろうと思いますけれども、本当に災害っていうのは一瞬にして全てを失っちゃう。また、目に見えない投資ということで、なかなかやりにくい面もあると思いますけれども、いざというときに、やっぱりいろいろなことをやっておくと、町民の皆さんも安心だと思うんで、もう一回ですね、町長、いろいろな問題もあると思いますけれども、災害について、もう一度執行部の皆さんと議論していただいて、町民に下げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。最後に。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　きめ細かなご意見もいただきました。今後、しっかりと防災につきまして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

以上で山田信行議員の質問を終わります。

◇　竹　渕　博　行　君

○議長（一場明夫君）　続いて、５番、竹渕博行議員。

（５番　竹渕博行君　登壇）

○５番（竹渕博行君）　ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大枠として、我が町の防災対策について、幼児の保育・教育について質問させていただき

ます。

先ほど山田信行議員が一般質問、防災について行いましたけれども、多少かぶるところ、また質問の角度が違うということでお許しいただきたいというふうに思います。

防災とは、自分が自然災害などから守りたいもののためにとるあらゆる行動のことだと考えます。防災とは、概念や考え方だけでなく、具体的な行動であると考えています。防災グッズを用意することも、家族で話すことも、防災訓練を行うこと、参加すること、防災知識を高めること、備蓄を行うことも行動、それは全て防災だと考えております。

公助防災とは、自然災害から守りたいもの、すなわち町民の命を守れるかどうかです。私たちは知っているはずです。東日本大震災などの大規模広域災害の発生時には、行政が全ての被災者に迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するようなことがあること、公助の限界はある。だからこそ、行政ができるすべを今、行動に移さなければなりません。

そこで、町長にお伺いいたします。

１、全く進まない防災意識。町長みずから、または職員の防災意識を向上させる努力はしているのか。

２、町民の防災に対する意識調査（備蓄を用意しているかなど）アンケートを実施する必要があると思うが。

３、町の各地区における備蓄は十分なのか。

４、被害時に子供らが学校に待機することを想定して、防災グッズ、水、食料などを備蓄する必要があると思うが。

５、災害避難所に指定されている幼・小・中学校や公民館に断水対応トイレ等が必要だと思うが。

６、防災協定を幾つかの自治体・協会・業界と結んでいるが、仮に被害を想定したとき、支援担保はとれるのか。

次に、幼児の保育・教育について質問いたします。

町では、平成27年度より子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子育てをまち全体で支える体制をつくる」、「安心して子どもを産み育てられるまちをつくる」、「子どもを慈しむまちをつくる」ことを目標に挙げ、その子育て支援として、認定こども園の整備の事業に取り組んでいます。

そこで、町長にお伺いいたします。

１、７月10日、11日の２日間、計３回、認定こども園移行に関する説明会を実施したが、平日わざわざ時間の都合をつけ参加した保護者にとってメリットはあったのか。町長の評価は。

２、認定こども園の認識と認定こども園をどのような園にしたいのか。

３、いまだに決まらない保育料、保育時間などトップとして決断が遅過ぎでは。

４、平成30年開園、認定こども園は計画どおりに開設できるのか。

以上質問とさせていただきます。議席に戻りまして、二次質問とさせていただきます。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　それでは、通告書に基づきまして、竹渕議員の質問にお答えをいたします。

１項目めの職員及び町民に対する防災意識についてのご質問ですが、当町では近年、幸いにして大きな災害には見舞われてはおりませんが、改めて職員を初め、町民の皆様の防災に対する意識の向上のためにも、県を初めとした関係機関や民間団体と連携し、洪水や土砂災害を想定した防災訓練等に取り組んできております。

消防団では、群馬県防災ヘリコプター「はるな」との消防活動等の連携訓練、原町赤十字病院の大規模災害時対応訓練に参加しております。

これからも町民全体の防災意識を高め、災害に強い町づくりを促進していきたいと考えております。

また、町の備蓄についてのご質問ですが、毛布やシートについては、各公民館に併設の防災倉庫に備蓄しておりますが、有事の際に必要な食料品や生活必需品につきましては、さまざまな機関との災害時応援協定におきまして物的支援を受ける体制となっております。

しかしながら、その場合でも、多少なりとも物資到着までには時間がかかることが予想されますので、今後も各家庭において、災害に備えた備蓄をお願いし、自助、公助、共助におけるそれぞれの役割を再度周知していきたいと考えております。

次に、各学校への食料や水の備蓄、各避難所への災害用トイレ等の配備についてですが、これらの備蓄につきましては、教育委員会や各学校等避難所の施設管理者とも協議し、今後必要に応じ配備をしていきたいと考えております。

各機関との災害時応援協定につきましては、現在、各自治体や企業、各協会等13の団体と

締結をしており、先ほども申し上げましたが、災害時における物的支援、人的支援について、援助を受ける協定となっております。災害が発生し、町から各協定機関に支援の要請を行った場合には、各機関が即座に支援の対応をしていただけるものと考えております。

続きまして、２点目の幼児保育・教育についてお答えをいたします。

まず、７月10日、11日に開催をいたしましたこども園移行に関する説明会につきましては、子育て中の保護者の方々を初め、延べ170名以上の皆様にご出席をいただきました。議員の皆様にも時間を割いて出席をいただきまして、ありがとうございました。

説明会は、まず来年度開設予定のこども園の概要、保育所の統合、建設などを担当者から説明した後、参加者から質疑を受ける形をとりました。いただいたご意見、ご質問につきましては、多岐にわたり、皆様の子育て環境に対する関心の高さがうかがえました。

ご質問をいただいた事項の多くが検討中であり、ご出席をされた方々に対しまして、期待を裏切る部分があったことは否定できません。

また、当日は、町側の見込みの甘さなどから、資料や駐車場が不足し、大変ご迷惑をおかけいたしましたことも反省するべき点でございました。

説明会では、日々子育てに取り組まれている皆様から直接貴重なご意見をちょうだいいたしました。来年４月にはスムーズに移行できるよう、検討を重ねております。

また、参加された方の中には、一部ではございますが、参加者の強い意見もあって、異なる立場の意見が控えられてしまい、後日手紙などをいただいたこともございました。

次に、認定こども園につきましては、就学前の子供の保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育の提供と家庭において養育されることが困難な子供に対する保育の提供を一体的に行う機能を持ち、かつ子育てに不安を持たれている方々に対しても支援をし、子供の健やかな成長を促す施設であるととらえております。

町では、ゼロ歳から15歳までの子供の成長、学びを保障する中で、子供一人一人が生きる力の基礎をはぐくむ実践の場としていきたいと考えております。

具体的には、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえた活動が豊かに展開できる環境を整え、実践していかなければなりません。認定こども園は、この教育、保育の目標を達成するため、子供の発達状況に応じ、より具体的な内容を定めてまいります。

子供も、一人一人の主体的な活動を促し、発達に必要な経験を得られるように環境を整えていく必要があります。そのためには、単に既存の幼稚園に保育機能をつけ足すといったことではなく、こども園という新たな環境を構築していくという意識を持って取り組まなけれ

ばならないと考えております。

次に、保育料、保育時間の関係でございますが、これらは保護者の方々にとっては自身のご家庭やお仕事に直結する問題であり、慎重に検討を重ねております。

特に、保育料等につきましては、議員の皆様にご理解をいただかなければなりません。また、先日の文教委員会の意見書の中にも、慎重に検討を重ねなさいというふうなこともございました。広く皆様の意見を伺いながら、お示しをしてまいります。保護者の方々の負担がふえないようにしてまいりたいと考えております。

次に、認定こども園開園の時期につきましては、現在、未確定の課題を早急に詰め、来年４月の開設予定に間に合わせたいと考えております。

また、先日いただきました文教常任委員会からの提言書や保護者の方々からの要望なども参考にしながら進めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　答弁ありがとうございます。

まず、防災対策についてお願いしたいと思うんですけれども、まず町長みずから、または職員の防災意識を向上させる努力をしているのかという問いに対しまして、さまざまな訓練をしておると。大きな意味では、広域消防だとか、そういったものとの取り組みというふうに答弁されたと思うんですけれども、そうではなくて、職員一人一人がやはり防災に対する関心、意識を持たなければいけないということなんだと思います。

町長は、今回のみならず、防災に関してはさまざまな議員が、また数年前からこういった形で一般質問等を初め、しております。そういった中で、比較的前向きな答弁をされてきたというふうに私は思っております。

しかしながら、町長も２期８年、もう少しで来年は任期が来てしまうという中で、私はこの防災については、この町にとってやはり一向に進んでいなかったんじゃないか、私はそういうふうに思っているんです。

どこの町村でも行っているようなものではなくて、やはりいざというときは行政の職員、そして地域の民間の方々とやはり協力し合って、現場を対応しなければいけない。そういった訓練、または気持ち等々が全く見えない。それはこれから行うというんじゃなくて、私が言いたいのは、今までやってこなかった、私はそういうふうに感じているんです。その辺どうでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　十分と言えるかどうかわかりませんけれども、原町日赤の救急救命、救助の訓練、あるいは防災ヘリコプターとの消防団との共同訓練等も行っておるところでございまして、議員おっしゃられるように、十分ではないという部分もあるかもしれませんが、そういうものは、今後あらゆる場面を想定をして、救助訓練も行ってまいればというふうに思っております。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

日赤での救助活動だとか、そういったもの、それも当然いいことだと思いますし、非常に勉強になることだと私も思います。

ただし、今後、今後と言うんですけれども、私の質問は、具体的な行動というのがやっぱり伴う必要があるということの質問なんです、全体的には。ですから、考え方というのとやっぱり行動というのを別に考えなきゃいけない。別であっても一緒なんだということなんですね。

ですから、幾らこのような厚い本に書いてあって、いろいろ答弁されるんだけれども、これが実行に伴っていないというふうに私は感じているんです。ですから、それを具体的にいつごろから、いつから予算をとってきちっと行動に移せるのか、その辺、ちょっとご答弁いただきたい。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、担当課等とも各地域での状況等も踏まえながら、必要と見込まれる場合には、その地域から順次行っていくような予算もとっていくようなことを考えております。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　時間もなくなってしまうので、すぐに質問しますけれども、町民の方々にこういったものが配付されている。実際に、備蓄品もこういったものをそろえておいてくださいよということを示唆しているんですけれども、こういったものが実際に行動に、町民が行動に移されているのかどうかというアンケート調査、この辺についてちょっと答えてなかったと思うんですけれども、この辺どうですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ご質問の点のアンケートにつきましては、まだ行っておる状況ではございません。それぞれの家庭で、防災意識の高い家庭はある程度はそろえているのかなとは

思っておりますけれども、今後もその防災マップに限らず、消防団の団員の皆さんも、巡視等の中でも、備蓄を行っていただくような啓発も進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　アンケートはやっていないという回答だったと思いますけれども。

○５番（竹渕博行君）　アンケートを実施する必要があると思うがという質問。

○議長（一場明夫君）　じゃ、その観点から答えていただけますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　ご意見の点でもございますので、実施について、十分に今後検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

町長、検討は結構なんですけれども、行動に移せるかということを言っているんです。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましても、よく担当課との協議を踏まえながら、実施に向けた方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　それと、各地に備蓄は十分なのかという中で、毛布だけがあるということでございます。これ、ちょっとこれは私がもう調べてありますので、坂上公民館、毛布30枚、岩島公民館、毛布50枚、太田公民館、毛布70枚、東支所、毛布350枚、計500枚、原町にはないということでございます。非常にアンバランスなんですが、この辺は何か考えはあるんですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、各地区の状況、例えば人口ですとか、そういうものを勘案しながら、配付備蓄をしていると思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　どのような考えがあるんでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　今お尋ねの点は、各地域の配付についてでございますか。それにつきましては、各地域の人口等、家屋の数字等も踏まえながら、配付備蓄しているところでございます。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　原町ではないのはどうしてでしょうかね。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、役場本庁舎がございまして、担当する総務課もございますので、そういった意味で、迅速に行動ができるということであるかと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　余り無駄に私、しゃべらせないでいただきたい。

職員がいるから毛布は大丈夫だっていう発想はよくわからないんだけれども、職員がみんな毛布確保しているんですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ちょっとはっきりしないんでございますけれども、原町には役場もありますし、またつい先ごろまでは温泉センター、ふれあいの郷もあるということからだと思っております。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　じゃ、今後も原町には毛布は置かないということでよろしいですね。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ふれあいの郷も閉館をいたしましたので、今後十分にまた検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　食料のほうは備蓄してないという答弁だった。これ、うそだと思うんですね。水は備蓄してあった。しかし、期限切れで切れているのが現状だと私は報告を受けているんです。

備蓄が切れるなんて、こんな恥ずかしいこと、よくなかったっていうことを言えますね。どうなんですか、実態は。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　水につきましては、現在、ございません。お尋ねの点の水は、処分をしたと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ちょっと余り無駄な話をさせないでいただきたい。

だから、捨てちゃったって言うけれども、水あったんでしょう。あったで、今、切れているんでしょう。切れているということは、じゃ用意する必要がないっていうことを判断して

いるということですね。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、飲料水、清涼飲料水のメーカー等とも協定を結んでおりますので、多少その部門で、時間がかかるかもしれませんけれども、そういうことがあるので、水については備蓄していないというふうに思っております。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　余り細かいこと、いざとなったらば、細かいことじゃないんだけれども、こんなことを議論していてもしようがないので、町長は先ほどから13社と協定を結んでおると。非常にいいことだと思います。

中には株式会社伊藤園、これ、多分町内の自動販売機、災害に対応した自販機が何台か設置してある。これも調査しております。現在は３台設置してあるということでございます。１台はちょっと確認してないんですけれども。こういったものをぜひ、当町については非常に広い地域でありますから、３台とは言わずに、もう少し町としても力を入れて、伊藤園だけではなくて、飲料水というのは非常に大事なことだと思いますので、確保していく、そういうような自販機を置いてもらうように努めるというつもりございますか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、相手方もございますので、非常時の場合に十分なものが与えられるよう、検討し、またお願いもしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

相手方は私もわかっております。町長の考え方を考えているので、それができるかどうかというのはその後の話なので、ご理解いただきたいというふうに思います。

そしてまた、ここにはいろいろ団体とかそういったものがあると思うんですけれども、できれば町内業者、例えば近所にあるやまだ屋だとか、たくさんいろいろなものがある。そういったものもぜひ提携を結んでいただいて、事があったときには対応をとっていただく。

これは何でこういうことを言うかというと、昔、お米がなくなったときに、お米屋からお米が買えなくなった。お米をわざと出さないという部分があったんですね。そういったことがないように、ぜひそういったものも含めて提携を結んでいただければありがたいなというふうに思っております。その辺の考え、どうですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　大変よいご意見をお持ちでございますので、その点につきましても、検討していきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　竹渕議員、ちょっとお待ちください。大変申しわけないんですけれども。

質問の途中ですが、ここで休憩をとらせていただきます。

再開を午後２時10分とします。

（午後　２時００分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午後　２時１０分）

○議長（一場明夫君）　休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　備蓄に関しては、最後に町長にお尋ねしますけれども、備蓄は今後は食料等々していかない、そういう方向で考えているということですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　食料につきましては、災害の協定を結んでいる企業さんですとか、そういうものを勘案をいたしまして、できるものは備蓄をしないで、また想定される必要なものは、ものが出てくれば、あれば、そういうものは備蓄をする方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

備蓄する必要があると考えられるものが出てくれば。ないんですか。今、ないんですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　その点につきましては、十分によく調査をいたしまして、判断をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　判断が遅過ぎではないですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　遅過ぎるというふうなことをおっしゃいますけれども、よく検討、調査をいたしまして、行ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　いつまで検討、調査をするんですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　まず、必要なものを洗い出して、それからということでございます。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　町長も、約８年も町長をやっていて、これからまた考えるということで、非常に私とすれば残念であり、もういっぱいいっぱいなのかなというようなふうにとらえておきます。

それでは、次に学校に待機することを想定してのことで触れさせていただきました。

これ、町長の答弁によりますと、関係機関、教育委員会と協議してというふうに答弁されました。

教育委員会、教育長、どういうふうにとらえていますか。

○議長（一場明夫君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　一般の方々の避難所としての避難所になるということでの認識はしておりますけれども、具体的にどうということは、今後検討しなければならないと考えております。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。ぜひ早急に協議していただきたいというふうに思います。

一般の方が待機してくると同時に、学校が授業を行っている、そういった瞬間に物事があった場合は、子供がそこでストップされる、こういったこともあるわけですね。そういったものも含めて、当然今、何もやってないというのはもうわかっていますので、早急に検討、教育委員会は教育委員会として、この防災グッズや水、食料、または断水の対応トイレ、こういったものも視野に入れて、早急に検討していただいて、当然予算が絡むことですから、町長とも相談しなければいけないということになろうと思いますけれども、検討、検討で結

構なんですけれども、来年の編成はこれからやるんですよね、予算の。そうすると、行動とすると、次年度の予算に組み込めますか、その辺は。

予算ですから、町長。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、当然これから教育委員会等とも協議しながら、判断をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

防災については、本当にこれから、これからということで、一向に進まないというふうにつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

これからですね、ちょっと時間がないもんですから、幼児保育・教育についてお尋ねさせていただきました。答弁もいただきました。

７月10日、11日、２日間、私も計３回、３回とも出席をさせていただいて、動向を確認させていただきました。町長からの答弁もありましたように、資料が足りなかったとか、そういったものについてはお手伝いをさせていただき、スムーズに進行ができたというふうに考えております。

そんな中、町長の答弁にもありましたように、余り質問に対しての回答が検討する、検討するというような格好であったと思います。そういった中で、反省しているような答弁もありましたので、ぜひ10月の説明会においては、町長の保育料、保育時間などのトップの決断が遅過ぎではという私の質問に尽きるんではないかなというふうに思います。

私が考えるのは、教育委員会がこれだけちょっとごたごたしている。また、逆にちょっと言い方は失礼かもしれませんけれども、もたもたしている。これは全く町長のせいだと私は感じています。町長のやはり決断が遅過ぎです。

特に、子ども・子育て支援事業って、こういう計画の中はあれなんですよ。こども園というのは出てこないんです。急に出てきた話なんです。それはわかるんですよ。だけれども、要は時間と保育料が決まらない限り、教育委員会でのいろいろなものというのは決めていけない。もう詰まっちゃってきているんですね。ですから、町長の判断が遅過ぎって私は考えているんですけれども、その辺どうですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　先ほど申し上げましたように、文教委員会の提言書では、慎重に判断

をしていきなさいというふうなご提言もございます。竹渕議員には遅過ぎというふうなことでございますけれども、これにつきましては、本当に子育て過程の重要な部分でございますので、これからも誤ることのないように慎重に検討の上、決めていきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　何を言っているんですか。文教で慎重にって書いてありますよ。それは気を使って書いてあるんですよ。今になって、今でも決まってないから、そういうふうに書いているんですよ、基本的には。こんな、私たち委員会だって、委員会なんかそんなに開きたくないですよ。どんどん要するに教育委員会のほうからこうします。ああしますって出てくれば、提言書だって出す必要なかったんですよ。それを慎重にという言葉を逆さでとらないでくださいよ。それは違いますよ。

私だけじゃないと思いますよ。じゃ、私だけだと判断しているんですね。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　なかなか難しいご質問で、お答えできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　難しい質問一つもしてないんですね。ちょっと口調が速くなって、大変失礼いたしましたけれども、トップとしての決断が遅過ぎではということです。

トップとしてのきちっとした、保育に一番関心のある保育料、保育時間、これが決まっていないから、教育委員会そのものが全く機能しなくなっちゃったんですよ。今、機能しているんでしょうけれども。それも今、検討中ということで、何も答えていただけないということであります。

私にとってみれば、町長は唯一の町長ですから、来年の30年の開園、当然計画どおり開設できるということで考えているというふうに答弁しましたけれども、これは絶対開園しなきゃいけないんですよ。その辺の意気込みを聞かせてください。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　認定こども園、大変子育てに重要な施設でございますので、予定どおりに来年４月開設にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　ちょっと気になってしようがないんだけれども、遅過ぎではということで、答えようがないって言ったんですけれども、それと、私ども委員会とすると、９月１

日ですよね、提言書を出したのは。それでも遅いと思っているんですよ、みんな。ですから、それまでに決まってないから、そういう提言書を出させていただいたという経緯がわかりませんか。わからないならわからないで結構ですから、そういう答弁してください。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そこまで判断しかねるものではございませんでした。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　だから、遅過ぎなんですよ。新たな枠組みとして、認定こども園にするんですよね。町長の答弁にあったように、ただ単に幼稚園と保育所をくっつけるだけではなくて、こども園としての新しい機能を持ったこども園をつくっていくんだということを答弁なさったと思います。

そういった中では、今まで環境が違う園と園がくっつくわけですから、そういった意味では、非常に時間がなさ過ぎるし、本来であれば、昨年にはある程度もう今やっているようなことは決まっていて、そして７月の説明会にはきちっとした答弁ができたはずなんだと思います。ですから、遅過ぎだと言っているんです。

遅過ぎだっていう、じゃ感覚はないっていうことですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　竹渕議員のご指摘でございますけれども、議員としてそのように判断をなされるということでございますので、そのように受けとめたいと思います。

○議長（一場明夫君）　５番、竹渕議員。

○５番（竹渕博行君）　時間がないので、まとめたいと思います。

私個人の考えであればいいですけれどね。

それでは、災害について、少し述べさせていただきます。

災害時において、行政の使命として、住民の安全・安心を守ることは行政に携わる職員にとって誰もが感じ、義務感に思うところがあると思います。しかしながら、災害はあらゆる面において、職員がこれまでに経験したことのないものを想定し、対応できるよう考えなければならないと思います。

自分の身は自分で守る、これは災害などの基本的な考えですけれども、行政は災害時に置いて、国や関係機関と連絡調整等、住民がもとの生活に戻れるように尽力する必要があります。しかし、大規模な災害であるほど、地域住民との協力なしに復興の道筋は見えてきません。

例えば、避難所において、行政がリーダー的存在になり、行政がとれるよう期待しますし、常ひごろより連携が深められることはもちろんですが、万が一のときは迅速に行動がとれるよう、防災訓練だけにとどまらず、役場職員と地域住民との信頼関係を構築しておくことも大切です。それには、まず行政が率先して行動し、手本を示し、訓練等のきっかけを構築していかなければならないと考えます。

以上です。

○議長（一場明夫君）　最後は竹渕議員の意見だということで、執行部に聞いておいていただくだけでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　以上で竹渕博行議員の質問を終わります。

◇　根　津　光　儀　君

○議長（一場明夫君）　続いて、７番、根津光儀議員。

（７番　根津光儀君　登壇）

○７番（根津光儀君）　平成29年９月14日、第３回定例会の一般質問につきまして、議長の許可を得て町長に質問いたします。

現在、町は第２次総合計画策定の作業に入っております。現在執行中の第１次総合計画を下敷きにした新たな町づくり10年計画です。2040年の人口１万人を維持するために、まち・ひと・しごと総合戦略も起動しております。中澤町政は、現在、８年目であり、第１次総合計画の真っただ中で、その実現のために努力してきたと評価いたします。

難産の末実現した中学校統合、坂上小学校の校舎移転、道の駅あがつま峡の開設、ＰＦＩ方式による箱島小水力発電所の実現、吾妻ふれあい大橋の県事業移管による開通など、ビッグプロジェクトをこなしてきました。庁舎移転や保育所の統合も進行中です。こども園の開設に向け、現在もその制度設計に頭を悩ませていることと存じます。

７年半の間に岩櫃ふれあい公社の解散、国民宿舎吾妻荘の売却、岩櫃城温泉センターの閉鎖、特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理移行など、大なたも振るってきました。

しかし、よく考えてみると、つくっては壊し、つくっては壊しの行政のようにも思われます。

第２次総合計画策定に当たって、町長の政治理念の反映を期待するものでありますが、そもそも町長の政治理念とはどのようなものか明らかにしていただきたいと思います。

それには、何をどうするかという政策について語っていただくのが近道と思い、以下について質問いたします。

１、町長就任前にお持ちであった政策構想はどのようなものでしたか。

２、町長就任後それらはどのように実行されましたか。

３、町長としての８年間にはどのような政策を立案されてきましたか。

４、就任後立案された政策はどのように実行されましたか。

５、実現できなかった政策にはどのようなものがありましたか。

６、今、どのような構想をお持ちでそれをどのように実現していきたいとお考えでしょうか。時間的な視点も入れてお答えください。

７、第２次総合計画の策定に当たり町長ご自身の考えをどのように反映させていくお考えですか。

８、町づくり条例を制定する考えはありますか。

次に、放射性ヨウ素と甲状腺検診についてですが、平成23年３月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の大事故から７年がたちましたが、シイタケ栽培に用いる原木はいまだセシウムによる放射能数値が高く、栽培や経営に悪影響を及ぼしています。そんな中で、モニタリングポストの数値は下がってきて、いつの間にか新聞掲載もされなくなっています。

セシウムの害については、広く認識され、県内各地で空間線量が測定されていますが、放射性ヨウ素による汚染については、漠たる不安の中に押し込められています。当然ながら、そして今さらながら、さかのぼって測定することもできません。

事故当時、私たちはどのように過ごしていたのでしょうか。一体事故後10日ほどの間にどれほどの放射性ヨウ素が降り注ぎ、幼い子供たちにどのような危険が発生したのか、不安は尽きません。

そこで、以下のことにつき質問し、提案いたします。

１、平成23年３月11日から月末までの間どのように過ごしていましたか。

２、原子力災害の危険が我が町に及ぶとの予想をしていましたか。

３、放射性ヨウ素の危険性についてどのようにお考えですか。

４、我が町の子供たちに甲状腺検査の必要性があると考えますか。

５、現在の小学校１年生から３年生までの子供たちを対象に、国保診療所の協力を得て甲状腺のエコー検査を実施することを提案しますが、町長はどうお考えですか。

以上、一次質問として、この後、自席に戻って続けさせていただきます。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

まず、１項目めの質問でございますが、私は公約として、行財政改革の推進、お年寄りが健康で生き生き暮らせる町づくり、子育て支援、教育環境の充実、安全・安心の町づくり、地場産業の活性化などを掲げ、その実行に努めてまいりました。その全てが実行されたわけではありませんが、一つ一つが着実に実行されてきていると考えております。

行財政改革の推進におきましては、平成22年、事務事業の見直し、経費の節減を行うため、事務事業の評価委員会を設置をいたしまして、職員の計画的削減、職員給与の改正などを行ってまいりました。

桔梗館や特別養護老人ホームいわびつ荘、あがつまふれあい公園の指定管理者制度への移行、第２次集中改革プラン、それに続く行財政改革推進プランの策定、組織機構の見直し、総合戦略本部の立ち上げによる全庁体制での行革推進、ふれあい公社の解散、清算、岩櫃ふれあいの郷の役場本庁舎への転用改築の決定などでございます。

吾妻ふるさと大橋建設につきましては、当初、都市計画街路事業として18％の町負担を求められておりましたが、県に道路事業として事業がえをお願いし、町の負担金をなくすことで財政負担軽減につながりました。また、民間資金の活用から、県内初のＰＦＩによりまして、箱島湧水小水力発電所を建設をいたしました。このようなことから、財政指標、実質公債費比率、21年度決算が17.8でございますが、28年度決算では11.9、将来負担比率、21年度決算155.5が28年度決算57.6に改善をされております。

また、基金総額も、平成21年度決算では20億4,000万円でございますが、現在は50億円を超える段階にまで入っております。このような努力を行ってきたところでございます。

また、お年寄りが健康で生き生き暮らせる町づくりでは、肺炎球菌ワクチン接種補助の導入、老人向けのインフルエンザ予防接種補助の拡充、介護、認知症予防事業やふれあいいきいきサロンの推進などを行ってまいりました。

また、子育て支援、教育環境の充実では、県内初の幼児用ロタウイルス等のワクチン接種

事業、中学校の統合、中学校入学支度金の創設・拡充、子育てにこにこひろばの開設、放課後児童クラブの充実や交流自治体杉並区との子供交流を充実、障害者への教育支援の充実を行ってまいりました。

また、安全・安心の町づくりでは、防犯カメラの設置、防火水槽、防犯灯の町設置化、消防ポンプ自動車等の更新整備、関係機関との災害協定締結、地場産業の活性化では、おいしいお米のブランド化として「さくや姫」を商標登録。銀座ぐんまちゃん家での農産物等のＰＲ事業、道の駅あがつま峡のオープン、住宅新築改築等補助金の拡充、廃校舎を利用した民間事業者支援などを実行してまいりました。

また、町の将来に向けた整備につきまして、上信自動車道東吾妻町分の調査区間を工事区間へと格上げ、工事に着手しております。

植栗・伊勢線を上信道アクセス道路に認定及び事業開始しております。吾妻ふるさと大橋の完成、原町バイパス無電柱化に着手をいたしました。

今後におきましては、給食費の無料化など、今まで実行できなかったものの実現に取り組んで、東吾妻町の将来が明るく活気あるものとなるよう、着実に一歩一歩前進してまいります。

町村の自治政治は、町民と極めて近い密接したものでございます。町民と触れ合いを多く行い、そして多くの会話を交わしながら、町民の要望をしっかりとつかんで、東吾妻町の将来の発展のために努めてまいりたいと考えております。

次に、第２次総合計画の策定に当たり、町長の考えをどのように反映させていくかでございますが、現在、策定に向け、鋭意準備中でございます。町民アンケート結果や住民ワークショップ、総合計画審議会での議論を踏まえ、町長ヒアリングを計画中であり、住民の参画による内容を総合的に勘案しながら、町の考えを反映させてまいります。

最後に、町づくり条例の制定についてでございますが、第１次総合計画の町づくり基本目標の１つに、住民と行政の協働を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めてまいりました。また、その主要事業の１つに、（仮称）町づくり条例の検討を掲げてまいりました。

第１次総合計画の９年次となった昨年度、これまでの各種取り組みの蓄積を踏まえ、制定に向けた検討に着手いたしましたが、条例案の提案には現在のところ至っておりません。

次期総合計画の方向性としましては、引き続きこの制定に向けた検討を進めていくとともに、町政における重要な計画等の策定において、町民や各種団体、企業、町民と共有し、協働で取り組める議論の場づくりに努めていきたいと考えております。

さらに、活力ある町づくりのため、引き続きのご指導とご協力をよろしくお願いをいたします。

２項目めの１点目、平成23年３月11日から月末までの間、どのように過ごしておりましたかとの質問でありますが、３月11日、午後２時46分に発生をいたしました東日本大震災は、我が国未曽有の大災害となりました。東吾妻町は震度4.1で、人的被災はなく、建物被害も軽微なものになりました。ここ東吾妻町は、比較的安全性の高い地域であることは認識をいたしました。

当町と杉並区、吾妻町時代からの友好交流都市としておつき合いをしております。杉並区と南相馬市も、同じく災害相互援助協定を締結しており、震災後、杉並区の田中区長を初め、職員と電話での打ち合わせを行っている中で、３月16日の早朝、南相馬市、桜井市長と電話で話すことができました。南相馬市の避難所では市民があふれる状況で、遠方への二次避難が必要とのことでありました。同日午後１時、町所有のバスを含め５台に職員を同行させ、帰路の燃料を積んだ車両とともに、南相馬市へ向かわせました。翌３月17日、午前９時、最初のバスが帰着をいたしました。その後、岩櫃ふれあいの郷、コニファーいわびつ、天狗の湯、榛名吾妻荘の４施設に420名の被災者を受け入れ、その後、ふれあいの郷、コニファーいわびつに集約させ、避難所として支援を行いました。その間、町民皆様から多くの指定寄附、救援物資のご協力をいただきました。この非常時に人の心の温かさに感激をいたしました。

平成23年３月、予期せぬ大災害への驚愕と悲しみ、そして町として初めての被災者受け入れと支援活動の実施など、目まぐるしく忙しい３月でありました。

また、避難された小学生11名、中学生９名は、原町小学校、原町中学校へ編入させました。

東吾妻町の被災者支援の報道が多くなされ、４月には秋篠宮殿下・妃殿下が当町にお成りになられ、避難生活を送っている方々をお見舞いいただきました。避難所の皆様には心温まる時間だったと思いました。もちろん町といたしましても、光栄であり、うれしい出来事でありました。

次に、原子力災害の危機が我が町に及ぶと予想していましたかとの質問でありますが、率直に申し上げて、予想はしておりませんでした。これは町民の多くの方も、まさか原発の事故が発生して、遠く離れた群馬まで、その事故の影響が及ぶとは考えていなかったことと思いますが、町といたしましても、このような前例のない事態がいつ発生するかわかりませんので、今後も防災対策も充実をより進めてまいりたいと思います。

次に、放射性ヨウ素の危険性について、どのようにお考えですかとの質問ですが、原子力災害時の放射性ヨウ素につきましては、半減期が約８日ということで、現在はほとんど残っていないという状況でありますが、災害時に吸入した場合、甲状腺に蓄積され、甲状腺がんや甲状腺機能障害児のリスクを高めることが知られているといったことや、また乳幼児について、そのリスクはより高いといったことは承知をしております。

日本国内におきましては、予防薬として、原子力発電所の近隣住民に対して、安定ヨウ素剤を事前に配付するといったことが行われていることや、また福島県においては、事故発生時点で18歳以下の県民を対象とした健康調査が行われているとのことでございますが、群馬県では行われていないということは承知をしているところでございます。

次に、町内の子供たちへの甲状腺検査の必要性ですが、医療関係者などの意見も参考とさせていただいた中では、現在のところ、特にその必要性はないと考えております。

次に、小学校低学年の児童に対する甲状腺のエコー検査実施につきましても、その科学的、医学的な根拠、目的などのほか、諸条件等を総合的に判断させていただく中では、実施の必要はないと考えております。

ただ、原発事故が及ぼす健康への影響に不安をお持ちの方が少なからずいらっしゃることも事実でございます。今後も長期にわたり子供たちの健康を見守っていくことが責務であると考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　根津議員、よろしいですか。

７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　私の質問も、とうとうと質問いたしましたが、町長も８年間の在任期間中のことをとうとうと述べていただきました。

私は、比較的短目に一つずつを区切って質問したつもりなんですが、お答えはかなり１から６までをまとめて長くお答えいただいたようで、頭の中で、ちょっと私のほうでまとまらないのが実情ですけれども、せっかくの一問一答の自席の残り時間ですので、町長に質問をしていきたいと思います。

町長は確かにたくさんのことを実行されてきて、そして本当に大なたも振るったのだと思います。財政指標も向上してきているというのは、まさに評価すべき一面だとは思いますけれども、今、町長が先ほどお話しになったようなことというのは、実はそもそも総合計画の中に全て盛り込まれているものですよね。

私が伺いたいのは、町長が就任されたときに、既にこの１次計画は、総合計画はできていたわけですけれども、これを、では着実に実行していくことプラス給食費の無料化が町長の政策、あるいは政治の全てだったというふうに受けとってよろしいですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　給食費の無料化が全てだったという表現は、ちょっと私には当たらないかと思いますけれども、非常に東吾妻町も少子化というふうな中にありまして、また最近は子供の貧困というふうな問題も出てきております。

そのような中で、やはりこれからは東吾妻町は子供たちは地域で、また町で育てていくものだというふうに思っておりまして、そのようなことで、給食費の無料化というものを掲げたところでございます。

議員の皆様にもいろいろのお考えがあって、その家庭で給食食べることはお金を払って、持つのは当然なことである、原則であるというふうなご意見もありましたけれども、現在、子供たちの貧困等の話も出ておりまして、各家庭で困難な状況も出てきているところでございますので、今後も給食費の無料化について、十分に検討してまいって、実現していければ、私としてはいいかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　そうすると、今後も給食費無料化に向けて町長は政策を進めていくということ、それで、そうしますと、どのぐらいのスパン、時間的なものでそれを実現していこうとお考えなんですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、先ほども申し上げましたように、議員の皆様のお考えもございます。議員の皆様のお考えを給食費無料化へ向けてご理解をいただくようなことも進めていかなければならないと思いますので、時間的な面というものは、ちょっとここではお答えはできませんけれども、給食費の無料化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　実は、今回の一般質問のこのメニューでいきますと、随分とお互いに近接し合った質問もあるんですね。それで、給食費については、他の議員も質問の中心のメニューになっておりますし、私がここでそれを特に取り上げてやっていくというわけにはいかないんですけれども、町長が、中澤恒喜さんらしい政策というのは、そうすると一体何に

なってくるのかなというふうに思います。私のはこれだ、これを中心にやっていくのだというのがあったら、教えてください。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　私はこれだという絞り込んだ話ということではございませんけれども、いずれにしましても、今まで取り組んでまいりましたことがあちこちのテーマとしての構成をなしているわけでございまして、これからも東吾妻町の将来のために、子供や孫が本当に誇りを持って暮らせる、そういった町にしてまいりたいと思います。

それにつきましては、あらゆる施策等も実施をいたしまして、努力をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　そうすると、町長はあくまでも要するにこの町の中心にいる町長であるから、行政の中心にいるのだから、すべからく目を配っていくのだという多分視点でおっしゃったんだと思うんですが、実は私は町長より１年おくれてこの議会に地域の皆さんに送り出していただきました。そのときにお約束したことと、それからここに立って町長に一般質問で質問していることとありますけれども、１つは地域医療のこと、それから地域そのもの、地域おこしですね。地域が元気になるようにいろいろなことをやろうじゃないかということ。そして、まさに自分が住んでいる、自分を支持してくれた人、そういった人たちと意見を交換しながら、町政に反映させていくということをやってまいりました。

一番最初に町長に一般質問でしたこと、それは医療職を目指す人に対して給付つきの奨学金制度を創設することを考えてくれないかということでしたけれども、実はこれについては、昨年度の高校生議会の中で取り上げられて、そして町長はその後、積極的に取り組んでいくというお考えでした。

給付型奨学金、29年度中に制度設計をし、30年度の予算には盛り込むというふうに一般質問の中でお答えいただきましたけれども、これ、現在、どんなふうに進んで、どんなふうにやれというふうに指示をしているんでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、その課題成立に向けて、教育委員会のほうで制度設計行っておりますので、前向きにしっかりと取り組んでおります。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　そうすると、次の予算が上がってくるから、よく見ろと、そういうふ

うに言ったということで受けとめてまいりたいと思います。

また、安心出産サポートというようなことでお願いしたの、これは本当に努力していただいて、あっという間にこれを実現していただきました。同じように、やはり医療にかかわることなんですけれども、町民の安心・安全の中で、ドクターカーを設置すること、それ、研究してくれないか。できれば、実現に向けて踏み込んでほしいというふうに言ってまいりましたけれども、町長はその辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ドクターカーにつきましては、県の医務課等でのご意見等も伺いながら検討したところでございますが、今後も実現に向けて、広域消防本部、あるいは病院の皆さんとも協議を重ねて、十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　そうすると、協議を進めているということなんですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これから進めるということでございます。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　ぜひ協議を本当に進めていただきたいと思います。

そういったことで、町長、やはり地域の人たちが強く望んでいるものを政策として、こういう気持ち、こうなったらいいと思っているものを本当に姿として実現していただきたいと思います。それを皆さんに訴えて、町長としてやっていっていただきたいと思います。

特に、ハードは目に見えているので、私どもからも、あるいは町民の皆さんからも非常にわかりやすいですけれども、私たち、ここで、じゃそれを実現するためにどうなんだって目を落としたときに、驚愕するぐらいのお金がかかっていくんですよね。ハード中心の町政ではなくて、アイデアを職員、あるいは町の人たちから募って、そしてより暮らしやすい町を目指してほしいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　根津議員から、町民の皆様からの要望というものを的確に把握して、そして町づくりに生かしていくということでございますので、これからもそういう方向でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　次に、放射性ヨウ素のことに話を進めたいと思います。

町長、お答えの中で、３・11から３月いっぱいのことについて、公務で非常に大変だった。いっぱいいろいろなことがあったというようなことをおっしゃったんだと思うんですけれども、一般の人たち、私たちですね。私たちはそのとき、その一連の出来事を見て、ああ、あちらから皆さんがやってくるなと。そして、私たちもできることがあったら協力したいというふうに思いました。でも、そのときに、自分の身にやはり何かが及ぶということは全く考えていませんでした。まして、ここに放射性物質が降り注ぐということは考えていなかったんです。ですから、極めて無防備だったんですよね。

そういったことで、今後、こういうことってまたどこかであるかもしれない、そういう思いは、これについて何らかの対策をしていかなくてはいけないと思うんですけれども、その辺は町長はどうお考えですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね、本当に放射線の被害というものを想定したものでございませんでして、そのようなことから、非常に驚愕をしたということでございます。

こういった経験を踏まえましたので、これからも放射線被害につきましても、我々町民にとって、最少の被害になるような、そういったものを考えて、取り組んでいかなければならないと思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　私は国保診療所の先生ともお話ししました。端的に言いますと、町長が一番最後にお答えになった甲状腺のエコー検査は、科学的根拠がわからないんでしませんというお答えでしたが、診療所の先生も同じ考えですからあれなんですけれども、その根底には、診療所の先生には甲状腺の小児のエコー検査をする技能がない。それから、もし検査をして、異常なしとなった後で異常が見つかったときは、私はどういうふうに責任をとるんですかということが言われました、私には。調査の中で。そういうことです。

実は、県に問い合わせたところ、県は安定ヨウ素の備蓄はしていないそうです。現在、ヨウ素剤の備蓄や有事の配布、投与の計画はありません、これ、県。ですが、原発所在地の５キロ圏内は備蓄の義務があります。30キロ圏内において、避難するときは、行動の前に投与すること、これが決められているそうです。

ところで、我が町へ避難してこられた福島の皆さんは、これを投与されてから来たのでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　甲状腺の関係の投与につきましては、当町へ来た被災者の皆様にはなかったと思っております。

南相馬市を出るときに、その人の体全体の放射線量がどの程度あるかという検査をして、それでこの人は大丈夫ですよという証明書をたしか胸に下げてつけておりました。そういうものは行ってきたと思っております。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　結果的に言いますと、そのとき、国の対応は非常に粗末であった。そして、何もできていなかったというのが実情だと思います。

ところで、同じようなことがまたあるかもしれないと思ったら、同じ災害協定をしている中で、そうしたら我が町は備蓄をしていかなくちゃいけないんじゃないですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、どうも私もちょっと考えていなかった部分でございますけれども、これにつきましても、現在、南相馬市がどういう対応をしているのか、そういうものもお聞きいたしまして、今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　７番、根津議員。

○７番（根津光儀君）　南相馬の人がここへ来られるときも、実は町村の関係からいえば、縁のあるところから、縁のあるところからというふうに２段階でここへ来ているんですね。同じような行政のつながりというのはほかにもあるかと思います。同じように、原発のそばのところに縁のある方がここへ来ることもあるかもしれない。そうすれば、やはり国の現在の体制で、本当にこれが危険をしょってしまった人たちに投与がされるかどうかっていうのはわからないとなれば、我が町でも、これは備蓄を考えておいたほうがいいのではないのかな、そういうふうに私は思います。

そして、検査についてですけれども、これは私の迷信やひとり勝手なことで言っていることでないし、またこういう検査を考えることは、まじないをしてくれと言っているわけではないので、その辺はどうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　町長、最後答弁ありますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　根津議員につきましては、放射性ヨウ素、甲状腺検診等につきまして、大変にご研究をなさっておりまして、きょうはお話をお伺いさせていただきました。

今後も、本当に考えられないような事態が起こるかもしれませんので、十分にこの点につ

きまして調べて、調査をして、また研究をして、必要となれば、そのような準備も進めていくことは必要かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　以上で根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後３時20分とします。

（午後　３時０５分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午後　３時２０分）

◇　須　崎　幸　一　君

○議長（一場明夫君）　休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

13番、須崎幸一議員。

（１３番　須崎幸一君　登壇）

○１３番（須崎幸一君）　ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問をいたします。

私たちは、少子高齢化が加速する中で日々暮らしております。生活環境の向上を図り、豊かな自然を守り、住みよい町づくりに取り組むことが大切なことであると思います。

今回の質問として、町の自然環境の保全の観点から、具体的な事例を含めて質問をいたします。

最初に、河川環境の保全についてですが、当町には山合いにある沢を含めて、多くの河川が存在しています。そうした中で、過去において、大雨のとき、坂上地区の見城川では水質汚濁が見られ、地域住民からの不安の声が聞かれたことがあります。いまだに水質汚濁の原因は特定できずに、不明のままに今日に至っております。町でも水質検査や原因の調査に乗り出していると思いますが、町として、条例等を制定して、水質汚染防止に向けて規制をすべきであると考えます。

次に、箱島地区は鳴沢川を中心に蛍の生息地として有名になっていますが、これは地元の方々により蛍の環境保護活動は続けられております。そうした中で、蛍のえさであるカワニナ等を捕獲していく人も見受けられます。そうしたことをかんがみまして、紛争防止策として、蛍の保護に関するルールづくりが必要ではないでしょうか。

次に、温川や今川などでの渓流釣りでは、現在でも放射能汚染の影響により、釣った魚は持ち帰りができないと聞いていますが、今後の対策として、町ではどのようなことを考えているのか。

除染対策事業についてでございますけれども、東京電力福島第一原発事故による放射能被害は、当町においても影響を受けました。いまだに未解決の部分があります。その１つに、除染された土砂等はそれぞれの場所で一時保管されていると思います。現在の状況と今後の見通しについて、どう考えているのか。

最後に、自然環境の景観についてでございますが、「住民が誇りを持って暮らす町」の町づくりの一環として、将来に残しておきたい自然の風景を写真コンテスト等で広く町民に募り、選定することはできないでしょうか。この町の自然環境のすばらしさを再認識することのきっかけにつながると思いますが、いかがでしょうか。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

河川環境の保全について、１点目の見城川の水質汚濁についてでございますが、地域住民から、見城川の水が濁る、泡が出ているという連絡をいただき、その都度、町民課、農林課、県の環境森林事務所等と調査を行っておりますが、その原因は特定できない状況にあります。

水質検査につきましては、見城川支流の後所谷戸地区で実施しておりますが、排水基準について、基準値以内となっております。

水質汚濁が懸念されている畜産につきましては、榛名西麓地域に事業を展開しております。畜産事業者に対しましては、外部の者が施設内へ出入りすることは伝染病の懸念がありますが、毎年、東吾妻町家畜排せつ物管理適正化巡回指導班設置規程に基づき、関係する県、町、ＪＡで巡回指導を行い、家畜排せつ物の適正管理を指導しております。本年度も７月27日、28日に実施をし、その様子は今月号の広報ひがしあがつまにも掲載しております。

また、畜産事業者が行う排水の高度処理装置等の設置につきましても、県の補助制度があります。町でも補助制度を創設し、補助金の上乗せを行うこととしております。今年度、１事業体に対し補助を行い、畜産の環境負荷の低減と河川等の環境保全に努めてまいります。

なお、水質汚濁防止につきましては、水質汚濁防止法及び群馬県においては条例により上乗せで規制されております。

町としても、条例等の制定による規制については、国の法令、県の条例等の内容を検討した中で、今後の検討課題と考えております。

今後も、県等の関係機関と連携をし、水質汚濁防止の指導、監視を行っていきたいと思います。

２点目の蛍保護活動と保護に関するルールづくりですが、箱島地区の蛍は、ホタル保護の会を中心として、長年にわたる地域の方々の環境保護活動によるものと認識しております。また、蛍の時期には、県内外から多くの方が見学に訪れるとともに、町内小学生を対象とした蛍学習会なども開催されております。

町内各地域で蛍が舞う環境づくりは、東吾妻町の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためにも重要と考えていますので、保護に関するルールづくり等については、地域住民の方の意見を伺いながら、今後検討していきたいと思います。

続きまして、温川や今川などで放射能汚染により釣った魚は持ち帰りができない。今後の対策はとのことでございますが、イワナ、ヤマメにつきましては、吾妻川のうち、岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの間、支流を含め、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限となっております。国の出荷制限指示であるため、今後も動向を見守りたいと思います。

吾妻漁協では、イワナ、ヤマメの保存、保護のため、稚魚の放流を行っており、出荷制限解除になった際には、入漁者がイワナ、ヤマメ釣りを楽しめるよう、対応を行っております。出荷制限のないマスにつきましては、漁協で行うマス釣りにあわせ、今年度、町内の河川に950キログラムのマスの放流を予定しております。

また、吾妻郡東部３カ町村の漁業者による群馬県水産多面的機能発揮対策地域協議会の活動指針に基づき、吾妻地域活動組織や河川湖沼における環境生態系保全及び多面的機能の理解、増進を目的に、河川清掃、放流体験、学習会などを行っておりますので、この活動に対しましても補助をしてまいりたいと思います。

次に、除染対策事業についてですが、現在、除染を行って排出された除去土壌及び除草し

た草などの廃棄物は、それぞれの現場で一時保管されており、保管場所において、定期的に放射線量測定を行い、地権者等に報告をしております。

なお、測定結果は基準値以内で、特に高い値は出ておりません。

今後の見通しですが、除去土壌処分に当たっては、先週の９月４日に環境省において第１回の除去土壌の処分に関する検討チーム会合が開催をされ、今後、埋め立て処分する場合の安全性を確認する実証事業を行うという方針でございますので、その結果等を受けて、国からの指示により対応してまいりたいと考えております。

次に、「住民が誇りを持って暮らす町」の町づくりの一環として、将来に残しておきたい自然環境を写真コンテスト等で広く町民に募り、選定することはできないかとのご提案でございますが、町では、観光協会が主催し、平成27年度において、これまで行われてまいりましたふるさと祭の写真コンテストを拡充して、東吾妻町フォトコンテストを実施しております。目的は、東吾妻町を広く紹介する写真で、風景、自然景観、お祭りやイベント、風俗風習など幅広く募ってまいりました。応募作品は全部で136点、このうち町内在住者は19点、８名の方から応募いただきました。入選作品につきましては、ポスターや観光パンフレットなどに活用したり、杉並区役所のロビーにおいて観光写真展を行っております。

また、同様に吾妻観光連盟や国八ッ場ダム工事事務所でも写真コンクールが開催をされ、東吾妻町を題材とした作品が多く寄せられております。作品は、写真技術もさることながら、構図や切り口によって、東吾妻町の新たな発見が毎回あります。

議員ご提案のように、自然のすばらしさを感じていただいて、東吾妻町を知ってもらい、来てもらう。町民にとっては再認識してもらうきっかけづくりになると思いますので、自然環境、自然景観などにテーマを絞った募集なども観光協会と連携しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　13番、須崎議員。

○１３番（須崎幸一君）　最初に、河川環境の保全についてでございますけれども、大雨が降ったときに、坂上地区の見城川の事例で申し上げましたけれども、これにつきましては、過去に何回か水質汚濁について、一部住民から問題視された経緯があるということは町側も承知していると思います。

ただ、原因が人為的なのか、自然現象なのかは不明です。これからも水質汚濁が起きるのではないかという地元住民の皆さんの中には心配している方もおられます。見城川を農業用

水として利用している方もおりますので、地元住民や関係者の皆さんに対して細かな調査を行っていただき、原因究明に私は努めるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　見城川の水質汚濁の件ですが、原因が特定できないという状況の中でございますけれども、これからも関係機関と連携をして調査を進めまして、特定できれば、その対策を図りまして、きれいな水づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君）　13番、須崎議員。

○１３番（須崎幸一君）　次に、箱島地区の鳴沢川を中心とする蛍の環境保護についての質問をさせていただきましたけれども、蛍の生息については、町全体として調査した中で、蛍保護についてのルールづくり、これを検討したらいいかなと思うんですが、町長、どのようなお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　蛍、東吾妻町の他の地域でも出るところがございまして、新巻の公園周辺でも蛍が出ておるということでございます。

蛍保護も大変重要な部門だというふうに思っておりまして、今後もほたる保護の会の皆様のご意見もいただきながら、蛍保護に関するルールづくりにしっかりと取り組んで、また「蛍の舞う東吾妻町」というふうなキャッチフレーズができればいいかなというふうに思っております。

○議長（一場明夫君）　13番、須崎議員。

○１３番（須崎幸一君）　町全体の中で蛍の生息地というのを調査していった中で、ルールづくりを決めていただきたいということだったんですが、それでやっていただけるということでよろしいんでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうでございます。町全体でかなり出るところもあるかと思います。蛍のマップなどもできればいいと思いますし、それに関する保護に関するルールづくり等も必要と思っております。

○議長（一場明夫君）　13番、須崎議員。

○１３番（須崎幸一君）　次に、除染対策事業についてなんですが、先ほど町長がお話ししていた９月４日の新聞等で報じられたところでは、除染土の安全な処分についての実証実験を

行う方針が環境省で明らかにしたということでございますけれども、今の説明ですと、国からの事業による対応というふうなお話でしたけれども、町として、積極的にこの除染で生じた土の処分方法を示すように働きかけをすべきだというふうに思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　東吾妻町も放射線量の被害があって、土壌を除去した部分はあるわけでございますので、この今後の処分につきまして、国・県に対しまして積極的にお願いをして、早急に除去方法を示していただいて、実施をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　13番、須崎議員。

○１３番（須崎幸一君）　ぜひ積極的な働きかけをすべきだというふうに私は思います。

次に、自然環境の景観についての再質なんですが、この町には自然の豊かさを感じさせる景色がたくさんあると思います。そうしたものをもう一度掘り起こして、住民の皆さんに周知することは、環境意識の向上を図ることになると思っております。この点について、もう一度町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　東吾妻町には自然の豊かさ、非常に自然の景観のよいところが岩櫃山や吾妻渓谷以外にも存在をしているということは確かでございますので、これからも写真で皆さんにそういうところを撮っていただいて、そして広くＰＲをしていただいて、そしてこの東吾妻町においでをいただくような、そういった写真のコンクール等も行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　13番、須崎議員。

○１３番（須崎幸一君）　ぜひですね、できれば選定委員会等設置した中で、自然環境の風景を決定することが私はよいかなというふうに思っております。

自然環境の保全について、今回幾つか具体的な事例を出して質問をいたしました。町単独で解決できる問題ではないと思います。それぞれの関係する機関と連携を密にして対応していただきたいと考えます。最後に町長の答弁をお願いします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　自然環境、大変ここに住む我々にとって大切なものでございまして、この保全につきましては、しっかり取り組んでいかなければなりません。そのためには、国や県の協力、ご指導もいただいて取り組んでいかなければならないと思っておりますので、

今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（一場明夫君）　お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす９月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君）　本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　３時４１分）

平成29年９月15日（金曜日）

（第　４　号）

平成２９年東吾妻町議会第３回定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２９年９月１５日（金）午前１０時開議

第　１　町政一般質問

第　２　発委第２号　意見書の提出について（市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	一場明夫君	２番	里見武男君
３番	小林光一君	４番	重野能之君
５番	竹渕博行君	６番	佐藤聡一君
７番	根津光儀君	８番	樹下啓示君
９番	山田信行君	１０番	茂木恒二君
１１番	金澤　敏君	１２番	青柳はるみ君
１３番	須崎幸一君	１４番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木　聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝　仁君
税務課長	黒岩康茂君	農林課長	丸山和政君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	高橋　修君

会計課長兼会計管理者	松井秀之君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局補佐	水出　淳
議会事務局補佐	髙橋智恵子		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくださいますようあわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君）　日程第１、町政一般質問を行います。

◇　里　見　武　男　君

○議長（一場明夫君）　最初に２番、里見武男議員。

２番、里見議員。

（２番　里見武男君　登壇）

○２番（里見武男君）　おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東吾妻町公共施設等総合管理計画及び空き家等の利用に関する意向調査報告書について、また、ひがしあがつま暮らし「お試し移住用住居」の利用状況について、吾妻ふるさと大橋開通に伴う町道の安全対策の４点について質問いたします。

１点目の東吾妻町公共施設等総合管理計画について質問いたします。

我が国においては、公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においても厳しい財政状況が続く中、今後人口減等により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体を把握し、長期的な視点のもと更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うよう平成28年度末までに公共施設等総合管理計画の策定の取りまとめを行うよう総務省から通達され、当町でも東吾妻町公共施設等総合管理計画がことし３月に策定されました。

本町では、昭和50年代から平成10年前後に建設された施設が多くあり、これらは今後30年以降に更新時期が集中することが予想され、計画期間を40年としたということです。総合計画の中で公共施設等の将来の更新事業の見通しについて、公共施設については40年間で374億円で、１年当たり９億4,000万円、投資的経費実績額の水準となっていますが、インフラ施設においては40年間で660億円と推計され、１年当たり16億5,000万円で投資的経費実績額の5.9億円に対し2.8倍となり、合計1,034億円ですが、この根拠について伺います。

次に、公共施設とインフラ施設の将来の更新等費用を換算すると１年当たり26億円かかる見通しだが、投資的経費実績額約15億円であることから年間では11億円削減する必要になり、投資的経費実績額以内に抑えるには更新等費用を40％削減する必要なことから、公共施設の延べ床面積も40％削減する目標としましたが、どのように削減していくのかお聞きします。

次に、十分な利用が図れない施設については他用途への転換や複合化を検討とするとあるが、具体的に何をするのか伺います。

２点目の空き家等の利用に関する意向調査報告書がまとまりましたが、今後の方針やスケジュール等を伺います。

３点目のひがしあがつま暮らし「お試し移住用住居」の利用状況について伺います。

４点目の「吾妻ふるさと大橋」の件ですが、私も昨年９月の定例会で一般質問で吾妻ふるさと大橋の早期開通をお願いし、予定より半年早く、町長初め、執行部のご尽力で開通することに感謝申し上げます。いよいよ明日開通式、17日正午開通となります。開通に伴い、下郷区町道の通行車両の増加が予想され、浅間神社付近のＳ字カーブは道幅も狭く、歩道もな

く、高齢者が多く居住しており、危険なため早目の対策をお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいです。

以上、４点について質問いたします。このあと、座席にて質問いたします。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　おはようございます。

それでは、里見議員の質問にお答えをいたします。

１項目め、東吾妻町公共施設等総合管理計画についての１点目の質問ですが、町では公共施設等の管理運営を計画的に進めるために東吾妻町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。町の施設は昭和50年代から平成10年前後に建設をされた施設が多く、建築後30年を経過した施設は、公共施設全体の38.7％を占める状況であります。このような状況から、中長期的な視点で計画を進めるため計画期間を40年といたしました。1,034億円の推計ですが、平成28年度から67年度の40年間における公共施設の更新時費用が１年当たり約9.4億円、インフラ施設、上下水道、道路等の更新費用が１年当たり約16.5億円で、合計では約25.9億円となり、40年間で1,034億円と推計されるのであります。一般的に鉄筋コンクリート作りの建物は建築後30年程度で大規模改修、60年程度で建てかえが必要とされております。そのため、今後30年以降に更新等の時期が集中することが予想されるため、このような推計となりました。

２点目の質問でございますが、この推計をもとに公共施設の維持管理を計画的に行うことを目的としております。一度に大改修を行うと財政負担が大きくなりますので、計画的に公共施設の統廃合が可能な施設の検討や目的を達成された施設の廃止、除却をしていくものであります。策定されました公共施設等総合管理計画では、施設整備にかかる更新等費用を40％削減することを目標としております。このことは公共施設そのものを減らしていかなくてはならないということも考えられます。また、施設を除却して新たな土地の利用、売却等を検討していかなくてはなりませんが、必ずしも更新等費用40％削減することが延べ床面積を40％削減することになるかはわかりませんが、目標として策定をいたしました。

具体的には、廃校になった旧東中学校の校舎は民間企業へ貸付しておりますし、旧坂上中学校は小学校へ転用し、小学校の校舎等は除却処分をしております。単年度に施設管理費用への財政負担が大きくならないよう計画的に改修、除却を進めるための計画であります。

次に、２番目の空き家等の利用に関する意向調査報告書がまとまったが、今後町としてどのような方針で進むのかでございますが、昨年度実施した意向調査を踏まえ、策定した空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家対策ロードマップに基づきまして進めてまいります。詳細につきましては、11日に開催をされました地方創生調査特別委員会でもお示ししたとおりでございますが、大きく分けて意向調査を踏まえた現状と課題の整理、条例等の整備、実施体制の整備、空家等に関するデータベースの整備等、また空家等対策計画の作成の５つの項目につきまして、今年度中の完了を目標に順次進めていきたいと考えております。なお、このロードマップに基づきまして、今定例会で空家等の適正管理及び利活用に関する条例につきましては上程させていただきまして、ご議決をいただいたところであります。

３項目めのひがしあがつま暮らし「お試し移住用住居」の利用状況はでございますが、皆様ご承知のとおり、昨年度末に旧坂上診療所の医師住宅を活用し、お試し移住用住居を整備いたしました。今年度に入って数件のお問い合わせもいただき、群馬県の移住相談、相談窓口であるぐんま暮らし支援センターでもお問い合わせをいただいていると聞いておりますが、現状では残念ながら利用の実績はございません。今後は、原町駅周辺の空き家を利用したお試し移住用住居を整備するなど、利用者のニーズに幅広く対応できるよう引き続き検討していきたいと考えております。また、お試し移住用住宅は県内でも数少ない施設でございますので、有効に活用し移住・定住につなげていきたいと考えております。

４項目めの吾妻ふるさと大橋開通に伴う町道の交通量の増加対策はについてでございますが、都市計画道路３・４・５原町駅南口線につきましては、平成14年度に街路事業として着手し、平成22年度より主要地方道高崎東吾妻線の一部として道路事業により橋梁及び取りつけ道路工事が進められ、16日午前９時から開通式を群馬県と東吾妻町で挙行することとなりました。なお、一般供用開始は翌17日日曜日の正午になると聞いております。

この吾妻ふるさと大橋は吾妻川を挟んだ原町と川戸を結ぶことにより、工場誘致により交通量が増加している町道金井・川戸線等の大型車の通行距離の軽減につながると考えております。反面、主要地方道渋川東吾妻線の槻木交差点付近における朝晩の渋滞回避のため、吾妻ふるさと大橋を利用することも想定されます。

なお、現在計画が進められております上信自動車道の開通に合わせて、（仮称）川戸インターチェンジまでの延伸が計画されておりますし、町といたしましても岩井交差点から川戸までの町道を拡幅し、地域住民の安全と利便性の向上のため道路設計を現在進めているところであります。上信自動車道吾妻東バイパスの用地買収につきましては平成30年度からと伺

っております。町道拡幅につきましても遅れることなく進められるよう計画をしております。土地所有者の方々の協力なくして進めることはできません。議員各位からのご助言をお願いいたします。なお、工事につきましては、議員ご指摘の歩道がない部分からの着手を優先させるべく、上信自動車道建設事務所と調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　里見議員、よろしいですか。

２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　この公共施設等総合管理計画の計画期間が40年ということなんですが、40年というと実感がなく、理念のみの計画となってしまう懸念がありますが、町長の考えはどうですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、公共施設の状況等を十分に把握して、そしてその取り扱いをどうやっていくかという計画でございますので、やはりある程度長期間の計画期間を持って行うことが重要かなと思っております。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　40年という長い間ですが、本当に気の遠くなるような期間なんですけれども、それはわかりました。

それと、公共施設の保有状況の中で学校教育経営施設が、失礼しました。その他が19.1％あるんですが、この中身というのはどのような施設なんでしょうか。６ページのその他なんですが、ちょっとその他が大分、20％近いんで、お願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　すみません、ちょっとその詳しい内容がちょっと手元にございませんので、後でご報告をいたします。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　この円グラフの中で20％近いもんですから、ちょっと気になりました。じゃ、あとで報告お願いいたします。

次にですね、当町の公共施設は146施設があるんですが、延べ床面積10万2,000平米で、町民一人当たり5.5平米で、関東地方の類似団体の1.5倍らしいんですが、その中で施設分類型延べ床面積の中で32.8％が学校教育施設なわけですが、以前からあります小学校の統合問題、これは第２次総合計画策定方針の中にも盛り込まれては、ちょっといないんですが、

この統合問題が実現できれば40％、延べ床面積削減計画に寄与すると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね、５小学校ございますので、統合となれば削減も進むということでございますけれども、やはり小学校教育、子供たちの将来にとって大変重要な部分でございますので、やはりこの小学校期間というものは地域の皆様方、お年寄りからお父さん、お母さんの年代を含めて地域全体で小学生を育んでいこうという教育方針で、現在のところ極力統合せずに地域教育を含めて考えるということで存続をしているところでございます。極力、そのような観点から進めてまいりますので、本当に複式学級がふえてしまうというふうな状況になれば、また状況も考えながら統合というものも進めなければならないと思いますが、現在のところは統合は考えずにいきたいと思っております。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　公共施設等総合管理計画の内容を、どのような理由で、また再編管理計画になるということを今後各分野で町民の皆さんに説明会や周知を行う必要があると思うんですが、その辺の計画はどうなっていますでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ご意見の点でございますけれども、これにつきましては毎年行っております町政懇談会、５地域をめぐって町政の状況等もお話しして意見交換を行う場でございますが、その中でこの総合管理計画につきましてもおつなぎをして、町民の皆様のご意見もいただければと思っております。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　この公共施設等総合管理計画、まだ３月に策定されたばかりですが、町民の方も余りまだご存知ないかもしれません。そういったことで、町政懇談会は来年なんですが、その前に町報等でお知らせしたほうがいいような気がしますが。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　パブリックコメントを経て制定をし、またホームページで掲載をしておるということでございます。今後、それで不足であれば、また広報等に掲載をしながら周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　特にインフラ施設においては、人口が減少しますけれども、なかなか

インフラ施設については減らせない面があると思うんですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そのとおりだと思います。やはり、インフラ、人口が減ってもインフラ等の整備、設備、なかなか除却できるものではございませんので、そういうことになるかと思います。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　それでは、空家利用に関する意向調査報告書についてなんですが、この報告書の中で空き家を所有されていると思われる方416名に調査票を送って、264件の回答があったそうですが、そのうちの９割約237戸の空き家があるということでよろしいでしょうか。回収率が63.5％でなかなか正確な空き家データが得られていないと思いますが、平成22年の空き家数は260戸ありました。それで、空き家を所有されていると思われる方が416名いるんですが、ということは約400戸ぐらいは空き家、この東吾妻町にはあるということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　空き家数につきましては、それぞれ４種類の住宅に分かれておりますけれども、トータルいたしますれば900を超える空き家があるという現状の調査がございます。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　前に800人の方にこの意向調査、アンケートですか、送る予定なんていうのがあったんですが、それが今回416名になったということで、800人というのは約、先ほど、今、町長が言われました約900戸あるということで、大体合ってますか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　平成25年の住宅土地統計調査でございます。その結果でございますので、調査方法等もちょっとはっきりつかめませんけれども、その調査によれば900を超えるものがあるということでございます。それで、アンケート調査につきましては、住所がはっきりしている方にアンケート用紙をお送りしたものの集計だということでございます。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　この空家調査報告書の中で、空き家を所有している人が町内の方なのか、町外の方なのか、それはちょっとうたっていないんですが、その辺の状況はいかがでし

ょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　アンケートにつきましては、町内の居住者に向けた調査でございます。

○議長（一場明夫君）　里見議員に申し上げますが、調査結果報告書の確認も必要な部分もあるかと思いますが、本質的な議論を濃密的にしていただくように、ちょっと配慮していただければと思います。

２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　空家対策のこのロードマップ、ここには計画があるんですが、この中で空き家等の所在地を一覧表にして、または地図上に示したものとあるんですが、これがことしの11月までに策定できるのでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、11月までに作成をするということになっておりますので、進めてまいります。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　お試し移住用住居について、先ほど町長が、原町近辺にも計画したいということなんですが、私も坂上のお試し住居を見に行ってみました。そしたら、これ、東京の人が、例えば地方、東京の人でもいいんですが、都会の人がここにお試し住居があって、これを一目見て泊まっていっていただけるのかなというような外観ですね、ちょっと貨車を改造したような何かそんなようなイメージだったんですが、やっぱり、そういう意味で古民家でなくても、民家風のお試し住居をぜひつくっていただきたいと思います。

それと、先ほど、吾妻ふるさと大橋ですか、道路が危険だということを私、申したんですが、そういったときに例えばカーブに、道路に「危険」とか「徐行」とか「最徐行」あるいは看板でもいいんですが、そういうのを立っていただければ、高齢者の方も少しは助かるかなと思いますんで、町長のお考えをお聞きします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　非常に浅間神社の前の通りは狭くて確かにカーブで危険でございますので、安全性を確保するためにそういった標識類等も極力つけてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それでは、先ほどお尋ねになりました公共施設等総合管理計画の中の施設のその他につきましては、管理計画の37ページに（12）ということで集会所でありま

すとか、直売所、トイレ、各駅のトイレですとか、旧岩島第一、第二小学校でありますとか、そういうものを丸めて、含めてその他としております。

○議長（一場明夫君）　２番、里見議員。

○２番（里見武男君）　わかりました。ありがとうございました。

最後に、公共施設等総合管理計画は今年度から平成68年という長いスパンで計画されていますが、計画期間が長いということで後回しのないようなスケジュール管理をしていただきたいと思います。最後に町長、一言お願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　東吾妻町公共施設等総合管理計画策定をいたしました。里見議員のお尋ねのように当町の施設、数多くございますので、この管理についてしっかりと施設の状況等も把握して、しっかりとした管理を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

以上で、里見武男議員の質問を終わります。

◇　青　柳　はるみ　君

○議長（一場明夫君）　続いて、12番、青柳はるみ議員。

（１２番　青柳はるみ君　登壇）

○１２番（青柳はるみ君）　議長の許可を得て、通告に従い２項目の質問をさせていただきます。

１点目、ＡＥＤのコンビニ設置についてです。町民・子供たちの文化活動の拠点整備の２点について伺います。

１点目は、現在ＡＥＤの必然性の観点から町内施設に設置済みであると思いますが、設置数及び設置場所、使用できる時間帯の確認をさせていただきたいと思います。ＡＥＤの必要時には時間も場所も想定できません。現在の場所は公共施設が主な場所であることから、夜間は無人であることや鍵がかけられて緊急時には使用できないことが想定されます。

そこで提案ですが、町内には24時間営業のコンビニが６店舗あります。コンビニは夜間も明かりがつき、店員さんも複数人います。何かあったときに、誰もが知っているコンビニに

駆け込むことができます。このような環境整備がこれからは必要と考えます。落とさなくてもよい命を救うためにも、備えあれば憂いなしです。お店には置いていただく協力を願い、使うのは町民です。電池交換はどうするか検討が必要ですが、命を守る観点から早急な対応が必要と考えます。県内では、10月１日から前橋でコンビニ設置がスタートすることになっております。

また、中学校卒業時までにＡＥＤの講習を終了できるような取り組みが必要と考えます。そのような場面に遭遇しても慌てず対応できること、そのような意識を常に持っている人をふやしていくことが必要だと思います。町長のお考えをお聞きします。

２点目に、町民の文化活動と拠点となる施設について伺います。我が町では、中央公民館・地域振興センター・各公民館・集会所などで、自分の趣味や得意分野を生かして町民みずから講師となり活躍し、高齢者や主婦の皆さんが生き生きと集う姿が見られます。町内にはたくさんのすばらしい方々が活躍されていることを再認識しております。原町にある中央公民館は毎日盛況に運営されていることを見ても、町内全域を対象にした場合、原町地内にあることが必然です。庁舎移転時に空き施設も出てくると思われ、それらの有効活用も考え、生涯学習にかかわれる町民の皆様を多くするということは健康長寿にもつながると思います。また、あわせて子供の集う児童館、子供図書館も一考をお願いしたいです。子供たちには、多くの人と出会うことや経験する場面を多く生み出してあげることが、より豊かな人間形成に役立つものと考えます。町長の考えをお伺いします。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　それでは、青柳議員の質問にお答えをいたします。

１項目めのＡＥＤのコンビニ設置でありますが、毎年６月に群馬県医務課により設置状況の調査が実施され、保健センターで集約を行っております。当町の公共施設へのＡＥＤ設置状況については、各幼・小・中学校、桔梗館、天狗の湯、道の駅あがつま峡、コンベンションホール、スポーツ広場、東総合グラウンド、町民体育館、保健センター、役場となっておりまして、そのほとんどがリース契約により設置している状況であります。

さらにＡＥＤ使用を含めた救急法の講習会はそれぞれの所属で実施されていると報告を受けております。保健センター事業におきましても、毎年、救急の日前後に幼児安全法講習会を乳幼児保護者を対象に継続実施しております。また、町主催の各種イベント等事業実施に

際しましては、不測の事態に備えＡＥＤを携行するなど、安全面の対策に留意しております。

しかし、先ほど、公共施設での設置状況をお示ししましたように、保育所、支所、各出張所など未設置の公共施設を多数抱えております。このようなことから、まずは優先順位を考慮しつつ全施設での設置を目指していきたいと考えております。

ＡＥＤのコンビニ設置を町が実施するには課題も多いことから、調査研究をしていきたいと考えております。なお、現在設置済みのＡＥＤにつきましては、緊急時、誰もが使えるようわかりやすい場所への設置について再考するとともに、広くＡＥＤの使用に関する理解や講習会などの継続普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、中学生を対象としたＡＥＤの取り扱い講習の件でありますが、東吾妻中学校では既に保健体育の授業の中の救急救命、救急蘇生に関する時間で実施をしております。ほとんどの生徒が、最初は戸惑いながらも一生懸命に取り組んでいるとのことでございます。生徒たちが通学や部活動中、また学校生活以外の中で応急措置が必要となる場面に遭遇することになっても、講習を継続することによって身につけた知識や手順で非常時に少しでも救命の手助けができるようになってくれればと考えております。

次に、大きな項目の２点目でございます。町民・子供たちの文化活動の拠点整備の件でございますが、今回は中央公民館の今後の方向性などを中心にお答えいたします。

原町地区にございます中央公民館は、山村開発センターとして設置をされてから42年以上が経過をいたしました。竣工から数年後には町の公民館として利用が始まり、現在は施設の立地や規模などから連日多くの方々に利用いただいております。会議室や和室、調理室なども整い、図書室の機能も充実し、町の文化活動の拠点としての機能が果たされていると思います。ただ、中央公民館は以前に実施した耐震診断によりますと補強が必要な施設との診断結果を受けており、補強工事だけでも概算１億数千万円に上ると見込まれております。

ご質問にもございましたが、現在、原町地区の公共施設は再編の時期に差しかかっております。具体的には、役場庁舎や消防本部の移転、県立高校の統廃合などが予定され、大きな転換点を迎えております。今後はそれらを含めた公共施設の再編、利活用について広く皆様からご意見をいただいて検討を重ねてまいりたいと考えております。その中では、生涯学習の拠点としての中央公民館のあり方や、子供たちの学習環境や健やかな成長にかかわる施設の必要性などが議論の中心となってくると捉えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　12番、青柳議員。

○１２番（青柳はるみ君）　お答えありがとうございます。

ＡＥＤに関して、今うれしい報告がありまして、中学校でやっているということで、やはり１回２回３回と繰り返してやることで自信がつくと思います。非常にうれしい報告でした。私たちどもも、婦人会や日赤奉仕団、または催し物のときにＡＥＤの、消防士に来ていただいて訓練をしております。やはり、どきどきするものです。

ＡＥＤというのは2014年から一般市民も使えるようになって、ガイドの言うとおりに使えるんですけれども、命を左右すると思うとどきどきします。自分が、助けなくてはいけない場面があれば、今の中学生のようにやったことがあるという自信があって、そういう意識を持つ人をふやすためにも学校での複数回の体験、そしてまた、誰もが目にする誰もが行ったことのあるコンビニ設置が非常に有効と考えます。

このＡＥＤ使うときに、この機能に合わない人はどうするんだろう、子供はどうするんだろうと心配なんですけれども、子供の場合、設置しても動かない、この機械は子供には合いませんよ、また、ただ倒れていてＡＥＤ使っていいんだろうかと悩むときにまあやってみる、そうすると機械が症状を判断して作動しないということを聞きまして、安心して、とりあえずガイドのとおりやってみるという、やっていいんだなということで、やったことでもっと重篤になったらどうしようと心配したんですが、そういう、作動しないから大丈夫ですよということでした。この、ＡＥＤの言うガイドのとおりにすればいいので、一回も経験しなければこの使う勇気も起こりませんので、中学生が使ったことがあるという自信というのは非常に大切なのでいいと思いました。

コンビニにあるということは町民の意識を上げる効果もあると思います。実際、使わなくてもコンビニにありますと、身近なところにありますということで、それで町内には６店舗コンビニがありますが、残念ながら坂上地区にはないんですけれども、真ん中には日赤があって、何かのときには日赤に飛び込めばいいんで、向こう西と東、少なくとも２店舗にはこの町はコンビニにありますよという、外部から来た方もわかるような２店舗。

そして費用なんですけれども、前橋はもう200何十つけるんだそうです。そんなもんですから、１台が8,000円ぐらいだといってました。少ないともうちょっと高くなるということで、１年の経費が１万円ぐらいで済むんではないかということです。この、そんなにかからない、ＡＥＤは確か半額補助もあると思いますので、メンテナンスの１年間の経費を考えれば、その意識を持つ人をふやすという意味ではそんなに重たい経費ではないと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　今、お話伺って、ＡＥＤの機能につきまして、使えない症状には作動しないということを教えていただいて、大変よかったと思います。

コンビニに設置ということでございますけれども、我々が心配しているのはそのコンビニに設置しておいて、店員の方がそのＡＥＤをしっかり動かしてくれるのかということが心配な点でございます。本当に、中学生ではありませんけれども、講習会をしっかりと受けていただいて、そしてそのコンビニに置くということができればいいかと思いますけれども、店員の方が、その方がまた入れかわって新しい方が来たらどうするかとか、いろんな疑問、心配な点も出てくると思います。前橋市に200台以上入ったということでございますので、そういう状況等も調査させていただいて、研究させていただいて、今後の課題として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　12番、青柳議員。

○１２番（青柳はるみ君）　ちょっと町長の今のお答えと意識が違うんですけれども、コンビニに置いていただくんですが、置いていただくだけで、コンビニの皆さんが、アルバイトが多いわけですが、講習を受けていただければそれはいいんですけれども、ただ置いてもらうだけで、使うのは町民ということで、設置してもらうだけでいいと思います。使うのは町民ということで、場所だけしていただければと思って。そして電池交換とかは職員が、前橋なんかはするということなんですけれども、ちょっと認識が違うので、そこら辺よろしくお願いします。

ＡＥＤを使った、助かった、だめだったという例が２つ、ちょっとチョイスしてきました。

平成26年なんですが、ニュースで皆さんも覚えているかもしれないんですが、甲子園を目指して練習していた山形の高校生が、夜間の練習中に心臓発作を起こして、すぐ監督が気づいて心臓マッサージをしたんですけれども、ＡＥＤと言って、ＡＥＤ持ってきてと言ったんですがＡＥＤは鍵がかかっている学校の中、そしてそれも生徒と体育館の玄関の間で鍵を幾つもあけなければそこに達せなかったということで、そんな騒ぎしてるうちに救急車が着いて搬送されて、それでそのときは心肺停止の状態だった。２日後、その生徒は亡くなったということなんです。後で調べたら、ＡＥＤで救命できる可能性のある心室細動だったんだそうです。

それですから、町の計画で今後、保育園とかも置きますよというお返事でしたが、とにかく使えるときにすぐ使えるもの、すぐ、あそこにあれば、あるというそんなものですから24

時間営業のコンビニへと考えているわけですが、公共施設に設置するのをふやしますというお返事でしたが、すぐ駆けつけられる、すぐわかるところというのが重要だと思います。ここら辺、ちょっとお考えを進めていただきたいと思います。

もう一つ例があります。沖縄県の那覇市、那覇市のＡＥＤ設置状況と聞きますと町中ＡＥＤの印がばあっとすごいんですね。どうしてなんだろうといったときに、やはりきっかけがあって、夜間倒れた男性がいて、そばにいた人はすぐコンビニに行ってＡＥＤを使った。そのおかげで間に合って、４日後に意識を取り戻し、後遺症も軽く回復しているということで、那覇市は24時間営業のコンビニ118店舗にふやして設置したということなんです。年間200日は夜間閉鎖されている公共施設では困る。このような現実にあったことを見て、このような那覇市の例を見て、町長の思いをお伺いします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　私もちょっと考えていることが違っておりまして、そういう、置いておくだけということでございますね。いずれにいたしましても、前橋市の状況等もよく判断をして、今後の課題として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　12番、青柳議員。

○１２番（青柳はるみ君）　渋川市もＡＥＤ設置しますよと新聞報道がありました。しかし、まだ進めていないということなんですけれども、ゴーサインは出ているんですけれども、やってないということだそうです。それは行政が一歩踏み出していないということだけで、ゴーサインは出ているそうです。

次に、公民館なんですけれども、やはり住民の方が公民館を活用しようと思うと、ふれあいの郷が閉鎖されてからばかに中央公民館が混んでダブってしまって、お互い話し合って日にちをずらしたりして、工夫しながら使っているという声を聞きます。私たちも、中央公民館に入りますと黒板がありまして、午前、午後、夜と全部塞がっているんです。こんなに、今まであったかなと思うほど予定がみんな埋まっているんですね。それで、非常にいい運営をされているわけなんですが、やはりふれあいの郷の影響か、ダブルになって、本来はこっちの部屋を使いたいんだけれども、調理室を使って会議をしているとか、本来は椅子のある部屋が欲しいんだけれども、畳のあいている部屋を使っているとか、いろいろ住民のほうが工夫して使っているんですが、やはり全町対象の講習会とか、話し合いとか、催し物とかやるときにはやはり原町が中心で、ここがいいと。振興センターといってもちょっと遠いねなんて、東なんかは言ってしまって。

そして、やはり中央に人が集まったほうがにぎやかさが違うし、やはりコンパクトシティーと言われていますけれども、原町地内がやっぱり必然なので、今、公共施設を再編考えておりますという町側のお返事でしたが、ぜひ住民の利便性、使いやすいように考えていただきたいと思います。公民館の利用者の話によりますと、やはりいつでも、何曜日と決まって催し物をしている人たちがそうもいかなくなったという言葉がありますので、それを重く受けとめていただきますようにお願いしたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　中央公民館、いつも行ってみますと大変にぎやかで、利用状況がかなりあるということでございます。お話ししましたように、ちょっと耐震等の補強が必要な施設ということでございますけれども、確かにこういった公民館、必要でございます。お話いただいたような、高校生なり、子供たちの活動の場というものも必要でございますので、今後こういった公共施設のあり方について十分に検討して、補修なり、あるいは新設なりというものを検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君）　12番、青柳議員。

○１２番（青柳はるみ君）　新設なりという言葉いただきました。

子供たちの集う場所をという訴えですけれども、教育研究会のときに教育長がスピーチをされました。その中で、やはり子供たちは多くの人とかかわればかかわるほど成長するというお話を教育長がされたときに、非常に感ずるものがありました。やはり、学校の校区以外のところで、また町内の違う小学校の子と会うという場所というのが、やはり児童館でもあれば、子供図書館でもあれば、そこでまた行き会ってまた中学で統合したときに非常に有効だと思います。ぜひ、子供たちの集まれる場所、また中央公民館でも高校生がクーラーがきいているところで自習なんかしている姿も見られますので、そこら辺も考慮していただきたいと思います。町長、最後に一言お願いいたします。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　子供たちの集まって勉強や集う場所ということでございますけれども、役場庁舎が移転しますと上下水道課も一緒に移転しますので、そうしますとあの建物があいてくるということもございますので、そういうものを利用していくことも一つの考えとしてあるかと思います。いずれにいたしましても子供たちの教育のため、そういった施設につきまして今後検討してまいたいと思います。

○１２番（青柳はるみ君）　了解しました。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前１１時５６分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午前１１時１０分）

◇　金　澤　　敏　君

○議長（一場明夫君）　休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

次に、11番、金澤敏議員。

（１１番　金澤　敏君　登壇）

○１１番（金澤　敏君）　それでは、通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

町長は、一期目の町長選挙時公約として、給食費の無料化を打ち出しておりました。当選後、条例案を出しましたが議会で否決されたことは、きっと今でも苦い思いがあろうかと思います。来年の４月には任期切れとなります。給食費の無料化を任期中に実現するのかを、することを目指して三たび提出する考えがあるのか、ないのか、伺いたいと思います。

たしか昨日の同僚議員の質問に対して、十分に検討して実現に向けてやりたいと答えておりましたが、これは任期中に条例提出をすると捉えてよろしいでしょうか。正確にお答えいただきたいと思います。公約や議場での発言は重いと認識はしていると思います。

憲法第26条第２項では、全ての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とすると明記されております。素直に読むならば不変的制度である義務教育全体が無償の対象でなくてはならないのだと考えますが、町長の見解を伺います。

さて、貧困と格差の問題は以前の一般質問でも取り上げました。特に子供たちの貧困問題

は深刻で、６人に１人が貧困と言われています。飢えるほど食に困っている子供はほとんどいないと考えられますが、栄養バランスとなると話は別です。貧困によりその食事は安価で脂肪分とカロリーが高く、味つけも濃いファストフードやインスタント食品が中心で、野菜摂取などほとんどない偏った内容です。なお、不規則な食生活なことから生活習慣病の増加も報告されております。今でも三度の食事がとれない子供の増加により、危機感を持った地域のボランティアの人々が子供食堂の開設を続けているのが現状です。自治体が地域の子供を育てていくという視点、子供の健康に責任を持つとの視点が今求められているのではないでしょうか。ただ単に、子育て支援のためだけではなく、この視点からも当町も給食費の無料化を捉え直す必要があると思いますが、町長の見解を伺います。

もう１点は、学校給食を食育の一環として捉える必要があると思います。しかし、一部の住民からは学校給食法第４章第11条をもって保護者の負担を主張されています。しかし、これは地方公共団体が児童の給食費の一部並びに全部を補助することを禁止する意図はないと広く解釈されています。この点も町長の見解を伺います。

教育委員会も学校給食は教育の一環という認識と学校給食法が描く教育目標、これは平成21年改正法でありますが、そこでの内容をしっかりと捉え直す必要があるのではないかと思います。義務教育は不変的制度であるのに、給食費が払えるか、払えないかで選択的選別を行う選択的制度が組み込まれていることは整合性がとれないとの指摘も重要です。学校給食の精神は子供は市民がみんなで育てるとの思いで、寺の住職が中心になり明治22年に現在の山形県酒田市に貧窮者のための小学校を設立し、教育に必要な物品を与えただけではなく、毎日児童に昼食を与えたことが始まりだと言われております。費用の捻出に各寺院の住職の協同による托鉢、乞食で賄われたとつづってあります。

このように地域の子供をその地域で健やかに育み、将来を担う子供たちの人格形成まで責任を持つ必要があるのではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

あとは自席にて質問を続けていきます。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

給食費の無料化につきましては私の公約でもあり、過去に条例案を提案させていただき、金澤議員におかれましては、その経緯につきましても十分ご承知のことと思っております。

１点目の子供の貧困問題から給食費の無料化についてのご質問でございますが、憲法では義務教育は無償であり、全ての子に対して能力に応じてひとしく教育を受ける権利を保障しております。現在給食費は、小学生年額５万1,600円、中学生年額６万1,200円で、保護者には幼稚園入園以降相当なご負担をいただいております。私も経済的な子育て支援策として給食費の無料化は最も有効な対策であると現在も捉えております。

次に、学校の設置者と保護者、それぞれの経費の負担を規定した学校給食法第11条につきましては保護者の経費負担を禁止するものではなく、設置者の判断で保護者負担の軽減を図ることは可能という解釈が一般的なようでございます。既に幾つかの自治体では子育て支援や人口減対策、また食育の一環、教材というふうに捉え、無料化としております。

次に、学校給食法については、金澤議員ご指摘のとおり、以前の学校給食が単に子供たちの栄養補給の手段としたものから、平成21年に子供たちの心身の健全な発展に資するものとして、その目的と目標が明確に規定されるようになりました。義務教育段階での学校給食は、食育の一環として情報教育や環境教育などとともに教科等を横断して取り組まなければならないと考えております。成長期にある子供たちは食の知識や大切さを学び、生涯にわたり健康づくりの基礎となる生活習慣が確立していく時期であります。各園・学校とも年間計画を定め、食事の重要性や喜び、心身への健康や自己管理、食の品質や安全性、生産流通や調理への理解、人間関係などの社会性、地域の産物、食文化などについて各教科と関連されながら、発達段階に応じた指導の充実を図っております。

また、ご質問にございます義務教育制度の中に経済的負担や家庭の経済力によって格差が生じやすい部分が組み込まれているという点につきましては、法令により経済的理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者には就学援助制度が定められております。具体的には、生活保護世帯やそれに準ずる世帯に対しまして、学用品、部活動費、給食費、修学旅行費などの一部または全部が援助されている制度でございます。それぞれの世帯には事情があり、必ずしもこの制度が実態に即した十分な制度であるとは言えませんが、今後も情報収集に努め、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　今の町長の発言、何だかよくわからないですよね。就学援助制度があるからいいんだというような言い方で最後終わったと感じるんですけれども、ということは、給食費の無料化についての方向性はないと判断してよろしいんですね。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　このお答えにつきましては、そういう意味で答えておるわけでございます。そういう制度もあるという参考につけ加えた程度でございます。

　また、金澤議員も過去から現在までいろいろとご判断をなされて給食費無料化を肯定する立場になったということで、私はうれしく思っております。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　だから、正確に答えてもらいたいということを一番最初に言ってますよね。昨日の同僚議員の質問の中で、十分に検討して実現に向けてやりたいというような発言であったということで、私は、これは町長が給食費無料化条例化に向けてかじを切ったなと判断したわけなんですけれども、それから後退したと思ってよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ちょっとご質問の意味がわかりませんけれども、給食無料化についてはもう以前から取り組んでいくということでお話をしておりますので、これは任期とかそういうものにかかわらず取り組んでいく課題でございますので、私はそう捉えております。

○議長（一場明夫君）　町長、あの質問の冒頭で、任期中に条例化を提出する考えがあるかというのを端的に聞いていたので、それの答えがないんで、多分。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、今お話ししたように任期中とか、そういうものにかかわらず今後取り組んでいくというお答えでございます。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　やらないというような答えだったと私は考えました。もうこれからあと半年ちょっとありますけれども、それで終わるんだというようなことを言ったんだなと感じています。本当にずっと検討、検討を続けてきて結局ここまで来てしまったんだということなのかなと思います。やっぱり公約ということ、議場で発言するということの重要性というのをどこまで認識しているのかなというのは本当に不思議に感じてしまいますけれども、町長も本当に政治家であらせられるんですから、そういう発言は本当に重いものがあるという認識を、今後、今まで持っていないんだったら持っていただきたいなと思います。

　もう一度しっかりとお聞きいたしますけれども、この就学援助制度があるんだから、これでいいじゃないかという、そういう形の発言として捉えてよろしいんですね。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、そういうものではないとお答えをしております。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　だから、もう少ししっかりと答えてもらいたいんですよ。オブラートに包んだようなふにゃふにゃしたような答えじゃなくて、やれないんだったらやらない、やるんだったらやるという、そういうあれが必要なんじゃないんですか、政治家として。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、今申し上げましたように就学援助制度というものがございますので、生活保護世帯や準ずる世帯に対しましては、そういうものがあるというお話をしたところでございます。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　きのうの発言の、かじを切ったと感じた私が間違っていたんだなと、今思っているところなんですけれども、じゃ、私が今質問した内容の自治体が地域の子供を育てていくという視点、子供の健康に責任を持つという視点、これが必要なんじゃないかという、私は質問したんですけれども、そういう視点はないということでよろしいんでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　金澤議員のご質問も極端といいますか、何か理解できませんけれども、私の答弁の中にはそういうことも含めてお話をしているところでございます。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　理解してもらえないということで、私もあの町長が言っていることが何か理解できない。何か一向、あの方向性が一向定まらないことをいつも言っているなと感じております。それが町長の姿勢なのかわかりませんけれども、そのように感じてしまいます。

　では、教育委員会、教育長にもお答え願いたいと思いますけれども、文科省が定めた食育基本計画、これと学校給食についての見解を一言、出していただきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　先ほど町長が答弁したとおりだというふうに受けとめております。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　だから、それはどういうことでしょうか。

○議長（一場明夫君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　先ほど町長が答弁しておりましたけれども、成長期にある子供たち

ということで、給食というのは大事であるということで、子供たちの健やかな成長に資するものだというふうに受けとめて、自分ではおります。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　基本的に流れがこう変わってきて、ただ単に今まで子供に食べさせればいいんだという給食から、しっかりと食育という言葉の中でこれは本当に教育なんだと、そういう方向性を文科省は出しているんですよね。給食、これ、食育基本計画、06年に出されています。ただ単にその地域の地産地消をやればいいんだとかそういうことではなく、もっともっと地域のつながりやら、そういうものをちゃんと持ちましょうよと。地域が子供たちに教育していくんですよと、食育をもって教育をしていくんだというそういう基本理念があると思うんですけれども、教育長はどのような形でその食育というものを捉えているか答えていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　先ほどの答弁と重なるところがあろうかと思いますけれども、学校教育の一環としての食育ですから、子供たちが学校教育目標に向かって心身とも健やかに成長していく、そういう一環として給食、食育給食を捉えております。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　今、教育長は、教育の一環としてということをしっかりとおっしゃいましたよね。町長に伺いますけれども、義務教育です、これは。食育も教育の一環なんですよ。だったら、義務教育として無料化の方向へ向かうべきだと思いますけれども、町長のお答えを願います。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　先ほどのお答えの中でも、義務教育段階での学校給食は食育の一環として取り組んでいくということをお答えをいたしました。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　それと、だから義務教育は憲法の26条で言っているように無償化するのが普通なんでしょう。そこへつながらなければ何の意味もないじゃないですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　金澤議員のご質問に唖然としておるところでございますけれども、かつて義務教育、給食費の無料化に反対をしていた人の言葉かなと。非常に勉強されて、また、給食費無料化の必要性についてご理解をいただいて、本当に今の質問に驚きと、また喜びも

感じております。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　大分、皮肉で返してきますね。あなたはそういう人間だったなというのはつくづく感じます。私がどういう態度をとったかというのは関係ないですよ。今、私が質問しているのは、町長に対して質問しているんですよ。それをそういう茶化したような答え方をするということは人間性を疑われますよ、本当に。

公約に従って、やるかやらないか、それだけちょっとお答えください。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　お答えしていますように、公約でございますので任期とかそういうものにかかわらず私の姿勢として給食費無料化に取り組んでまいるということは、いつも言っております。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　任期に関係なくという意味が全然理解できないんですけれども、その辺をもう一回、任期に関係なくやるということは、あなたがもし来年の４月以降町長じゃなかったときにもう、どういう形で、じゃ、取り組んでいくんですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、当然そういうことも考えられるかもしれませんけれども、やはり給食費無料化、金澤議員のように無料化を推進する議員の皆さんをふやしていく、そういう活動もできるわけでございますので、そういう話もあるわけでございます。任期に関係なくというのはそういうことでございます。

○議長（一場明夫君）　11番、金澤議員。

○１１番（金澤　敏君）　いや、本当に私もいろいろずっと今まで一般質問を行ってきましたけれども、これほどまともに答えようとしない姿というのはなかなか見られなかったなと思います。そういうことがありますので、これ以上質問を続けていても幾らやっても仕方がないという考えがありますので、どっちかというと町長に対して余りにもひどい人間性かなというような形をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君）　答弁はよろしいですか。

○１１番（金澤　敏君）　結構です。

○議長（一場明夫君）　以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

◇　重　野　能　之　君

○議長（一場明夫君）　続いて、４番、重野能之議員。

（４番　重野能之君　登壇）

○４番（重野能之君）　議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私たちの国はわずか70数年前、戦争を経験しています。広島、長崎の悲惨な悲しい過去もあります。何の罪もない幼い子供たちや女性が、そして多くのとうとい命が失われ、今後二度と再び戦争の犠牲になるようなことが断じてあってはならないと思います。平和主義と国際協調の理念を確固たるものとし、自分の国は自分で守る精神と体制を構築することが今求められていると思います。

しかし残念なことに、けさ９月15日６時57分、また８月29日にも、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、北海道の上空を通過し太平洋上に着弾しております。北関東・東北地方など12道県ではＪアラートが作動し、サイレンが鳴り響きました。また、先日にも６回目の核実験も実施されております。既に一部では日本に対して、200発のミサイルが同時連続的に発射できる状態であるとも言われ、数分で着弾をするとも言われております。私たちの日本は戦後かつてない軍事的脅威にさらされているのが現状であります。

政治行政には、幼い子供から高齢のお年寄りの方まで、全ての人々の暮らしと命を守り抜くという大きな責任と使命があります。しかし、弾道ミサイルを初めとし、仮に当町が諸外国から武力攻撃を受けたときに多くの住民の方々が犠牲となり、町民の衣・食・住と行政、医療などの全ての機能が一瞬にして奪われ、失うことになります。

当町にはこれら武力攻撃に対応する群馬県東吾妻町国民保護計画があります。この計画は、当町がゲリラ・特殊部隊による攻撃、また弾道ミサイル、化学兵器等の武力攻撃自体を想定し、国民保護措置実施のため物資・資材の備蓄、また、訓練の実施、避難実施要領の策定などを明記した計画であります。自然災害も含めて、いつどこで何が発生しても全く不思議ではない危険な状況の中で、極めて重要な計画と言えます。それらを踏まえた上で、質問をさせていただきます。

１点目としまして、東吾妻町民の生命財産を守るという大きな責任ある行政の執行長として、今回弾道ミサイルが発射され、敗戦から初めて空襲警報とも言えるサイレンも鳴り響きました。この事実を町長として、どのように受けとめているでしょうか。

２点目としまして、当町にも他国から武力攻撃を受けたときに対応するための「東吾妻町国民保護計画」があります。この計画の意義を町長としてどのように考えているでしょうか。

３点目としまして、有事において、内閣総理大臣から町対策本部の設置要請があった場合の体制づくりのシミュレーション等を関係各課と庁内で行っているでしょうか。

４点目としまして、計画の中には、武力攻撃があった場合に備えて日ごろから警察・消防・自衛隊等と意思疎通を図ることとありますが、今までに事前協議、シミュレーション等が実施されてきたでしょうか。仮にされていない場合、今後の予定はあるでしょうか。

５点目としまして、最近では全国の自治体で弾道ミサイルの発射を受けたことを想定した避難訓練が実施されてきております。９月13日現在、総務省によりますと、国との共同訓練を行った全国の自治体が14団体、そして各都道府県と行ってきた市町村が20団体、今後３団体が実施予定であるとのことであります。また、自主的に避難訓練を行っているところ、行政に関してはこの数字には含まれておりません。計画にも避難訓練実施項目がありますが、今後実施の予定はあるでしょうか。

６点目としまして、ミサイル発射などの攻撃を受けた際には、情報・通信の途絶ということが当然に予想されます。計画にもありますが、例えば町独自の自衛隊、警察、消防、また学校等公共機関との連絡・通信手段が必要となると思いますが、現時点でどのようにお考えでしょうか。

以上、お聞きしまして、あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（一場明夫君）　町長の答弁を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

１点目の質問ですが、本日も午前７時ごろ北朝鮮のミサイル発射によりＪアラート、全国瞬時警報システムによる警報が鳴り響きました。携帯電話や各局のテレビ放送でも警戒を呼びかける物々しい事態になりました。結果的には、町からはるか北の上空を通過したこととはいえ、町民の安心・安全を脅かす事態を招いたミサイルの発射は断じて許せないという思いがあります。また、町の防災無線に連動してＪアラートからの警戒情報伝達システムが正常に作動したことは、日ごろの点検と国・県の関係機関との情報伝達訓練の成果と考えております。

２点目の東吾妻町国民保護計画の意義をとのご質問ですが、町の計画における重要事項と

しては町が住民と直接かかわり、その安全と安心を確保することを最大の使命としており、警報の伝達及び避難住民の誘導という大きな役割を担っております。国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の目的にもございますように、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し国・地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難等に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、その他必要な事項を定めることによりまして、国全体として万全の体制を整備することになっております。

３点目の質問でありますが、国から町対策本部の設置要請については計画にあるとおりでございます。関係課とのシミュレーション等は行っておりません。

４点目の質問でありますけれども、武力攻撃を受けたときに対応するための関係機関とのシミュレーションにつきましては行っていませんが、関係する機関の対応もありますので慎重に検討したいと思っております。ただし、緊急時の情報伝達システム等の点検、テストは関係する国や県等の機関と連携して随時行ってまいります。

５点目の国民保護計画に関する避難訓練の実施はしておりません。今後、訓練の形態や方法等も考慮して検討していきたいと思います。

６点目の攻撃を受けた場合の情報通信機能への対応ですが、日ごろから非常時の情報伝達についての体制を確認し、有事へ対応ができるようにしてまいります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　４番、重野議員。

○４番（重野能之君）　この質問を準備をしておりまして、まさかというか、またけさもこういった事態が発生をしました。また、けさ総務課長からこういった朝の一連の出来事、そして町の対応ということで、印刷物も配付をしていただきまして、非常に早い、素早い行動で評価できるものと思います。

この北朝鮮の問題をめぐりまして、もう既に昨日の報道でも、日本を核によって海に沈めるんだと、こういったようなメッセージも北朝鮮側から発せられております。既に韓国軍はけさのもう、ミサイル発射を受けて既に韓国軍も、北朝鮮の上空を通過させるということではなくて、ミサイルの発射演習でいいですかね、そういったものを韓国軍も既に朝、あのミサイル発射を受けた後に行っているというようなことも報道されておりました。本当に非常に危機的な状況で、どこの国がいい悪いということでは、一部、もしかしたらないかもしれ

ないんですよね。

やはり今までの過去の世界史的な経緯を見ても、じゃ、大国だけが核を保有することが許されるのかと、小さい国のあり方というんですかね、そういったものももしかしたら世界的に、今いろんなことが世界中で起きておりますけれども、そこら辺の国の国家というもののあり方というのが非常に、世界的にそのあり方が問われているときなのかなというふうに強く思いました。

そこで、まだ質問から少しそれるというか、これはことしの９月12日の上毛新聞で安中市と長野県の軽井沢町がミサイルの発射を受けて、受けたことを想定したことによる覚書というか、結んだということで新聞報道がされておりました。これは、北朝鮮がミサイルを発射した場合の避難施設、シェルターとすることを念頭に安中市が長野県軽井沢町との間で有事の際に、既に廃止された旧ＪＲ信越線横川軽井沢間のトンネルを貸し出すというための覚書を結んでいたということであります。長さ約、使えるのが実際400メートルで、収容される人数というのが約2,600人を収容できるだろうということを想定して、安中市と軽井沢町が使わなくなったＪＲのトンネルを貸し出すと、こういった覚書を結んでいるということが報道されておりました。非常に両市町ともに有事を現実の問題として実感した、行動に移した、評価できるものと思いますが、町長としてここら辺もし承知しておりましたら、感想というものを聞かせていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　有事の際のその町、自治体にある施設を使っていただくということでございまして、そういうふうに考えれば東吾妻町もその吾妻線の廃線敷のトンネルもあるわけでございまして、そういう使い方もできるかなというふうに思っております。

どこにミサイルが来るかということがなかなかつかめなくて大変なことでございますけれども、かつては小千谷市、小千谷市は柏崎原発から30キロの圏内にあるということで、もしもというときにはこの東吾妻町に来たいということから、町の施設等も見に来ていただいて、そのような非常時に迅速な行動がとれるよう検討したようでございます。そのように、弾道ミサイル等につきましても今後迅速に安全が確保できる、そういった施設をお互いに各自治体が提供し合いながら支援していくということは必要かと思っております。

○議長（一場明夫君）　４番、重野議員。

○４番（重野能之君）　まさにその町長の言われたとおりだと思います。そういったことをぜひ今後も検討して、考えていただきたいと思います。

また質問に戻りまして、質問の中で３点目なんですけれども、有事においての避難訓練のことなんですが、今まで県から、国から県を通じてなんですけれども、県から避難訓練の実施の検討を求める、こういったような指導、通知、そういったものはあったでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　県のほうから避難訓練を実施したことがあるか、していないかと、弾道ミサイル対策ですけれども、そのような調査は来ておるということでございます。

○議長（一場明夫君）　４番、重野議員。

○４番（重野能之君）　県のほうとしましては２回ぐらいされているかもしれないかなというふうに、自分、認識をしてきたんですが、今回特に、これからというんですか、県としましてはこの避難訓練の実施というものの検討を促す、こういった通知であり指導をしている、していく、その順番的に一斉に流され、そういったものが配付されるのか、そこら辺の手続的なことはわからないんですが、エリアによって多少遅れたり早まったりするのかもしれませんが、そういったことをされていくような方針であるというふうに聞いております。特に、今後は学校、いざというときのために学校を、児童・生徒を含めた学校を含めた避難訓練を、実施を求めていくと、こういうような動きであるようにということを聞いております。

また、その学校機関ということを含めてなんですが、８月29日のミサイル発射を受けたときに朝、自分の知っている限りなんですが、高山村、長野原町においては保護者宛てに、６時過ぎですかね、ミサイルが本日発射された、それについて今後児童・生徒の学校のきょうの予定はどうなるか、また後ほどメールでということで、二度三度保護者宛てにメール、そういったものが長野原、高山村では流されていたというふうにも聞いております。特に子供たちや若い保護者の方々、また特に、いざというときにその子供たちを誘導する、避難誘導をしていく学校の先生たちがパニックにならないように日ごろの備え、こういったものが、計画にもあるんですが、必要と思うんですが、改めて町長そこら辺のところをお考えをお聞かせください。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　町の教育委員会、教育長から小・中学生の保護者宛てにＪアラート発生時における児童・生徒・園児、安全確保に関する対応についてということで、登校・登園のときにＪアラートが発令された場合はこうしなさい、また下校時に発令された場合はこうしなさい、あるいは学校・園にいるときに発令された場合はこうしなさいというふうな書いた資料をお配りをしたところでございます。お尋ねのように、こういうものを踏まえながら、やはり

児童・生徒・園児を含めた、そういった緊急の場合に向けた訓練といいますか、そういうものも今後は必要になるのかなと、やっていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君）　４番、重野議員。

○４番（重野能之君）　またぜひ、今後も引き続きそういった体制でお願いしたいというふうに強く思います。

この計画も、非常に内容も多岐にわたりまして、そして現実の脅威が目の前に迫ってきて、恐らくこの計画というものを含めた最大の本当の危機管理というものは、これから進められていくものだろうと思います。日米同盟ということもありますが、アメリカもやはり最近の発言等を聞いておりますと、本当にアメリカのためにならなければアメリカはその血を流さない、犠牲を払わないと、日本のためだけにアメリカが犠牲になるかといえば、非常にここら辺が疑問であるというふうな意見も識者からも言われております。まさにそのとおりだと思います。

やはり、自分の国は自分で守る体制づくりというもの、日本の脅威、日本が今脅威にさらされているということは当然日本国内にあるこの東吾妻町、渋川もそうですし、高山もそうだと思います、中之条も含めて、やはり日本というのは私たちの国でありまして、この国が今、全体的に非常に危険にさらされているということだと思います。全てが破壊をされていく。こういったものに備えていくということを、ぜひ今後も考えて、そして私たちも含めていかなければ、考えていかなければならないと思います。

そういったことを考えながら、我が町に目を向けていただきまして、約１万4,000人を超えるこの町民の方々の子供からお年寄りの方まで、多くの方々の生命と財産、そして暮らしを守る。この大きな責任を背負っている。これは、町長だけじゃないんですが、やはり町のトップとしてこの責任というものは非常に多くのしかかっていると思います。そこは、ある意味、長というのは大変孤独なものであり、そういったことであるということも十分認識をしているんですが、やはりこれは現実問題として１万4,000人の命が町長に託されている。そしてこれは戦争とか災害とかだけではなくて、この町の行く末がまさに今の町長に委ねられている。ましてやこの大切な時期、いろんな町の財政であり、あるいは景気の問題であり、地方創生を含めた人口減少、こういった問題を全て含めて町長にその大きな責任があると思います。

もう一度、自然災害を含めて、今回の武力攻撃、想定される、いずれ、もしかしたら本当に現実にミサイルが着弾するかもしれない、こういった自然災害も含めて町民の方々の命を

守る、暮らしを守るんだという町長の決意、思いというものを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　大戦後、今現在、大変危機的な状況にあるかと思っております。重野議員ご指摘のように日米安保がこのときに、いざというときに本当に想定された動きができるのかどうかというものもしっかりと捉えていかなければならないと思います。それには、国に対してしっかりとアメリカ、韓国等々と連絡を取り合って、本当にミサイルに対して瞬時に撃退ができるような体制をつくってもらわなければならないと思います。そして、この東吾妻町におきましても先ほど出ておりましたように、子供たち、いざというときにこういう行動をしなさいというふうなことで、訓練も行う中で身の安全を図っていくことが必要かと思います。やはり町民の生命、財産、安全な生活、これを守っていくことが我々の使命でございますので、これからも国の指示、あるいは県の指示、そしてまた町独自の考え等も行いながらしっかりと町民のために取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君）　よろしいですか。

以上で、重野能之議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

◎発委第２号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君）　日程第２、発委第２号　意見書の提出について（市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

８番、樹下議員。総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長　樹下啓示君　登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君）　お昼になりましたが、もう少し時間をいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

意見書の提出ということでございますけれども、市町村道路整備事業が計画的に進捗でき

るよう、必要な交付金予算の事業費総額を持続的に確保すること。

一つとして、長期安定的に道路整備が進められるよう、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）」の補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続をしていただきたいということが内容でございますけれども、特に当町におきましては上信自動車道の整備に一番関係してくることではないかなと思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

昨日、総務建設委員会を開催いたしまして、全会一致で意見書を提出すべきというふうに決定をいたしましたのでご報告を申し上げ、議員各位におかれましてもご賛同いただけますようお願いを申し上げまして報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君）　説明が終わりました。

提出者に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

それでは、ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○町長（中澤恒喜君）　今の議決をいただきました道路関係の意見書につきましては、群馬県町村会各町村長が寄りまして同様の意見書を提出をするということになりましたので、ご参考までにお伝えをいたします。

○議長（一場明夫君）　お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君）　お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君）　閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　平成29年第３回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る５日に開会されました今期定例会におきましては、人事関係２件、報告関係２件、条例関係９件、決算関係８件、予算関係６件、その他２件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後、町政を

執行する中で生かしていきたいと存じます。また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しましても感謝を申し上げる次第でございます。

さて、台風18号の影響も懸念されるところですが、町の担当する行事といたしましては、あす16日に東吾妻ふるさと祭りが駅前を中心に実施をされます。また、吾妻ふるさと大橋の開通式も16日に行われます。川戸地区へのアクセスが非常によくなるものと思われます。29日には戦没者追悼式をコンベンションホールにおいて挙行の予定でありますので、ご参列を賜りたいと思います。

なお、これから吾妻郡民体育祭などが予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君）　閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

平成29年第３回定例会は、９月５日から本日まで11日間にわたり開催され、人事案件、条例、平成28年度各会計歳入歳出決算認定、平成29年度補正予算、その他の執行部提案に加え、烏帽子山植林組合議会議員選挙、請願書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には８人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また、諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

迎える秋は、スポーツ行事や文化行事、各地域での秋祭り、取り入れにと多忙な季節となります。特に、９月24日には郡民体育祭の玉入れとターゲットバードゴルフの競技が行われます。副議長を中心に一致団結して練習を行い、優勝を目指して頑張っていただきたいと思います。

結びに、今後も健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君）　これをもって、平成29年第３回定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午後　零時０８分）

地方自治法第１２３条の規定により下記に署名する。

平成　　年　　月　　日

東吾妻町議会議長　　一　場　明　夫

署　名　議　員　　佐　藤　聡　一

署　名　議　員　　根　津　光　儀

署　名　議　員　　樹　下　啓　示